

むかわ町事前復興計画 資料編

令和 7 年 3 月

むかわ町

むかわ町事前復興計画 資料編 目次

1.	むかわ町事前復興計画 策定の経緯.....	1
1.1	計画策定の体制.....	1
1.2	専門家会議.....	2
1.3	計画策定先導チーム.....	3
2.	被害想定.....	5
2.1	応急仮設住宅用地.....	5
2.2	災害がれき置き場.....	9
2.3	遺体安置所、仮埋葬場所.....	11
2.4	宅地、災害公営住宅.....	12
3.	むかわ町の復興まちづくりに向けた課題.....	13
3.1	災害前の課題と取り組み（抜粋）.....	14
3.2	災害後の課題と取り組み（抜粋）.....	18
4.	復興まちづくりイメージ図検討経緯.....	21
5.	住民アンケート結果.....	24
6.	事業者アンケート結果.....	33
7.	むかわ町を取り巻く現状.....	44
7.1	広域的な位置づけ.....	44
7.2	自然的条件.....	45
7.3	災害リスク.....	48
7.4	社会的条件.....	53
7.5	都市施設等.....	70
7.6	その他施設.....	81
7.7	上位関連計画における日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備え.....	88

1. むかわ町事前復興計画 策定の経緯

1.1 計画策定の体制

むかわ町事前復興計画の策定体制を以下に示します。

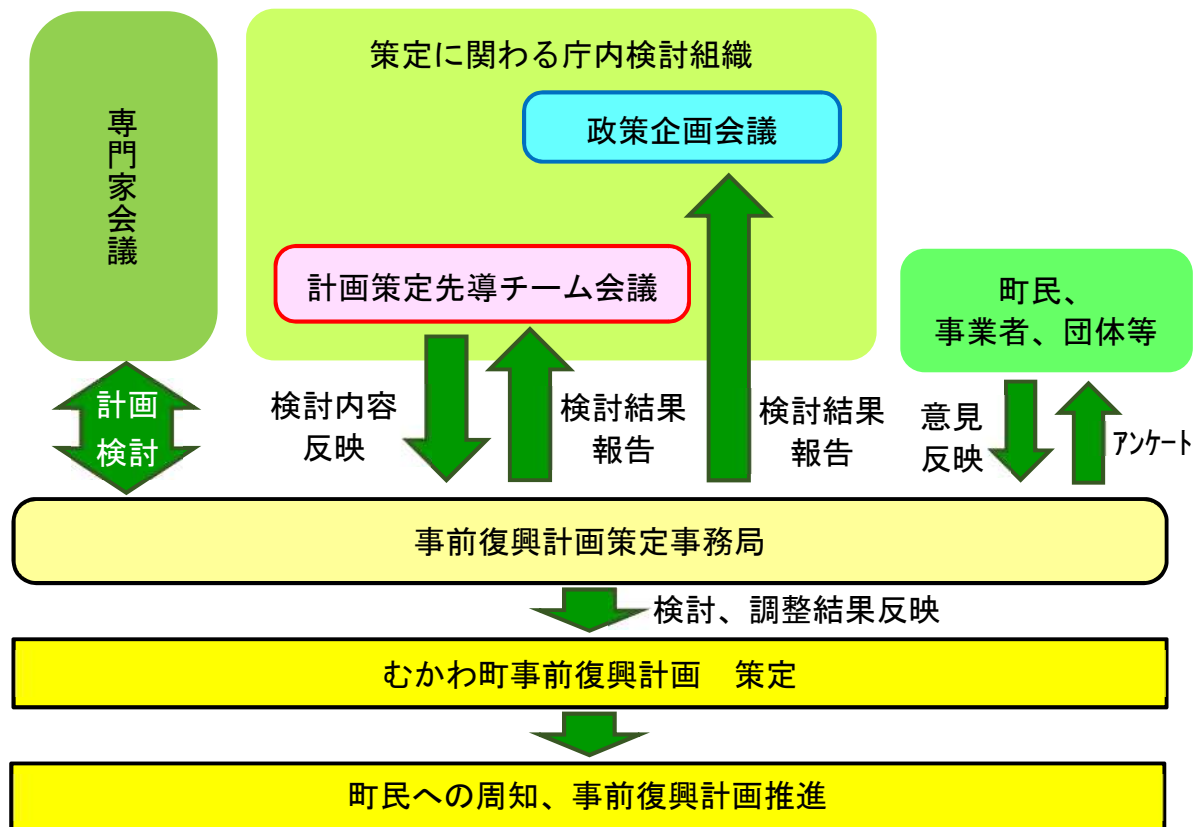


図 1-1 むかわ町事前復興計画策定体制

1.2 専門家会議

1.2.1 専門家会議の有識者

専門家会議は、計画策定全般に係る報告内容について、専門的見地からむかわ町に対し提言、助言を行う機関として構成し、地震防災のほか、むかわ町と協定を締結している機関より、都市計画や平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に携わった識者を委嘱しました。

(敬 省 略)

	所 属	役 職	氏 名
1	北海道大学	教授	高橋 浩晃
2	北見工業大学	教授	高橋 清
3	苫小牧工業高等専門学校	教授	下タ村 光弘
4	北海道立総合研究機構建築研究本部	博士	石井 旭

1.2.2 専門家会議 議事内容

表 1-1 専門家会議 開催概要

開催日	議事内容
第1回 (R5. 8. 7)	(1) 専門家会議の役割、スケジュール (2) 事前復興計画の概要、事例紹介 (3) 本町の事前復興計画に関連する計画や取り組み (4) むかわ町事前復興計画の検討体制・スケジュール (5) むかわ町事前復興計画の構成 (6) 専門家等からの話題提供、意見交換
第2回 (R5. 11. 21)	(1) 第1回 専門家会議要旨確認 (2) 第1回 計画策定先導チーム会議要旨報告 (3) むかわ町事前復興計画（骨子案）の内容確認 (4) むかわ町事前復興計画（素案）での確認事項
第3回 (R6. 2. 8)	(1) 第2回 専門家会議要旨確認 (2) 計画策定先導チーム会議グループワーク報告 (3) むかわ町事前復興計画（素案）での確認事項
第4回 (R6. 8. 26)	(1) 第3回 専門家会議要旨確認 (2) 住民説明会、住民アンケート、企業アンケート報告 (3) 計画策定先導チーム会議グループワーク報告（復興イメージ図） (4) むかわ町事前復興計画（素案）での確認事項
第5回 (R6. 12. 3)	(1) 第4回 専門家会議要旨確認 (2) 計画策定先導チーム会議グループワーク報告（第6，7回） (3) 復興イメージ図（フェーズ1～4） (4) むかわ町事前復興計画（素案）での確認事項
第6回 (R7. 3. 21)	(1) 第5回 専門家会議要旨確認 (2) 計画策定先導チーム会議グループワーク報告（第8回） (3) むかわ町事前復興計画 最終報告 (4) 計画策定に携わっての感想等

1.3 計画策定先導チーム

1.3.1 計画策定先導チームの位置付け

計画策定先導チームは、事前復興計画の策定過程を通じ、職員が自ら先導して復興まちづくりへの理解と知識を得る（復興訓練を兼ねる）ことを目的として設置し、財務、子育て福祉、保健介護、建築土木、生涯学習など庁内各所管から任命された事務職員、専門職員が、計画策定のベースとなる復興まちづくりの課題整理、復興まちづくりイメージ図・復興まちづくりシナリオの検討を行いました。



図 1-2 計画策定先導チームの流れ

1.3.2 計画策定先導チーム会議 議事内容

表 1-2 計画策定先導チーム会議 開催概要 (1)

開催日	議事内容
第1回 (R5. 10. 12)	1. 東日本大震災でおきたこと（動画視聴） 2. 東日本大震災で経験したことの問いかけ 3. グループワーク（災害が起きた時の行動） 4. 発表
第2回 (R5. 11. 30)	1. 第1回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 第2回専門家チーム会議報告 3. 事前復興計画紹介 4. グループワーク (1) 事前復興計画の課題整理の進め方 (2) 現状の課題 (3) 災害後の課題

表 1 2 計画策定先導チーム会議 開催概要(2)

開催日	議事内容
第 3 回 (R6. 1. 25)	1. 第 2 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 能登半島地震調査報告 3. グループワーク (1) 事前復興計画の課題と対応・取組み ①事前復興計画の課題整理の進め方 ②現状の課題と災害後の課題 ③課題への対応方針 ④とりまとめ、発表 (2) 復興イメージ図づくりにむけた「将来都市象」
第 4 回 (R6. 5. 22)	1. 第 3 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. むかわ町事前復興計画 動画紹介 3. グループワーク (1) 復興イメージ図 (案) の作成 ①
第 5 回 (R6. 7. 24)	1. 第 4 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 被災地視察報告 3. グループワーク (1) 復興イメージ図の作成②
第 6 回 (R6. 10. 4)	1. 第 5 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 第 4 回専門家会議の報告 3. 復興まちづくりイメージ図 町推奨 2 案紹介 4. グループワーク (1) 目黒巻 (タイムライン) 作成 (2 班) (2) 災害が起こる前に取組んでおくこと (2 班)
第 7 回 (R6. 11. 12)	1. 第 6 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 復興まちづくりイメージ図の紹介 3. グループワーク ①復興まちづくりシナリオの作成 ②とりまとめ、発表
第 8 回 (R6. 12. 17)	1. 第 7 回計画策定先導チーム会議のふりかえり 2. 第 5 回専門家会議の報告 3. むかわ町事前復興計画 (案) 報告 4. 勉強会 (東北大学災害科学国際研究所 姥浦教授) ①事前復興計画の重要性 ②人口減少・高齢化や近隣自治体計画との整合も考慮した時間とお金がかからない計画にすることの重要性 ③平時からの取組み (業務) で防災を意識することの重要性 ④意見交換
第 9 回 (R7. 3. 21)	1. 第 5 回専門家会議 2. 第 8 回計画策定先導チーム 3. むかわ町事前復興計画 最終報告 4. 計画策定に携わっての感想等

2. 被害想定

2.1 応急仮設住宅用地

応急仮設住宅用地の候補地を想定するため必要戸数の算定を行いました。必要戸数の算定にあたっては、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を基に、「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（国土交通省住宅局住宅生産課：H24）」の「被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等」の推計方法を用いて算出しました。

(1) 推定の方法

応急仮設住宅の供給戸数の推計は、北海道立総合研究機構が北海道総務部危機対策局危機対策課から依頼を受けて実施した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における建物被害棟数（令和4年7月28日公表）、「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」（平成24年5月国土交通省住宅局住宅生産課）（以下、「応急仮設住宅必携」という。）、及び「北海道住宅災害時の対応マニュアル」（平成16年12月作成、令和5年3月修正、北海道建設部住宅局住宅課）（北総研が令和2年12月に実施した平成23年東日本大震災以降の被災市町村に対する応急仮設住宅供給実績調査結果を含む）に基づき実施しました。

応急仮設住宅必携では、被害想定に基づく応急仮設住宅（建設仮設＋借上仮設）の必要戸数の想定方法を、以下のように示しています。

表 2-1 建設型応急住宅の必要戸数の算出方法

建設型応急住宅の必要戸数＝	①住宅の供与が必要な戸数
	－②公的住宅（公営住宅や UR 賃貸住宅等）の想定戸数
	－③自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数
	－④民間賃貸住宅（借上仮設）の想定戸数

また、応急仮設住宅必携では、応急仮設住宅の供与が必要な戸数の推計方法として以下の方法を提案しています。このうち、推計方法2の避難世帯数を用いた推計については、避難世帯数を算出するためには被災世帯に死亡による世帯消失を加味し、さらに避難所避難者と避難所外避難者の割合を加味して設定する必要があります。

避難世帯数の推計は現在のところ行っていないことから、本推計では、以下のうち推計方法1、1'、及び3を活用しました。

表 2-2 応急仮設住宅の供与が必要な戸数の推計方法

推計方法 1	住家被害（全壊・半壊戸数）×2～3割	○
推計方法 1'	住家被害（全壊・半壊戸数）×過去実績に基づく仮設住宅供給割合 A	○
推計方法 2	避難世帯数（避難者数/平均世帯人員 A） ×建物が全壊半壊を理由に避難している者の割合 ×応急仮設住宅等への希望者の割合	
推計方法 3	全壊世帯 × 全壊住戸世帯の応急仮設住宅入居希望割合 X ＋半壊世帯 × 半壊世帯の応急仮設住宅入居希望割合 Y	○

(2) 建物被害の推計

本推計では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における建物被害棟数（令和4年7月28日公表）の全半壊棟数（表3）を使用します。なお、大半が戸建て住宅と想定されることから、本報では棟数を戸数・世帯数として取り扱いました。

表 2-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における建物被害棟数

災害の種類	建物全壊棟数	建物半壊棟数	建物全半壊棟数
揺れ	1 未満	4 棟	5 棟未満
液状化	63 棟	244 棟	307 棟
津波_日本海溝 sh02	1,098 棟	648 棟	1,746 棟
合計	1,162 棟	896 棟	2,058 棟

（参考：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における建物被害棟数（令和4年7月28日公表））
（半壊棟数については業務において北総研が推計したが道の発表資料には含まれていない）

(3) 応急仮設住宅の供与が必要な戸数の推計

応急仮設住宅の供与が必要な戸数は、(1)で提示した各推計方法に基づき、全半壊数を用いて推計しました。

推計の結果、全半壊数 2,058 棟に対して、最大 638 棟（戸）の応急仮設住宅が必要となることが推計されました。

表 2-4 各推計方法に基づく応急仮設住宅数の推計結果

推計方法 1	住家被害（全壊・半壊戸数）× 2～3 割 【全半壊】 2,058 棟（戸） × 3 割 = <u>617 棟（戸）</u>
推計方法 1'	住家被害（全壊・半壊戸数）× 過去実績に基づく仮設住宅供給割合 A 【全半壊】 2,058 棟（戸） × 0.31 [※] = <u>638 棟（戸）</u>
推計方法 3	住居が全壊した世帯 × 全壊住戸世帯の応急仮設住宅入居希望割合 X + 半壊世帯 × 半壊世帯の応急仮設住宅入居希望割合 Y 【全半壊】 1,162 棟（戸） × 0.38 [※] + 896 棟（戸） × 0.2 [※] = 442 + 179 = <u>621 棟（戸）</u>

※ 平成 23 年東日本大震災の被災市町村の実績（令和 2 年 12 月調査）から算出

(4) 建設型応急住宅の推計

建設型応急住宅数は、推計した応急仮設住宅数に過去実績に基づく市町村の人口規模別にみた建設型応急住宅割合（表 6-5）を乗じて推計を行いました。

むかわ町は、区分の「ロ」に該当します。

推計の結果、むかわ町の全半壊棟数を考慮した場合は 370 棟（戸）の建設型応急住宅が必要となることが明らかとなりました。

表 2-5 過去実績に基づく市町村の人口規模別にみた建設型応急住宅割合

	区分	建設型の割合※
イ	人口 5 千人未満、人口 1 万 5 千人未満かつ応急仮設住宅必要戸数 50 戸以下	0.76
ロ	人口 1 万 5 千人未満かつ応急仮設住宅必要戸数 50 戸超	0.58
ハ	人口 1 万 5 千人以上 4 万人未満	0.46
ニ	人口 4 万人以上 20 万人未満	0.2
ホ	人口 20 万人以上	0.048

※平成 23 年東日本大震災以降の被災市町村の実績（令和 2 年 12 月調査）から算出

表 2-6 建設型応急住宅数の推計結果

【全半壊】638 棟（戸） × 0.58 = 370 棟（戸）

応急仮設住宅用地面積の推計は、応急仮設住宅一戸当たりの必要面積を 100 m²と設定（高知県が応急仮設住宅必要面積算出に使用）し、必要戸数に乗じて推計しました。

表 2-7 応急仮設住宅用地必要面積

必要戸数	面積
370 戸	37,000 m ² (3.7ha)

(5) まとめ

以上から、応急仮設住宅の供給数は最大 638 棟（戸）、うち建設が必要となる戸数は 370 棟（戸）と推計されます。なお、本推計は、東日本大震災で被災した市町村の応急仮設住宅供給実績を基に推計しており、東日本大震災の実績値は、1.8 万人の死者・行方不明者が発生したことを前提としています。一方、むかわ町では、早期避難等により死者数を減らすことが可能となるため、避難対策の充実により、応急仮設住宅供給率は過去の実績よりも上昇する可能性がある点に留意が必要です。

また、北海道胆振東部地震でも応急仮設住宅が供給されましたが、むかわ町を含む胆振東部 3 町以外の自治体は建物被害が少なかったため、周辺市町の賃貸型応急住宅を活用することや、無被害建物を活用することが可能でした。一方、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、苫小牧市等の周辺沿岸市町も被害を受ける可能性が高くなっています。このため、北海道胆振東部地震の際よりも建設型応急住宅の供給率が上昇する可能性がある点にも留意が必要です。

参考文献

- ・国土交通省住宅局住宅生産課：応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（平成 24 年）
- ・北海道建設部住宅局住宅課：北海道 住宅災害時の対応マニュアル（平成 16 年 12 月作成、令和 5 年 3 月修正）

【参考資料】

表 2-8 被災地域の各指標に対する応急仮設住宅割合

県	自治体	浸水範囲 概況にか かる人口	浸水範囲 概況にか かる世帯 数	家屋被害 (半壊以 上)	応急仮設 住宅戸数	応急仮 設住宅/ 人口	応急仮設 住宅/世帯	応急仮設 住宅/家屋 被害
岩手県	宮古市	18,378	7,209	3,107	2,019	11%	28%	65%
	大船渡市	19,073	6,957	3,938	1,791	9%	26%	45%
	久慈市	7,171	2,553	854	15	0%	1%	2%
	陸前高田市	16,640	5,592	4,041	2,174	13%	39%	54%
	釜石市	13,164	5,235	3,648	3,142	24%	60%	86%
	山田町	11,418	4,175	3,167	1,844	16%	44%	58%
	岩泉町	1,137	431	200	143	13%	33%	72%
	田野畑村	1,582	526	270	186	12%	35%	69%
	野田村	3,177	1,069	479	213	7%	20%	44%
	洋野町	2,733	932	26	5	0%	1%	19%
宮城県	石巻市	112,276	42,157	33,378	8,000	7%	19%	24%
	塩竈市	18,718	6,973	3,250	206	1%	3%	6%
	気仙沼市	40,331	13,974	20,659	3,210	8%	23%	16%
	名取市	12,155	3,974	3,930	889	7%	22%	23%
	多賀城市	17,144	6,648	5,476	449	3%	7%	8%
	岩沼市	8,051	2,337	2,342	384	5%	16%	16%
	東松島市	34,014	11,251	11,077	1,617	5%	14%	15%
	亘理町	14,080	4,196	3,773	1,122	8%	27%	30%
	山元町	8,990	2,913	3,302	1,028	11%	35%	31%
	七ヶ浜町	9,149	2,751	3,404	421	5%	15%	12%
	女川町	8,048	3,155	3,263	1,340	17%	42%	41%
	南三陸町	14,389	4,375	3,321	2,500	17%	57%	75%
平均						9%	26%	37%

2.2 災害がれき置き場

がれき置き場の候補地を想定するため、がれきの量の算定を行います。がれきの量の算定にあたっては、「災害廃棄物の発生量の推計方法（環境省）」の推計方法を用いて算出しました。

災害廃棄物の発生原単位は、阪神淡路大震災、東日本大震災における建物被害棟数と災害廃棄物の処理量に相関がみられることから、重回帰分析し、以下の値を設定しました。

表 2-9 算定した発生原単位

	発生原単位	算出に用いたデータ
全壊	116.9t/棟	・東日本大震災における岩手県及び宮城県の建物被害棟数：消防庁被害報 ・東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量
半壊	23.4t/棟	・同上（半壊の発生原単位は「全壊の20%」に設定）
床上浸水	4.6t/棟	・既往研究成果をもとに設定
床下浸水	0.62t/棟	・同上

種類別の割合は、東日本大震災の種類別割合を用いました。

表 2-10 災害廃棄物の種類別割合の設定

項目	東日本大震災	阪神淡路大震災
可燃物	18%	17%
不燃物	18%	40%
コンクリートがら	52%	42%
金属くず	6.6%	0.5%
柱角材	5.4%	0.5%

津波堆積物の発生量の推計は、東日本大震災の処理量実績から発生原単位を設定し、津波浸水面積から発生量を推計しています。

その結果、発生原単位は0.0024t/m²としました。

表 2-11 津波堆積物の発生原単位の設定

津波堆積物の条件	発生原単位
東日本大震災の津波堆積物の選別後の処理量	941 万 t
津波浸水面積	385 km ²
発生原単位（単位面積（津波浸水範囲）当たりの処理量）	0.024 t / m ²
津波堆積厚	1.7cm～2.2cm

災害廃棄物の見かけ比重は以下の値を用いました。

表 2-12 災害廃棄物の見かけ比重

災害廃棄物の種類	見かけ比重（t/m ³ ）
可燃物	0.40
不燃物	1.10
コンクリートがら	1.48
金属類	1.13
柱角材	0.55
津波堆積物	1.46

出典：「青森県災害廃棄物処理計画」（青森県、平成30年3月）

前述の発生原単位等を用いて、本町における L2 津波被害による災害がれき発生量の算定を行いました。

全壊戸数	1,200 戸	
↓		
震災がれき発生量	104,280t	
↓		
震災がれき種類別発生量 (t)	可燃物 不燃物 コンクリートがら 金属くず 柱角材	18,800t 18,800t 54,200t 6,900t 5,600t
↓		
津波堆積物発生量	浸水面積 17,300,000 m ² =41,520t	
↓		
震災がれき種類別発生量 (m ³)	可燃物 不燃物 コンクリートがら 金属くず 柱角材 津波堆積物	7,520 m ³ 20,680 m ³ 80,216 m ³ 7,797 m ³ 3,080 m ³ 60,619 m ³
↓		
合計	180,000 m ³	

図 2-1 災害がれき量

災害がれきを仮置きするために必要な面積は、積上げ高さを 5.0m と設定すると 36,000 m² (3.6ha) となります。

2.3 遺体安置所、仮埋葬場所

本町での災害による死者数は、冬季に避難率が低かった場合 2,300 人と想定されています。

(1) 安置所

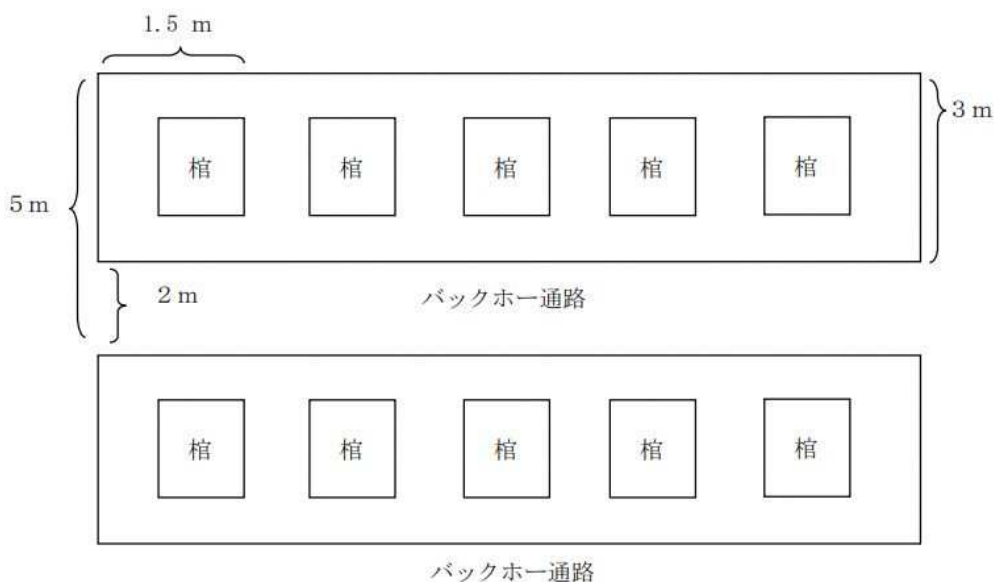
安置所は、検視・検案・歯科所見、納棺・安置、遺体情報の整理・公表、遺体の引き渡しが行われるため、屋内施設（体育館等）であることが望ましく、やむを得ない場合は屋外テント（四面張）を用いることを想定する必要があります。

安置所に収容するまでの仮安置場所に必要となる面積は、一体あたり（棺桶サイズ）幅 0.7 m×長さ（2.0m+通路幅 1.0m）＝2.1 m²と設定しました。

$$\text{一体あたり } 2.1 \text{ m}^2 \times 2,300 \text{ 人} \div 5,000 \text{ m}^2$$

(2) 仮埋葬地

災害発生後、遺体の火葬が困難な場合に限り、遺体の仮埋葬を行います。必要となる面積は、一体あたり幅 1.5m×（長さ 3.0m+バックホー通路 2.0m）＝7.5 m²と設定しました。



出典：土佐市遺体対応マニュアル

図 2-2 仮埋葬地の配列例

$$\text{一体あたり } 7.5 \text{ m}^2 \times 2,300 \text{ 人} \div 17,000 \text{ m}^2$$

2.4 宅地、災害公営住宅

(1) 宅地

宅地は、原位置復旧の場合、新たに確保する必要はありませんが、津波浸水区域外に新市街地を形成する場合は同等の面積を確保する必要があります。

(2) 災害公営住宅

災害公営住宅の必要戸数は、被災者への意向把握の段階で町外移転・自力再建・公営住宅入居を確認して戸数を決定します。

事前復興計画での災害公営住宅予定地選出にあたり、用地面積を算出するために必要戸数を想定します。

「被災者の住まいの確保に関する取組事例集（内閣府防災担当：R3.5）」では、災害公営住宅等の必要戸数の推計方法として、応急仮設住宅数の30%程度としています。

$$\text{応急仮設住宅戸数 } 370 \text{ 戸} \times 30\% \approx 110 \text{ 戸}$$

災害公営住宅一戸あたりの敷地面積を100坪（330㎡）※と設定すると、36,300㎡（3.6ha）の用地が必要となります。

※防集事業で補助を受けられる住宅団地の基準面積は660㎡×移転戸数＋公益的施設用地（道路、公園、集会所など）の面積である。そのうち、住宅敷地については、平均面積の上限が「330㎡」と規定されていることからこの値を採用。

【参考】 表 2-13 被災地域の各指標に対する災害公営住宅戸数割合

県	自治体	浸水範囲概況にかかる世帯数	家屋被害（半壊以上）	応急仮設住宅戸数	災害公営住宅戸数	災害公営住宅/世帯数	災害公営住宅/家屋被害	災害公営住宅/応急仮設住宅
岩手県	宮古市	7,209	3,107	2,019	766	11%	25%	38%
	大船渡市	6,957	3,938	1,791	801	12%	20%	45%
	久慈市	2,553	854	15	11	0%	1%	73%
	陸前高田市	5,592	4,041	2,174	895	16%	22%	41%
	釜石市	5,235	3,648	3,142	1,316	25%	36%	42%
	山田町	4,175	3,167	1,844	640	15%	20%	35%
	岩泉町	431	200	143	51	12%	26%	36%
	田野畑村	526	270	186	63	12%	23%	34%
	野田村	1,069	479	213	100	9%	21%	47%
	洋野町	932	26	5	4	0%	15%	80%
宮城県	石巻市	42,157	33,378	8,000	4,456	11%	13%	56%
	塩竈市	6,973	3,250	206	390	6%	12%	189%
	気仙沼市	13,974	20,659	3,210	2,087	15%	10%	65%
	名取市	3,974	3,930	889	655	16%	17%	74%
	多賀城市	6,648	5,476	449	532	8%	10%	118%
	岩沼市	2,337	2,342	384	210	9%	9%	55%
	東松島市	11,251	11,077	1,617	1,101	10%	10%	68%
	亘理町	4,196	3,773	1,122	477	11%	13%	43%
	山元町	2,913	3,302	1,028	490	17%	15%	48%
	七ヶ浜町	2,751	3,404	421	212	8%	6%	50%
	女川町	3,155	3,263	1,340	859	27%	26%	64%
	南三陸町	4,375	3,321	2,500	738	17%	22%	30%
平均						12%	17%	60%

3. むかわ町の復興まちづくりに向けた課題

計画策定先導チームでは、被災を想定したまちの課題を、災害前と災害後に分けて整理し、庁内全所管による精査、事務局による整理を行いました。課題の洗い出し方法を以下に示します。

(1) 発災前の課題の洗い出し方法

大規模災害が発生すると、被害の発生だけではなく、人口減少など平時から存在する社会課題がより顕著化・加速化します。

被害の軽減に資する施策のほか、顕著化・加速化する課題解決のためには、平時からのまちづくりを点検し、課題を洗い出しておく必要があることから、第2次むかわ町まちづくり計画の各政策項目・施策項目ごとに課題を抽出するとともに、さらに災害に備える必要がある項目を追加しました。

(2) 発災後の課題の洗い出し方法

大規模災害が発生すると応急対応期、応急復旧期を経て、復興始動期、復興展開期、復興・創生期といった順で復興に向けた事業を進める必要があります。

むかわ町は現在、平成30年北海道胆振東部地震からの復興途上であり、災禍を受けたまちとして、その経験から事前復興に取り組むにあたり、現在進行中の復興計画からも課題を洗い出しておく必要があることから、第2次むかわ町まちづくり計画に包括される以前のむかわ町復興計画を基に課題を抽出し、さらにより大規模な災害に備える必要がある項目を追加しました。

なお次ページ以降、重要となる「生命に関わる」「町民生活に関わる」などの項目について課題を整理しました。

3.1 災害前の課題と取り組み（抜粋）

第2次むかわ町まちづくり計画における各基本方針・政策項目ごとに、被災後に顕著化・より進行する「災害前からの課題」と対応方針を以下に示します。

（時期の凡例 後：災害後 短：短期的に検討 中：中期的に検討 長：長期的に検討）

（1）基本方針1【子育て・医療・福祉】健康でいきいきとした暮らしを創る

1) 結婚・子育て・移住・定住への支援の充実

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
移住・定住	・新規就業者・地域おこし協力隊の減少	・農業実習生等の支援・相談体制の事前検討	町	中
妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	・妊産婦の減少 ・乳幼児の減少 ・子育て世帯の減少	・子育て関連施設の長寿命化、建替等	町・民	中
		・配慮を要する子どもの対象の明確化とリスト作成	町	短
		・平時における健診や相談時に避難方法等についての情報提供	町	短

2) 健康づくり・地域医療体制の構築

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
地域医療の充実	・救急医療体制の維持 ・医療と介護の連携 ・病院経営の維持	・地域医療構想・地域包括ケアシステムを踏まえた役割・機能の充実	町	中
		・新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み	町	中
		・施設・設備の最適化	町	中
こころの健康づくり	・健康不安、介護 ・外出、交流の減少 ・就労、事業継続の難航やこれに伴う生活苦	・地域ネットワークの強化	町	中

3) 地域福祉・高齢者福祉の推進

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
地域福祉の充実、高齢者の健康づくりと介護予防の充実、在宅・施設サービスの充実	・生活、外出支援体制の維持 ・ボランティア支援体制の維持 ・介護サービスの提供規模 ・介護予防事業の実施体制 ・高齢者の集まる場の維持	・地域の見守り支援	町	中
		・要介護者支援	町	中
		・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み（介護予防・生活支援、見守り体制）	町	短
		・平時におけるサービス提供時に避難行動等について確認	町・民	短
		・高齢者福祉施設等の耐震化、浸水区域外への移転	町・民	中

(2) 基本方針2【安全・環境・暮らし】安心・快適な生活環境を創る

1) 暮らしの安全確保

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
地域防災力の充実強化	・大規模災害に対応した災害対策本部体制・避難所運営体制の整備 ・自助・共助体制の維持、充実 ・津波防災対策	・役場庁舎機能喪失に備えたバックアップ機能の整備	町	短
		・自主防災組織、地域防災マスター、防災士の育成	町	中
		・津波避難対策の作成	町	短
		・都市防災施設の整備	町	短
		・津波防御対策の実施	町	後
		・近隣自治体との災害協定締結	町	短
消防力の充実強化	・消防力の維持	・消防施設、消防車両、資機材の整備	町	中
		・消防団員の確保	町	中
防犯・交通安全対策の推進	・自主防犯活動の維持 ・高齢化による消費者被害の発生	・防犯体制の充実、強化	町(道)	中
		・消費生活に関する意識啓発	町	中

2) 道路・公共交通の維持・活性化

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
道路の整備・維持管理	・町道の整備 ・除排雪体制の維持	・道庁整備事業の実施	町	中
		・橋梁の長寿命化事業の実施	町	中
		・除排雪対策の推進	町	中

3) 上下水道の整備

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の維持	・施設の更新・修繕	町	長

4) 社会基盤の整備

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
良好な市街地環境の形成と住環境の充実	・町外転出 ・地域経済、地域産業の縮小	・都市計画マスタープラン、立地適正化計画による都市ビジョン及び都市機能の誘導	町	中
		・関連計画との整合や社会情勢に合わせた事前復興計画の点検・見直し、住民意見も踏まえた復興イメージの作成・共有	町	中
	・所有者による空き地・空き家の適正管理	・空き地・空き家対策	町	中
情報通信基盤の整備・維持管理	・I R U設備の維持管理負担	・I R U設備の適正管理又は民間譲渡	町	中

(3) 基本方針3【産業・観光・交流】むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る

1) 農業の振興

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
農業基盤整備の推進	・ 農業施設整備などへの支援	・ 被災後も見据えた農業復興ビジョン策定	町	長

2) 林業の振興

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
豊かな森林づくりの推進	・ 働き手の流出、担い手不足	・ 林業者の支援・相談体制の事前検討	民	長

3) 水産業の振興

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
生産環境の整備	・ 漁港整備・機能保全 ・ 漁協施設整備などへの支援	・ 被災後も見据えた漁業復興ビジョン策定	町	長

4) 商工業の振興

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
地域産業の活性化とまちなかの再生	・ 商工業者の減少	・ 被災後も見据えた商工業復興ビジョン策定	町	長

5) 観光振興と交流の推進

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
地域資源を活用したまちづくりの推進	・ 四季の館の維持管理	・ 被災後も見据えた四季の館復興ビジョン策定	町	長

(4) 基本方針4【学び・文化・スポーツ】楽しく学び、まちを支える人を創る

1) 学校教育の充実

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
安心して通える教育環境の整備	・ 学校教育施設の整備・維持	・ 被災後の学校再開ビジョンの策定	町	中

2) 生涯学習の推進

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
生涯学習推進体制の充実と施設整備	・ 社会教育施設の整備・維持	・ 施設の更新・修繕	町	長

3) 生涯スポーツの推進

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
スポーツ環境の充実と利用促進	・ 社会体育施設の整備・維持	・ 施設の更新・修繕	町	長

(5) コミュニティ・行政経営

1) 協働のまちづくり

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
町民が活躍するまちづくりの推進	・町民同士のコミュニティの希薄化 ・高齢化の進行	・地域コミュニティの維持、充実	町	短
		・地域コミュニティ施設の更新・修繕・	町	長

2) 行政の運営

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
人材育成と組織体制の強化	・行政面積と行政課題に見合った定員管理	・機能的で弾力的な組織機構の構築	町	中
	・災害時の体制、人材育成	・災害査定、復旧業務に係る職員研修実施	町	短
		・災害査定、復旧業務の人員確保	町	中
		・建物被害判定のマニュアル化、職員研修実施	町	短
		・公費解体の災害査定の制度設計、職員研修実施	町	短
		・被災住宅応急修理、公費解体等の制度マニュアル化、職員研修実施	町	短
		・罹災証明発行事務のマニュアル作成、職員研修実施	町	短
		・応急仮設住宅面談マニュアル作成、職員研修実施	町	中
		・外部応援人員の配置計画	町	中
		・技術職以外でも対応可能な業務に関する職員研修実施	町	中
		・特定職員の負担増に配慮した業務体制検討	町	短
		・大規模災害時の住民にとる自助対応について住民へ周知	町	短
		・支援者支援の体制構築	町	長

3) 財政の運営

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
持続可能な行財政運営	・人口減少に伴う町税収入の動向 ・国勢調査人口減少に伴う交付税算定の動向	・行政改革の推進	町	中
公的財産の有効活用	・保有町有財産の適切管理 ・人口減少に伴う公共施設配置のあり方	・公共施設等総合管理計画に基づく適正管理	町	中

3.2 災害後の課題と取り組み（抜粋）

災害後の課題と取り組みを以下に示します。

（時期の凡例 前：災害前 短：災害後短期的 中：災害後中期的 長：災害後長期的）

（1）災害発生時

1) 地震発生から津波が襲来するとされる約 40 分

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
最大震度 5 弱から 5 強程度の揺れを体感	・各世帯、職場等における身の安全確保	・防災知識の普及、啓発	町	短
		・家具等の固定、建物の耐震化	民	短
	・避難行動の準備	・防災グッズの常備、避難行動の事前確認	民	短
大津波警報が発表される	・外国人への避難行動呼びかけ ・町外からの来訪者への避難行動呼びかけ	・外国人への防災知識の普及、啓発	町	中
大津波警報が発表される	・避難開始が遅れ浸水区域外への徒歩避難が間に合わない ・浸水区域外までの距離が遠く垂直避難できる場所が近くにない ・津波時の避難所ではない避難所へ避難する人がいる	・指定緊急避難場所の確保	町	前
		・指定緊急避難場所の情報提供	町	短
大津波警報が発表される	・浸水区域内の避難行動要支援者の支援	・要支援者名簿の作成、定期更新	町	短
		・車両避難経路ごとの目標地点の明示	町	長
	・自動車による避難は渋滞発生の懸念がある	・車の避難経路の整備及び道路の整備	町	短
		・積雪寒冷期における避難路の除雪体制構築	町	長
指定緊急避難場所への避難	・町職員が配置できない ・避難実例がない	・避難者が避難場所の使用方法を確認できるようにする	町	短
		・避難訓練の実施	町	中
	・津波が完全に引くまで移動できない	・食料等の備蓄	町	中
		・簡易トイレ等防災資機材の設置	町	中
	・屋根や壁がない ・積雪期は屋上が積雪で使用できないかもしれない	・積雪寒冷対策の検討	町	中

(2) 応急対応期

1) 避難行動の後、避難所等での避難が開始されるまで

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
指定避難所	・ 職員の参集がままならず職員の避難所配置体制が整わない ・ 公用車が被災し避難所へ速やかに向かうことができない	・ 臨時災害対策本部や避難所に避難所開設手順、運営ルールを備え付けておく	町	短
	・ 避難所運営ルールの統一	・ 官民・男女共同での避難所運営ルール、トイレ対策、防犯対策、要配慮者対策をあらかじめ明確にしておく	町・民	短
		・ 各避難所にあらかじめ資機材を保管しておく	町	短
	・ 浸水区域外付近の避難所に避難者が集中する ・ 避難場所が分からず戸惑う避難者がいる	・ 浸水区域外指定避難所の適正配置	町	短
		・ 指定避難所の周知、啓発	町	短
自宅等避難	・ 指定避難所以外の場所で自主的に避難所が開設される	・ 状況把握方法の確立	町	中
福祉避難所	・ 避難所生活において配慮が必要な方への対応	・ 浸水区域外での福祉避難所の配置	町	中

2) 津波が完全に終息した後、2週間程度まで

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
人命救助、安否確認	・ 人命救助活動の本格化 ・ 家族や知人の安否確認の本格化	・ 要員の配置	町	中
		・ 情報の一元化	町	中
医療体制の確保	・ 医療機関の機能停止や受け入れ困難 ・ 医療従事者の離職や派遣中止による人材不足	・ 医療機関等受け入れ体制の事前検討	医	中
受援、支援物資の受入	・ 各種受援や物資受入の本格化	・ 受援計画に基づく受援体制	町	短
道路の整備・維持管理	・ 道路、橋梁、歩道の被災	・ 町道啓開体制の確立、各道路管理者との連携	町	中
		・ 緊急輸送道路上の橋梁耐震化	町	中
上下水道の整備・適正な維持管理	・ 震災による施設の損壊	・ 飲料水活用可能地域の確認、輸送手段検討	町	短
	・ 壊滅的な被害により復旧に時間と費用を要する	・ 上下水道の速やかな復旧のための準備（図面、資材確保）	町	短
廃棄物処理	・ 災害廃棄物の処理	・ 震災ゴミの搬入場所の検討	町	短
情報伝達	・ 災害時の情報収集が困難	・ 避難所内での情報発信手段、内容、担当者の検討	町	中
	・ 大地震による被害に対応した情報伝達方法確立	・ 非常時の正しい通信方法の準備	町	短
避難所運営	・ 支援者（ボランティア等）を何処にどれだけ人員を割り振ればよいか苦労	・ ボランティアや応援職員の受け入れ計画（スケジュール、宿泊先等）など受援計画の検討	町	長

(3) 応急対応期

1) 当面の対応として復興とは別に進めなければならないもの

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
応急仮設住宅	・入居希望者数の早急な把握	・入居基準、手順等の事前検討	町	中
		・速やかな意向調査	町	中
	・公有地の不足 ・民有地の確保が進まない	・建設候補地の選定	町	中
		・みなし仮設住宅の活用	町	中
仮設店舗、 仮設事務所	・買い物弱者の発生 ・被災事業者の事業継続困難の発生	・応急仮設住宅地での仮設店舗配置検討	町	中
		・被災事業者の仮設事務所候補地検討	町	中
公共施設等の再開	・認定こども園の再開	・防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等に基づく平時からの情報把握と連携	町・民	短
	・小中学校、高等学校の再開	・学校防災計画に基づく平時からの情報把握と連携	町	短
	・胆振東部日高西部衛生組合の被災	・し尿共同処理施設復旧方針の事前検討	町	長

2) 復興計画策定段階

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
生活再建	・被災者の意向把握	・意向把握方法の事前構築	町	長
	・公費解体対象とならない家屋、建物の取扱い ・事業手法により被災者間で負担に差が生じる	・被災者間で差が生まれない独自制度の事前準備	町	長
	・住宅の再建	・災害公営住宅の整備	町	長
市街地の再建	・復興の進捗を待てない住民による住宅等の再建が始まる ・事業手法等に対する理解促進	・建築制限区域指定の事前検討	町	長
		・復興イメージ案の事前作成、全体共有	町	長
医療・保健・介護・福祉の再建	・サービスの（一部）再開	・仮設施設の確保	町	長
農業・漁業の再建	・被災農漁業者の支援策	・支援策の事前検討	町	長
	・被災農地の復旧	・復旧方法の事前検討	町	長
商工業の復興	・被災事業者の支援策	・支援策の事前検討	町	中

3) 復興計画事業化・工事段階

項目	被災後に顕著化・より進行する課題	対応方針	主体	時期
事業化段階	・国等の関連他事業との事業調整に時間を要する	・外部要因を極力排除した復興事業の策定	町	長
工事段階	・工事入札の不調、不落	・工事発注情報の共有、発注時期調整	町	長
	・設計変更の多発	・設計変更ルールの策定	町	長

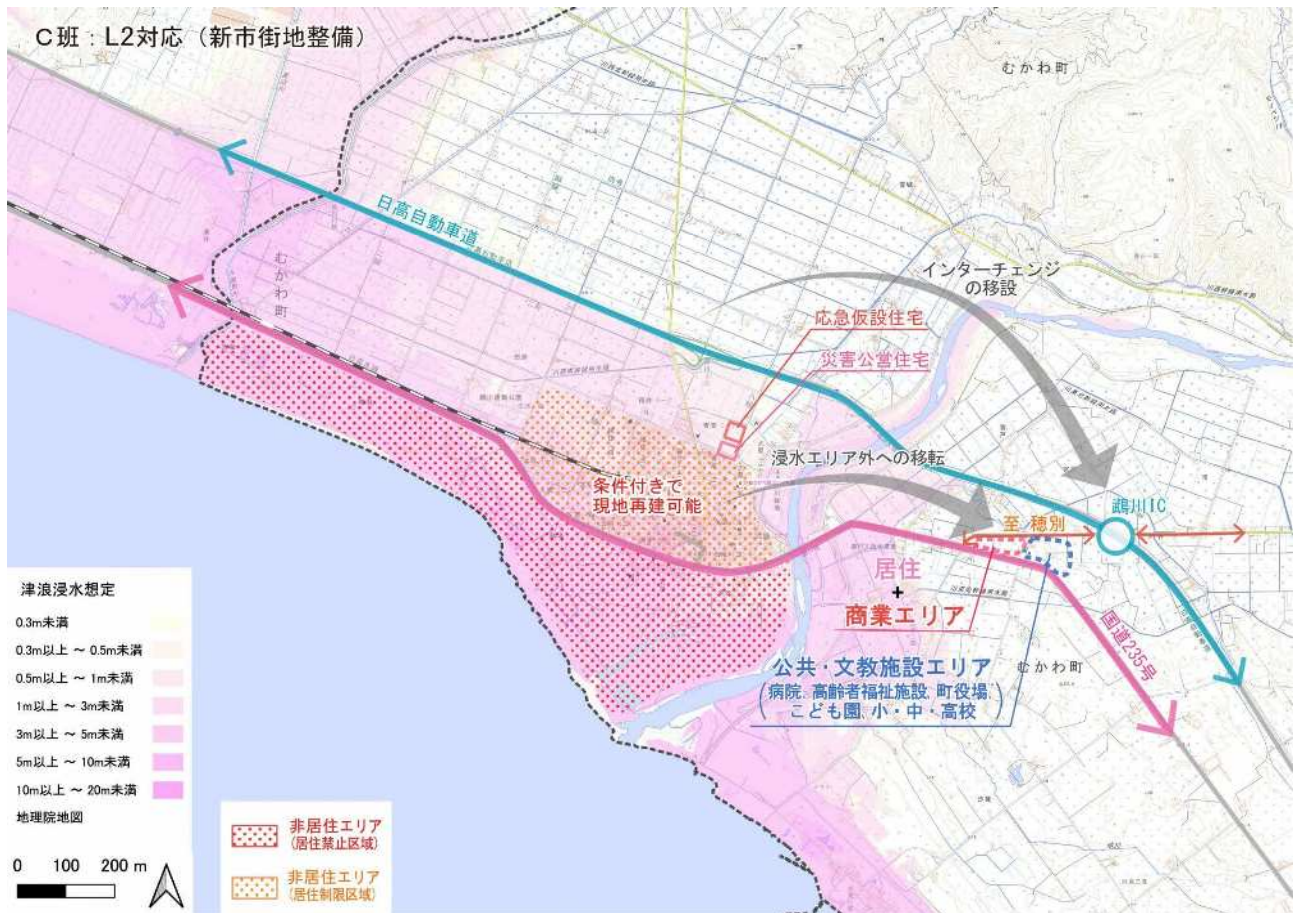
4. 復興まちづくりイメージ図検討経緯

復興イメージ図は、実際に災害が起こった時の社会情勢やまちの状況、被災者の意向によって変わることが想定されるため、様々な選択肢の中からその時々にあふさわしい計画を導きだせるよう、計画策定先導チーム会議にて、幅を持たせた計画の立案を行いました。

(1) L1津波に対応



(2) L2津波に対応（新市街地整備）



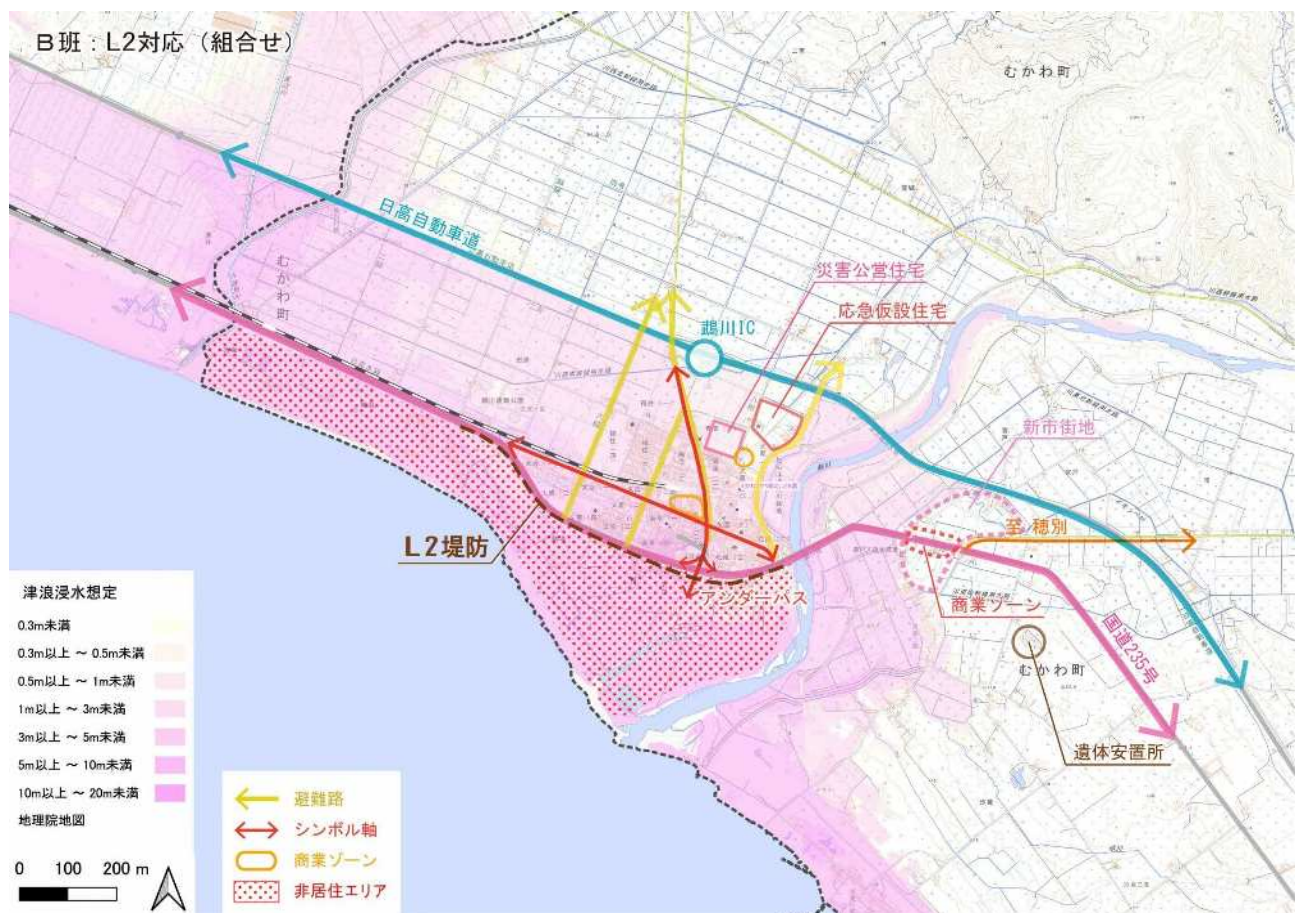
(3) L2津波に対応（現地再建）



(4) L2津波に対応（嵩上げ再建）



(5) L2津波に対応（組合せ）



5. 住民アンケート結果

事前復興計画の内容について動画を作成・公開し、津波からの避難、復興まちづくりに向けた課題・基本方針、復興まちづくりイメージなどについて、アンケート形式で意見を集めました。

表 5-1 住民アンケート調査結果概要

対象	小学生から高校生	一般
調査方法	北海道電子自治体共同システムを活用した web 回答 ※むかわ町公式 YouTube チャンネルにて事前復興計画についての説明動画を公開	
調査期間	令和 6 年 6 月 1 日～30 日まで	
回答数	192	99

くらし・手続き

むかわ町事前復興計画についての説明動画と住民アンケート実施について

「事前復興計画」は、大規模災害が発生する前に、あらかじめ、復興の基本目標、復興イメージ、復興の手順のほか、災害が発生する前に実施していく対策を決めておくものです。

復興まちづくりには、町民の皆様、むかわ町へ通勤・通学される皆様への意向確認が必要ですが、被災後の混乱した状況では冷静な判断が難しく、意向確認にも多くの時間を要します。

事前復興計画をあらかじめ決定しておくことで、被災後のスムーズな復興につながることから、事前復興計画のないようについて説明し、アンケート形式でご意見を伺います。

【事前復興計画についての説明動画】

むかわ町公式YouTubeチャンネルにて動画を公開しておりますので、アンケートにお答えいただく前にご覧ください。

[こちらをクリックしていただくと説明動画が再生されます。](#)

【被害想定などの資料】

[むかわ町事前復興計画策定の背景](#)（PDFファイル）

[むかわ町事前復興計画で対象とする被害想定](#)（PDFファイル）

【アンケートへのご回答のお願い】 ※アンケートは令和6年6月30日で終了しました

むかわ町に在住の皆様、むかわ町へ通勤・通学されている皆様は、次のアンケートにお答えくださいますようお願いいたします。

アンケートフォームは2種類あり、次のいずれかをクリックいただくと回答フォームが開きます。

回答受付期間は令和6年6月30日（日曜日）までとなっております。

[小学生から高校生までの回答フォームはこちら](#)

[一般の方の回答フォームはこちら](#)

図 5-1 むかわ町 HP でのアンケート案内の様子



図 5-2 むかわ町公式 YouTube に上げた動画

(1) 小学生から高校生を対象とした調査

アンケート調査結果の内容を以下に記します。

むかわ町内の小学生が回答者の7割を占め、町内の中学生・高校生を合わせると98%が町内に通学している生徒の回答です。

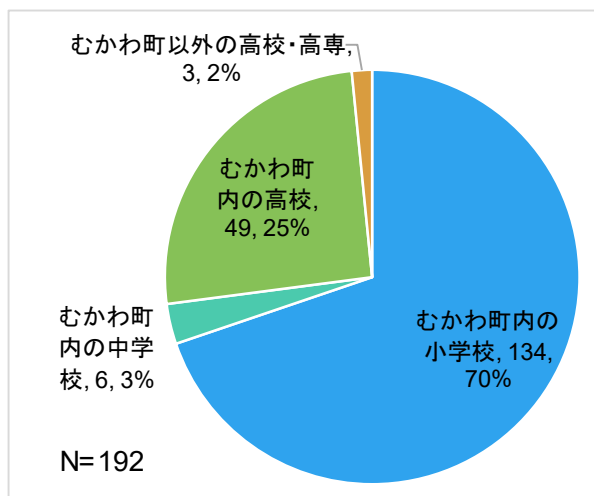


図 5-3 回答者の属性

【1】大きな津波から避難することを想像して、自分に当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

「学校にいるときは避難訓練をしているので大丈夫だ」と答える生徒が多い一方、「避難したあとに家族と会えるのか」、「家に一人にいるときはどうしたらよいのか」と心配する回答した生徒が多い。

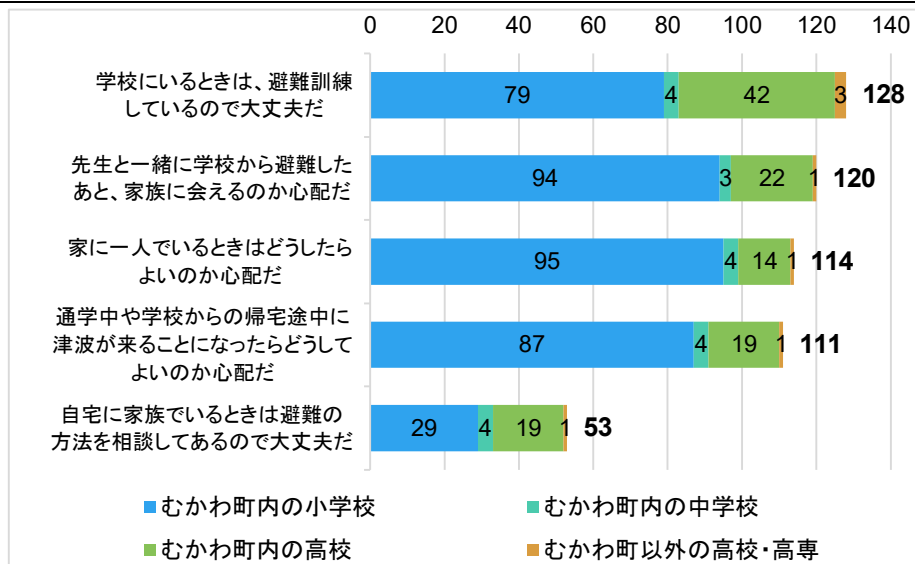


図 5-4 大きな津波から避難するときに感じること

【2】 学校が津波で使えなくなったことを想像して、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

学校が津波で使えなくなったときに、「友達と会えなくなる」、「違う学校に通うことになる」ことを心配する生徒が多い。

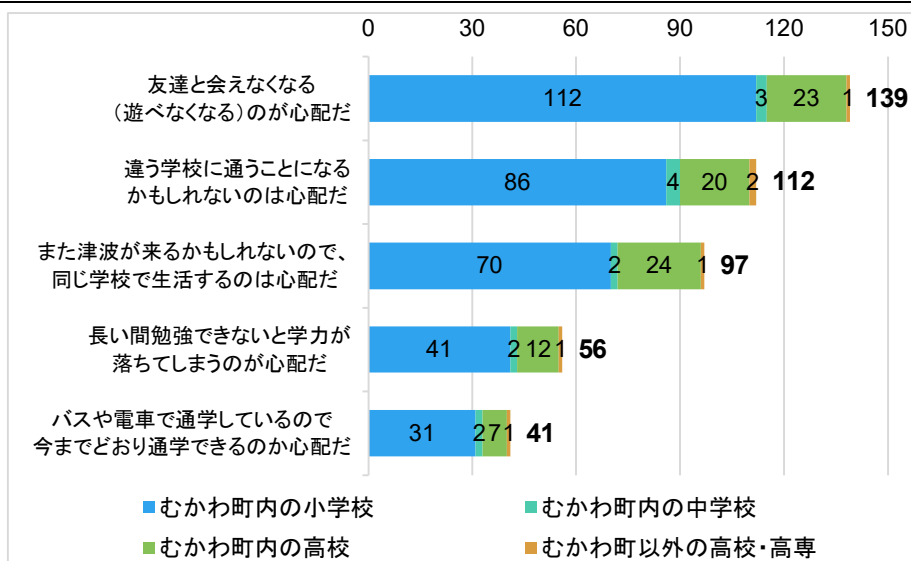


図 5-5 学校が津波で使えなくなったときの心配事

【3】 むかわ町のどのようなところが好きか、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

むかわ町の好きなところに「自然が多いところ」が最も多く、「友達や自分のことを知っている大人の人が多いところ」が次いで多い。

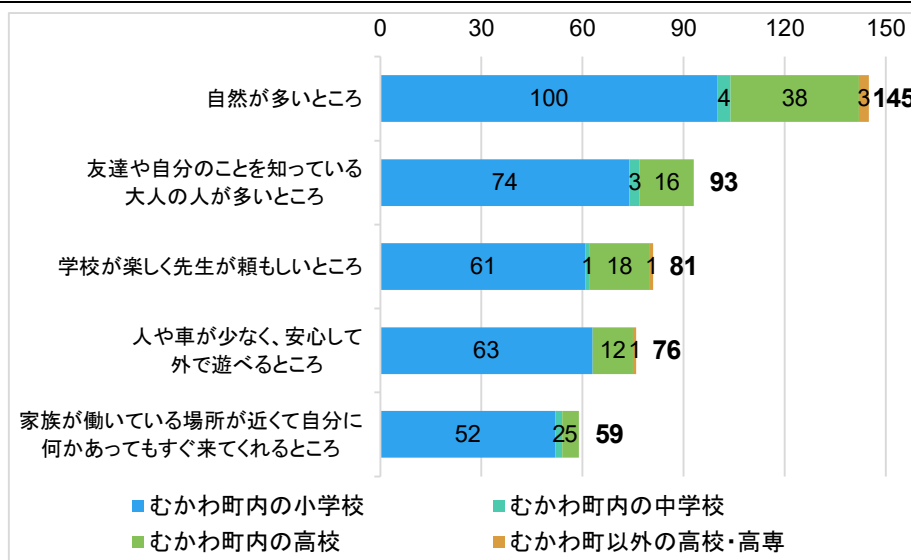


図 5-6 むかわ町の好きなところ

【4】これからもむかわ町で大切にしていきたいことについて、当てはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

これからも大切にしたいことで「自然が豊かで」、「災害に強いまち」を上げる意見が多い。また、「遊べる公園や体育館がずっと残っていてほしい」との意見も多い。

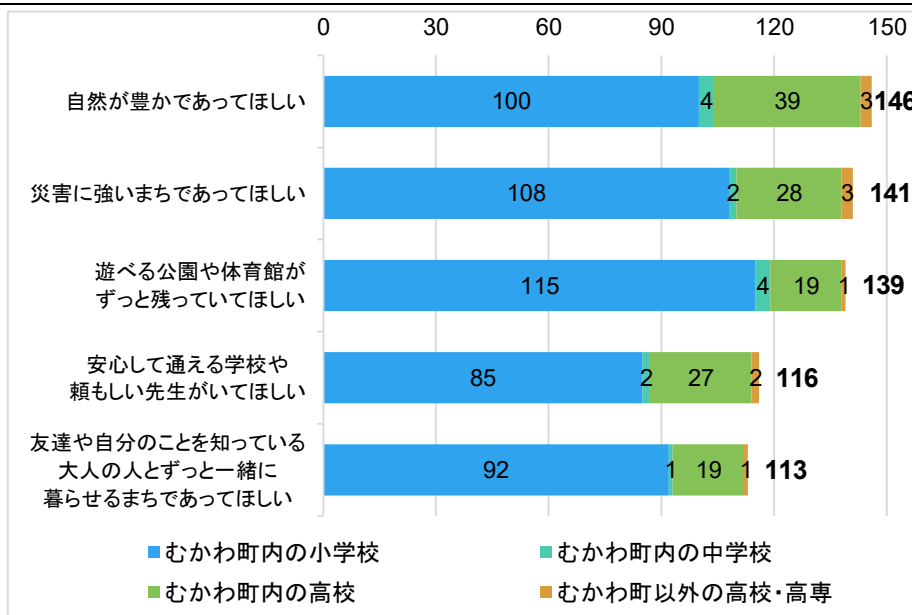


図 5-7 これからも大切にしていきたいむかわ町のこと

【5】被害を受けたむかわ町を作り直すとき、こうした方がいいなと思うものを選んでください。（複数回答可）

「すぐに逃げられる高い建物をたくさん建てて、元の場所でまちを作り直す」、「高い堤防を作ったり地面全体を高くして、元の場所にまちを作り直す」との回答が多い。

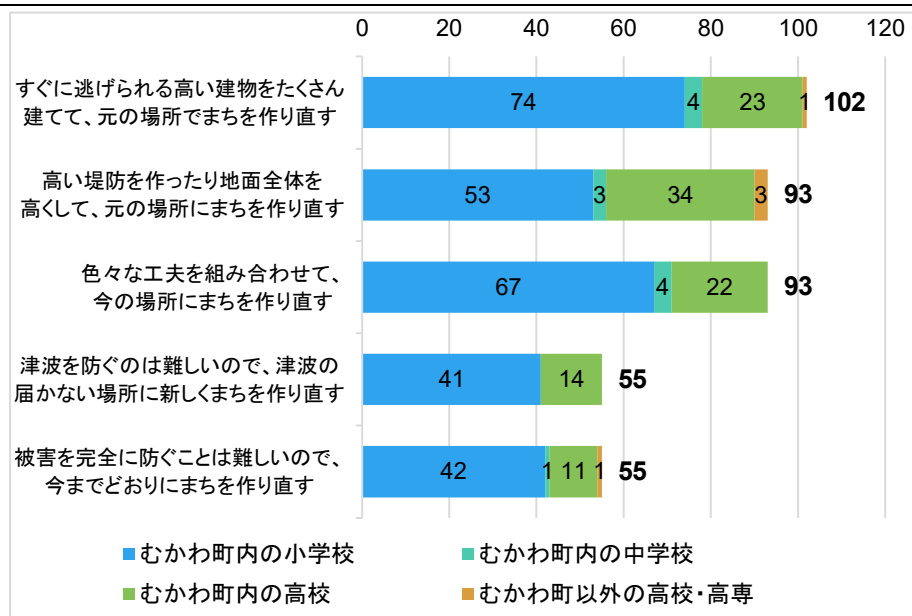


図 5-8 発災後のまちづくりについて

【6】津波が来る前に、普段からしておいた方がいいと思うものを全て選んでください。（複数回答可）

津波が来る前から「高い建物をたくさん作って逃げられるようにする」、「冬に助かる方法を考える」と回答した生徒が多い。

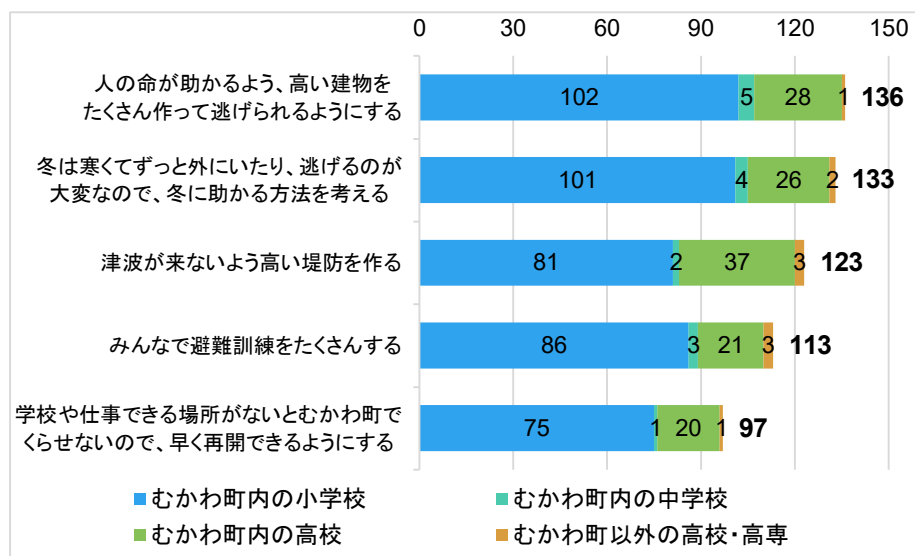


図 5-9 津波がくる前からしておいた方がいいこと

(2) 一般を対象とした調査

アンケート調査結果の内容を以下に記します。

回答者 99 人を年齢別に見ると、50～64 歳が 4 割、40～49 歳、18～39 歳がともに 3 割を占めます。

また、回答者を居住地・就業別に見ると、「町内居住、町内就業」が 7 割を占めます。

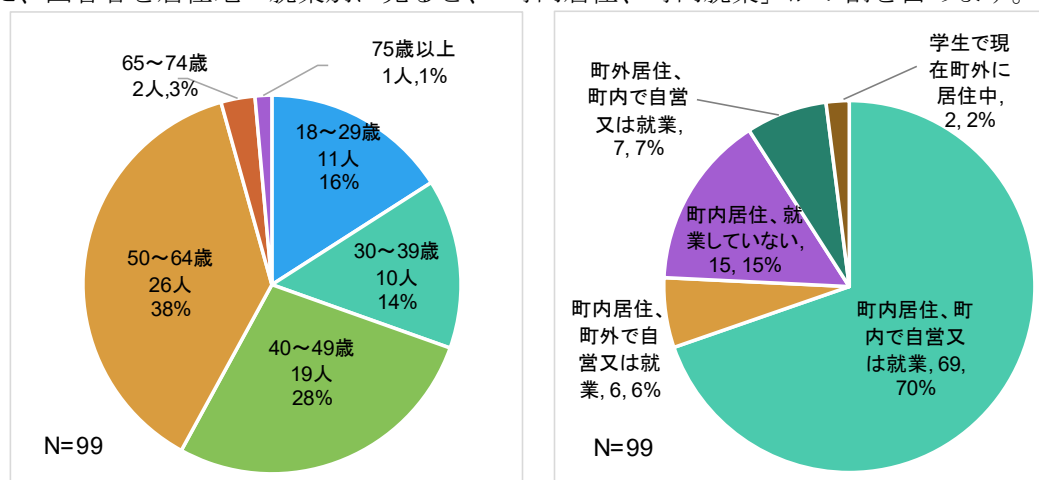


図 5-10 回答者の属性 (左：年齢、右：居住地・就業)

【1】 津波から避難することを想像して、当てはまるものを選んでください (複数回答可)

「自動車避難は心配」「避難対策を家族で話し合っている」「会社に津波避難対策の取り決めがある」と答える方が多い一方、「津波浸水区域外へ避難できるか心配」と答えた方は少なかった。

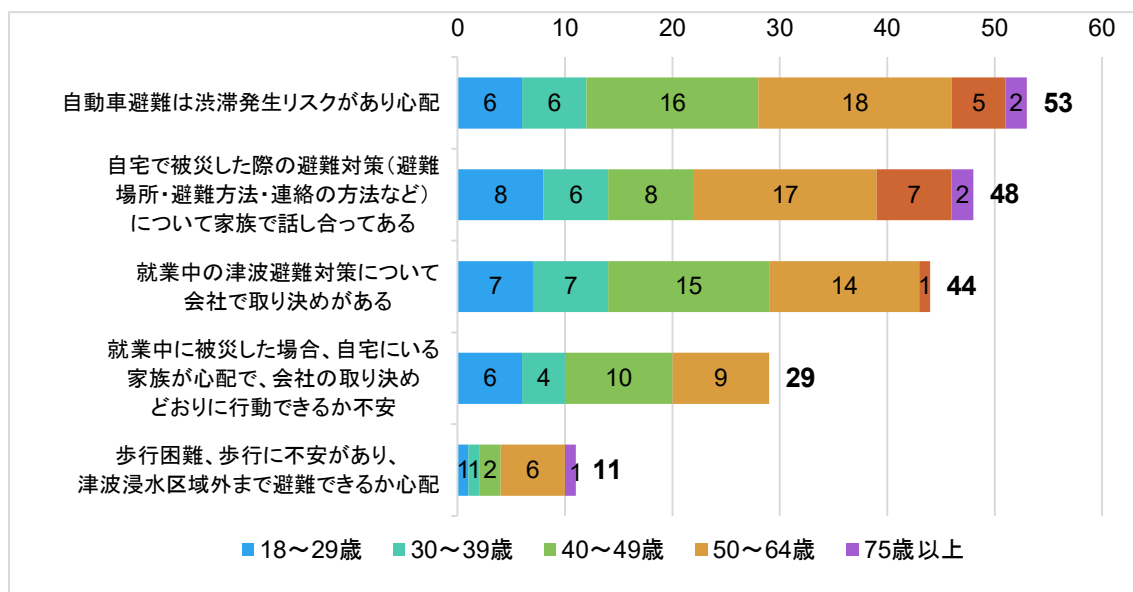


図 5-11 津波から避難することについての想像

【2】被災後、当面（概ね1年間）の生活を想像して当てはまるものを選んでください（複数回答可）

約半数の方が、「医療を受けられるのか心配」、「仕事を再開して町内で生活している」と回答した。

「町内から離れたくないので頑張って生活している」「仕事がなくなり生活できない」と答えた方も約2割いた。

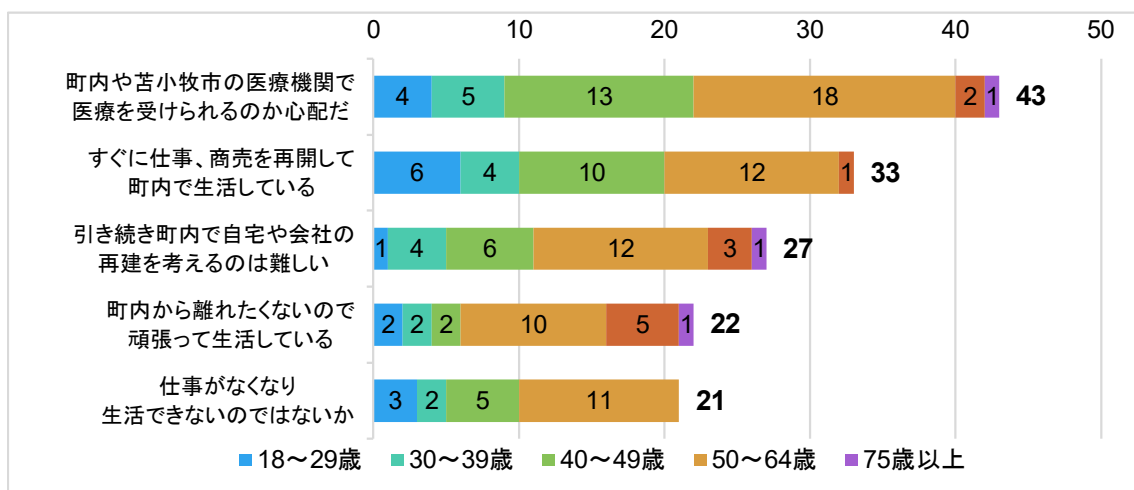


図 5-12 被災後1年間の生活についての想像

【3】被災後、再びむかわ町で生活・自営・就業していくにあたり当てはまるものを選んでください（複数回答可）

約6割弱の方が「災害公営住宅が必要」、約半分の方が「復興に時間がかかると生活・生業への影響が大きい」と回答した。

「中古住宅を探したい」「自力再建には公的支援が必要」「福祉的な住宅・施設を探したい」と回答した方は2割を下回った。

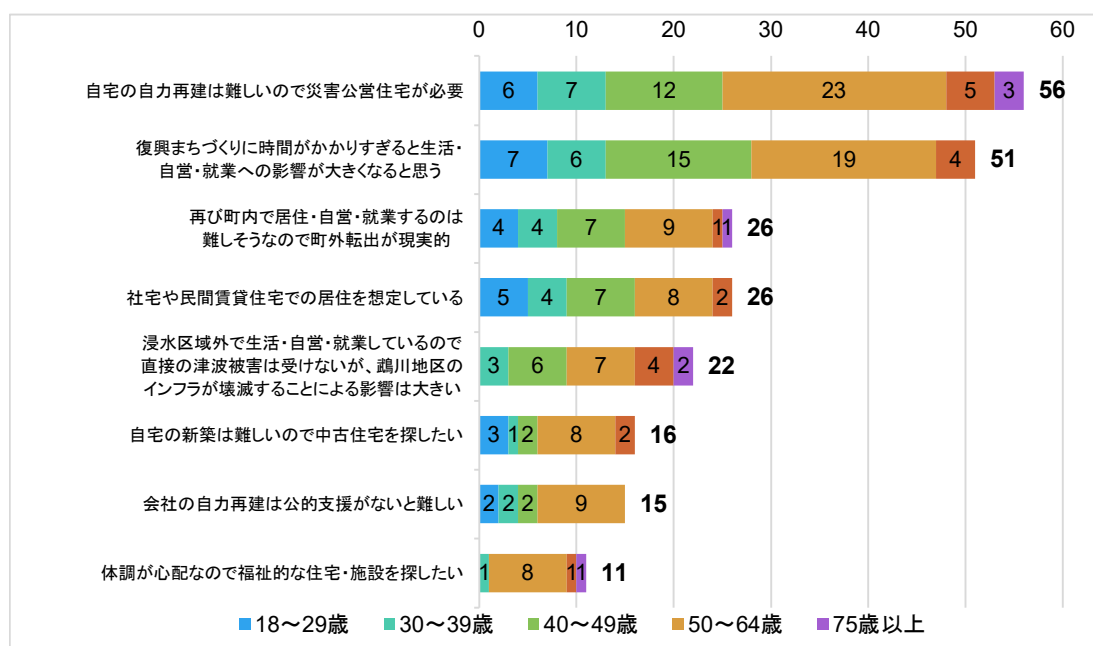


図 5-13 被災後の生活・自営・就業について

【4】どのような復興方針があらかじめ明らかになっていると、少しでも前向きに考えられるのか当てはまるものを選んでください（複数回答可）

6割強の方が「医療・福祉」「まちづくり全体」の目標が明らかであれば前向きに考えられると回答した。

「子育て・教育」については4割を下回った。

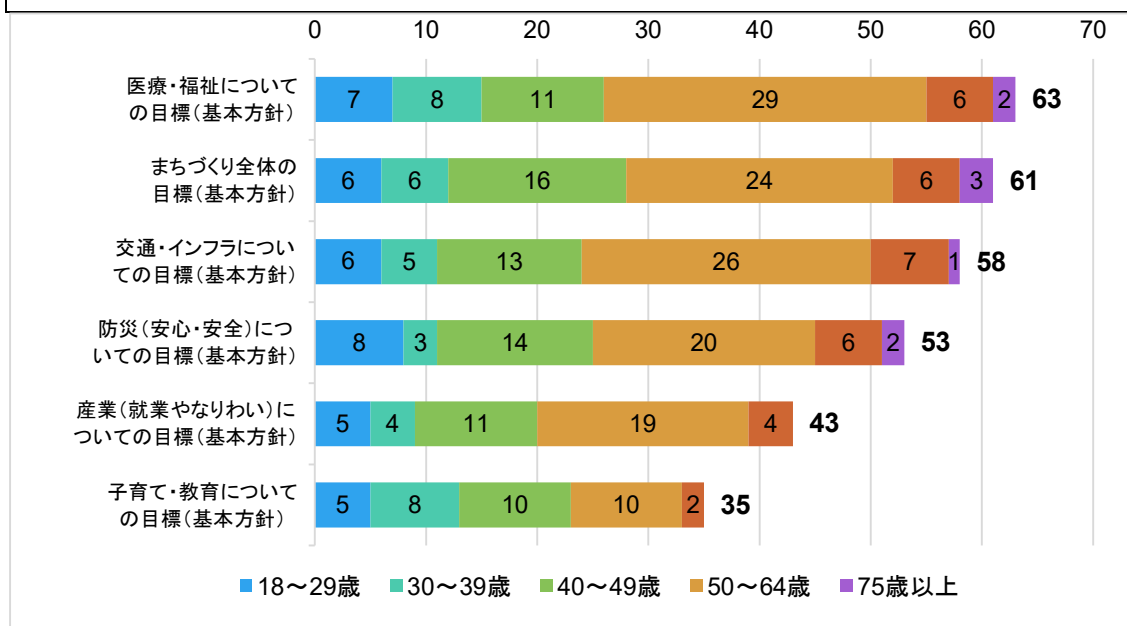


図 5-14 復興方針について

【5】被災後、まちを復興していくにあたり、防災上必要と思われるものを選んでください。

「多重防御のまちづくり」が約6割、浸水区域外への移転が約4割であった。

「被災地区をそのまま再建」と回答した方は約1割であった。

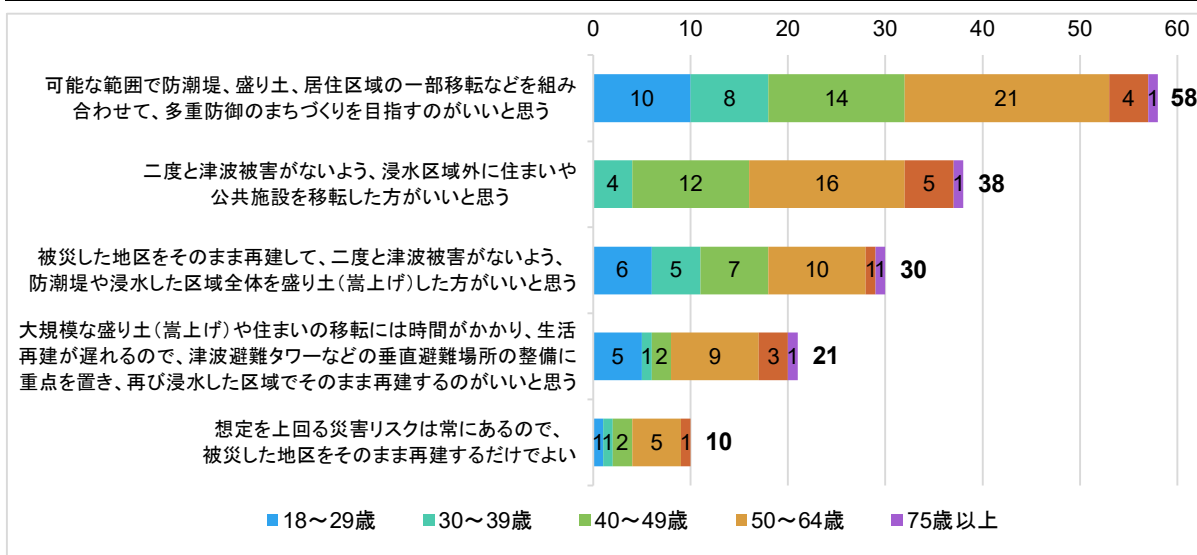


図 5-15 被災後の復興の際に防災上必要なことについて

【6】大規模な津波被災前に必要と思われるものを選んでください（複数回答可）

津波被災前に、「寒さ対策」「垂直避難場所」が必要と答えた方が約6割であった。

「災害前からの移転」「津波軽減策」「町内事業者の業務継続への取組み」は4割以下であった。

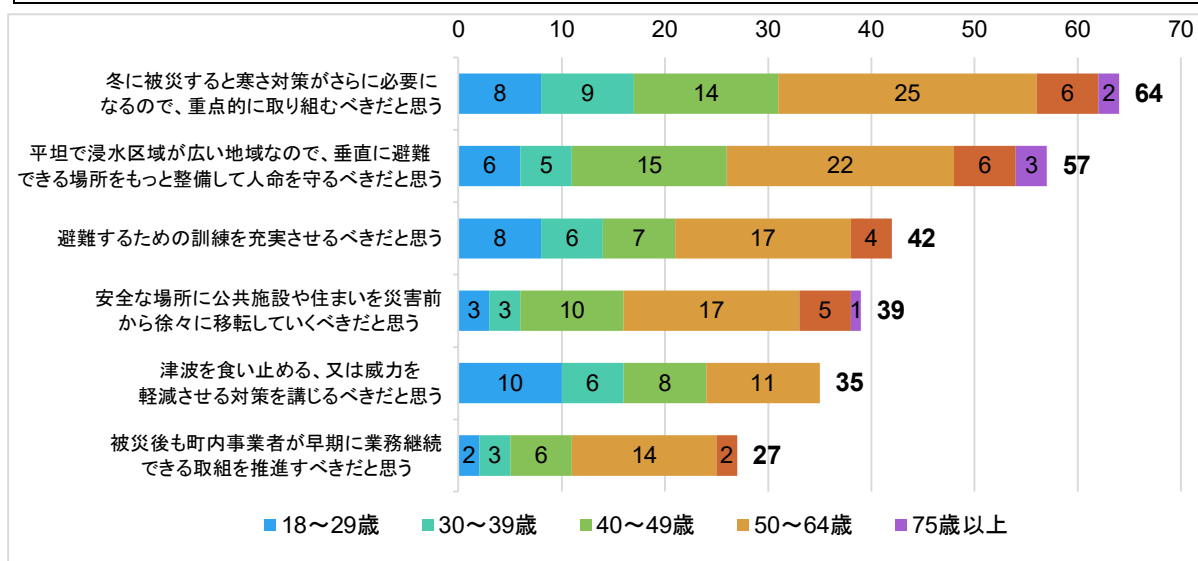


図 5-16 大規模な津波被災前に必要なことについて

6. 事業者アンケート結果

復興まちづくりについて検討するにあたり、町内の所在する産業、医療機関の再建・復興が重要であることから、対象事業者の選定を行い、アンケートを実施しました。

(1) アンケート対象の選定

第1次産業である農業・林業・漁業の代表企業（団体）へのアンケートを行いました。

- ①農業：JA むかわ
- ②林業：苫小牧広域森林組合
- ③漁業：鵠川漁業協同組合

第2次産業では、建設業・製造業の事業者が多いことから、各代表企業（団体）へのアンケートを行いました。

- ④建設業：鵠川建設厚生企業組合
- ⑤製造業：代表企業

第3次産業では、卸・小売業、不動産・物品賃貸業、宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽業の事業者が多いことから、各代表企業（団体）へのアンケートを行いました。

- ⑥卸・小売業：代表企業
- ⑦不動産・物品賃貸業：代表企業
- ⑧宿泊・飲食サービス：代表企業
- ⑨生活関連サービス・娯楽業：代表企業

上記について、以下の9事業者を選定しました。

表 6-1 アンケート対象事業者

業種	事業者
医療	鵠川厚生病院
漁業	鵠川漁業協同組合
建設	むかわ建設協会
工業	會澤高圧コンクリート株式会社
商業	コープさっぽろ
	むかわ町商工会
	株式会社カネダイ
農業	鵠川農業協同組合
林業	苫小牧広域森林組合
合計	9

(2) アンケート実施

アンケート実施結果を以下に示します。

1) 胆振東部地震の際の対応について

a) 胆振東部地震の際の被害状況

設備破損が最も多く、次いで商品被害、営業停止の順となりました。

表 6-2 胆振東部地震の際の被害状況

被害状況	回答
設備破損	8
商品被害	5
営業停止	4
システム停止	1
液状化	1
関係者被災	1
山林被害	1
従業員家屋破損	1
出荷停止	1
大きな被害なし	1
津波浸水	1
合計	25

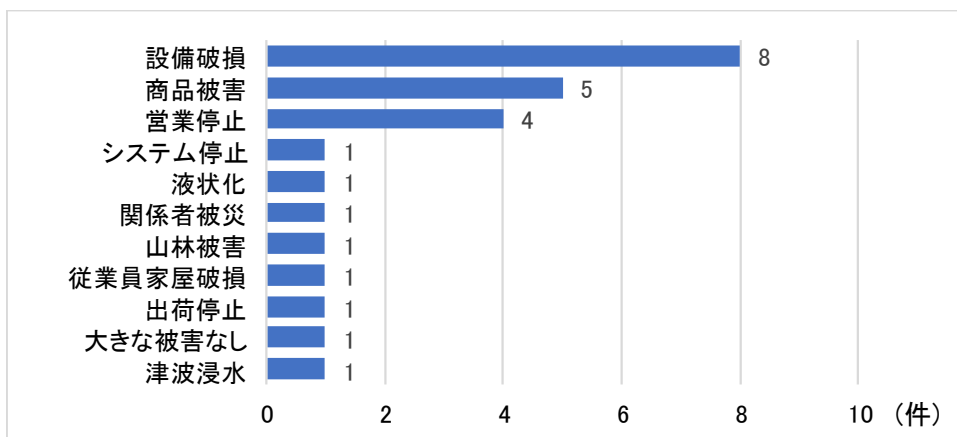


図 6-1 胆振東部地震の際の被害状況

b) 胆振東部地震の際の課題

電源喪失が最も多く、次いで出荷停止、原資確保・人手不足の順となりました。

表 6-3 胆振東部地震の課題

地震の際の課題	回答	地震の際の課題	回答
電源喪失	6	受注対応	1
出荷停止	3	修繕対応困難	1
原資確保	2	住居破損	1
人手不足	2	状況把握が困難	1
ガソリン入手	1	生活用水確保	1
ごみ処理	1	灯油タンク転倒	1
システム継続	1	納期対応	1
マスコミ対応	1	被害額算定	1
移転先確保	1	復旧に時間を要した	1
関係者事業継続	1	薬品損失	1
機器破損	1	来客対応	1
現場混乱	1	連絡手段喪失	1
事業対応	1	連絡体制	1
合計	35		

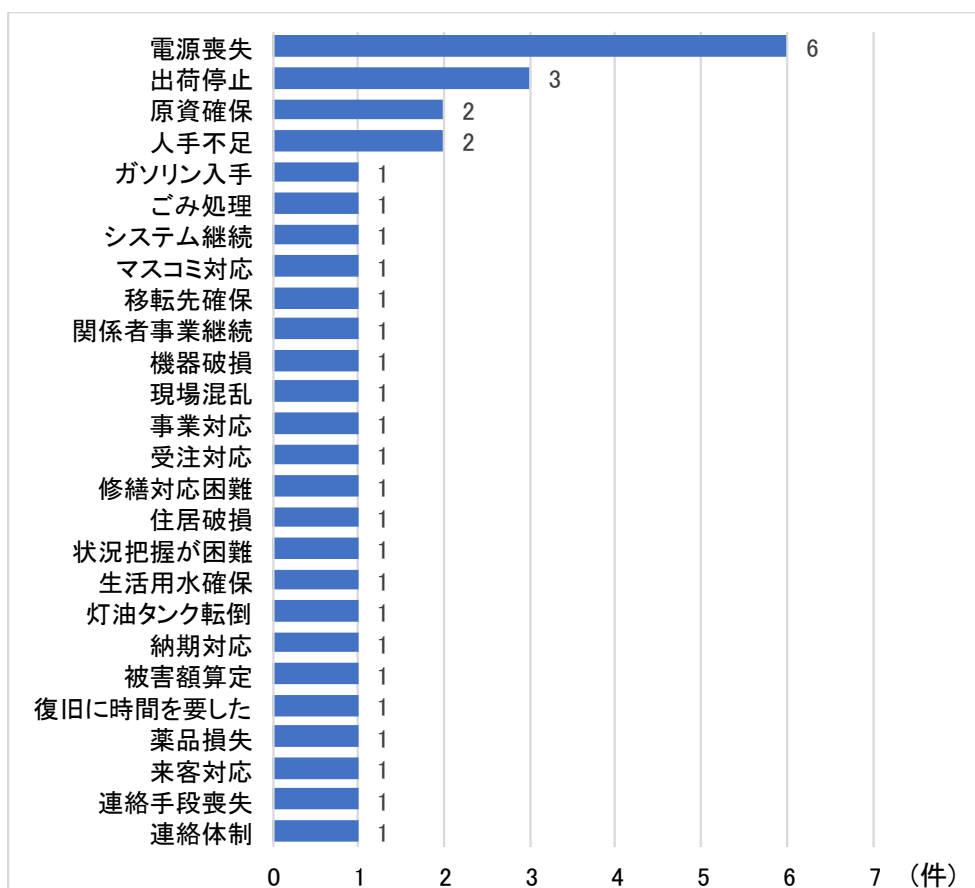


図 6-2 胆振東部地震の課題

c) 胆振東部地震後に行った防災上の取り組み

報歳備品準備・連絡網整備が最も多く、次いで広域連携・非常用電源確保の順となりました。BCP 計画を策定しているのは4事業者でした。

表 6-4 胆振東部地震後に行った防災上の取り組み

防災上の取り組み	回答
防災備品準備	5
連絡網整備	5
広域連携	2
非常用電源確保	2
BCP 策定	1
BCP 周知	1
災害時アプリ導入	1
施設整備積立	1
商品保管場所分散	1
浸水域から移転	1
製品保管方法	1
津波対策	1
非常食備蓄	1
合計	24

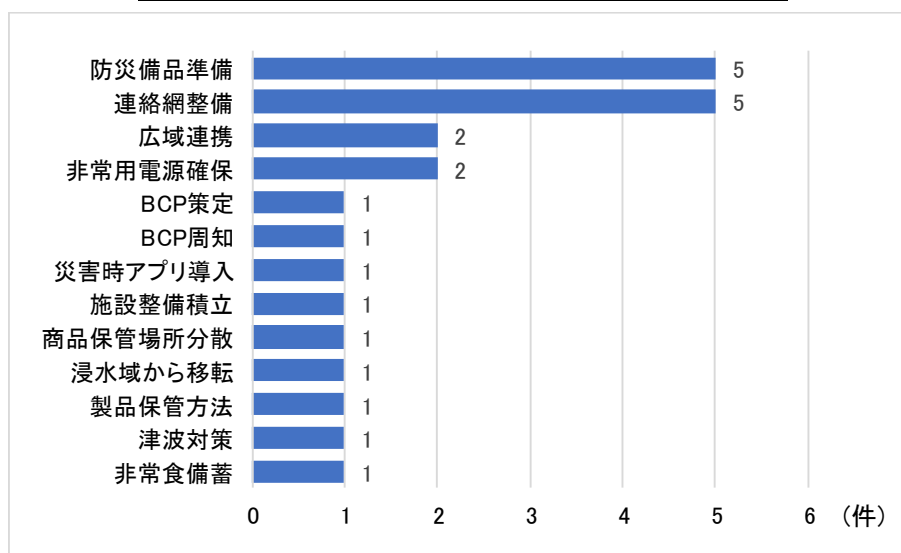


図 6-3 胆振東部地震後に行った防災上の取り組み

表 6-5 BCP 計画の有無

職種	BCP 計画あり	BCP 計画なし
医療	1	
漁業		1
建設		1
工業		1
商業	2	1
農業	1	
林業		1
合計		9

2) 発災時の対応について

a) 想定される被害

被害額が想定できない事業者が3社ありました。最も被害額が大きいのは農業の60億円+38億円=98億円でした。

表 6-6 想定される被害

職種	被害額（建物・設備）	被害額（販売等）
医療	不明	不明
漁業	890 百万円	不明
建設	不明	不明
工業	30 億円※	70 億円※
商業	1 億円～2 億円※	2 億円～3 億円※
農業	63 億円	38 億円
林業	不明	不明

※会員組織事務局による回答企業のみの金額

事業が継続できるのは2事業者、状況次第では難しいのが3事業者、継続できないのは2事業者、不明が2事業者でした。

表 6-7 事業継続

職種	事業継続	事業再開に必要な期間
鵠川厚生病院	状況次第では難しい	不明
鵠川漁業協同組合	継続できない	不明
むかわ建設協会	継続できる	1 週間程度
會澤高圧コンクリート株式会社	状況次第では難しい	2 年
コープさっぽろ	継続できない	困難
むかわ町商工会	継続できる	2 年
株式会社カネダイ	不明	不明
鵠川農業協同組合	状況次第では難しい	順次再開
苫小牧広域森林組合	不明	不明

b) 発災から事業再開までに想定される課題

①発災から1週間まで

安否確認・被害状況確認が最も多く、次いで関係者連絡、情報収集発信の順でした。

表 6-8 発災から1週間までの課題

発災から1週間までの課題	回答
安否確認	7
被害状況確認	7
関係者連絡	4
情報収集発信	2
ライフライン確保	1
金融窓口設置	1
原料確保	1
施設安全確認	1
資機材確認	1
事業再開確認	1
取引先連絡	1
受注対応	1
従業員確認	1
燃料確保	1
非常食確保	1
復旧資材手配	1
電源確保	1
合計	33

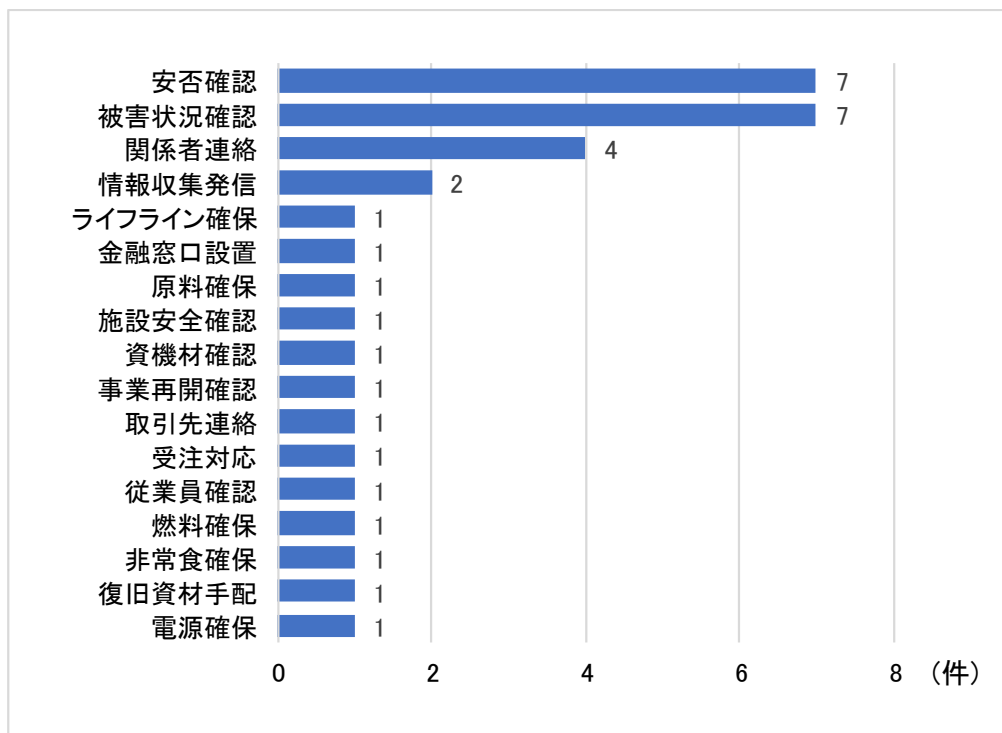


図 6-4 発災から1週間までの課題

②発災後 2 週間から 1 か月程度

設備応急復旧・被害状況確認が最も多く、次いで仮施設設置・事業継続判断の順でした。

表 6-9 発災後 2 週間から 1 か月の課題

発災後 2 週間から 1 か月週間までの課題	回答
設備応急復旧	4
被害状況確認	4
仮施設設置	3
事業継続判断	3
がれき撤去	2
事業再開	2
移転先確保	1
金融事業再開	1
原資確保	1
資材確保	1
車両確保	1
修理計画	1
人手確保	1
合計	25

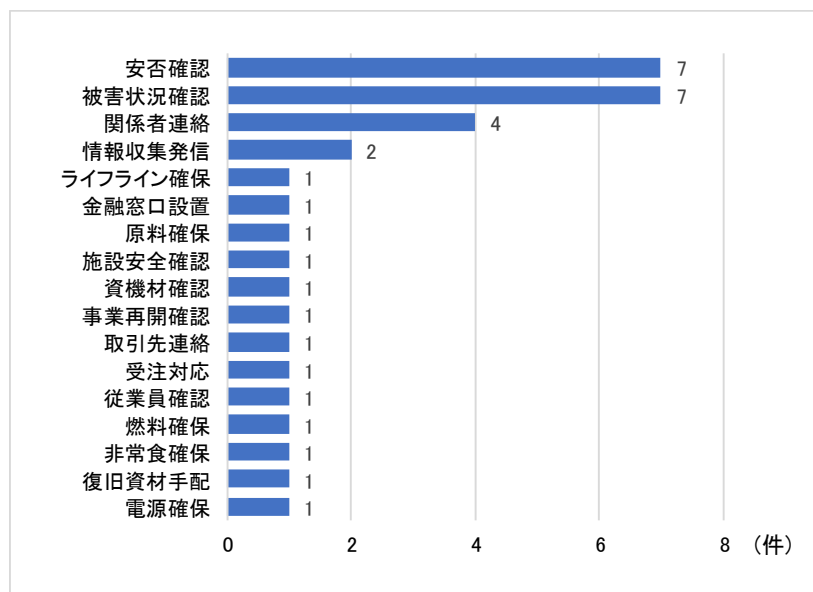


図 6-5 発災後 2 週間から 1 か月の課題

③発災後 2 か月から半年程度

再開計画が最も多く、次いで事業継続判断・事業再開の順でした。

表 6-10 発災後 2 か月から半年程度の課題

発災後 2 か月から半年程度の課題	回答
再開計画	3
事業継続判断	2
事業再開	2
がれき撤去	1
営業倉庫確保	1
仮施設設置	1
金融事業再開	1
再開支援	1
支援策把握	1
資材確保	1
従業員確保	1
情報発信	1
設備建設	1
流通体制復旧	1
合計	18

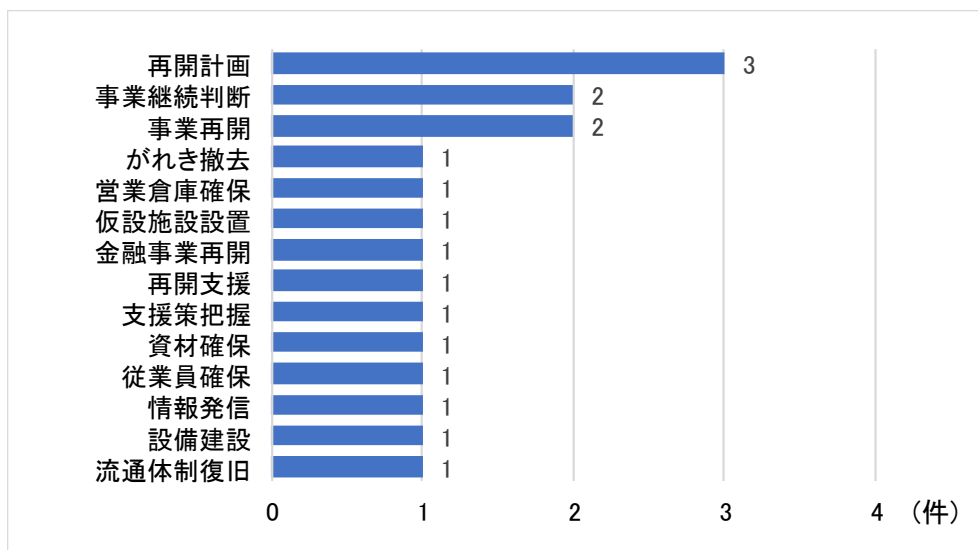


図 6-6 発災後 2 か月から半年程度

④発災後半年から本格操業まで

建物設備復旧が最も多く、次いで事業再開の順でした。

表 6-11 発災後半年から本格操業までの課題

発災後半年から本格操業までの課題	回答
建物設備復旧	5
事業再開	3
仮施設撤去	1
事業継続判断	1
従業員確保	1
情報収集、発信	1
設備確保	1
補助金支援	1
再開計画作成	1
合計	15

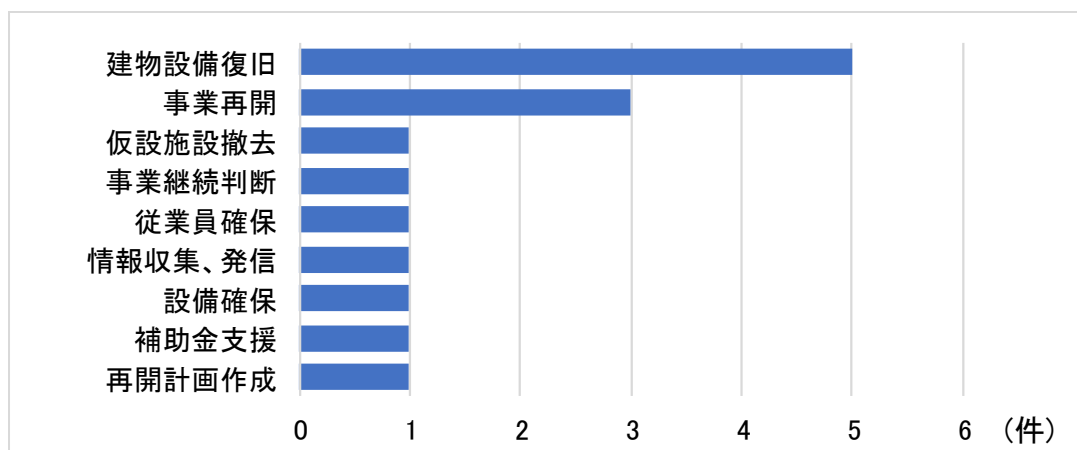


図 6-7 発災後半年から本格操業まで

3) 事業継続にあたり求めるまちの復興イメージ

防波堤整備が最も多くなりました。原位置再開が現実的と想定していると思われます。

表 6-12 復興イメージ

復興イメージ	回答
防波堤整備	3
インフラ復旧	1
ごみ集積所確保	1
コンパクトシティ	1
仮設用地確保	1
現地再建	1
災害時協定	1
市街地移転	1
市街地嵩上げ	1
支援物資供給	1
事業所は現地再建	1
住宅は高台移転	1
復興の方向性提示	1
防潮堤整備	1
合計	16

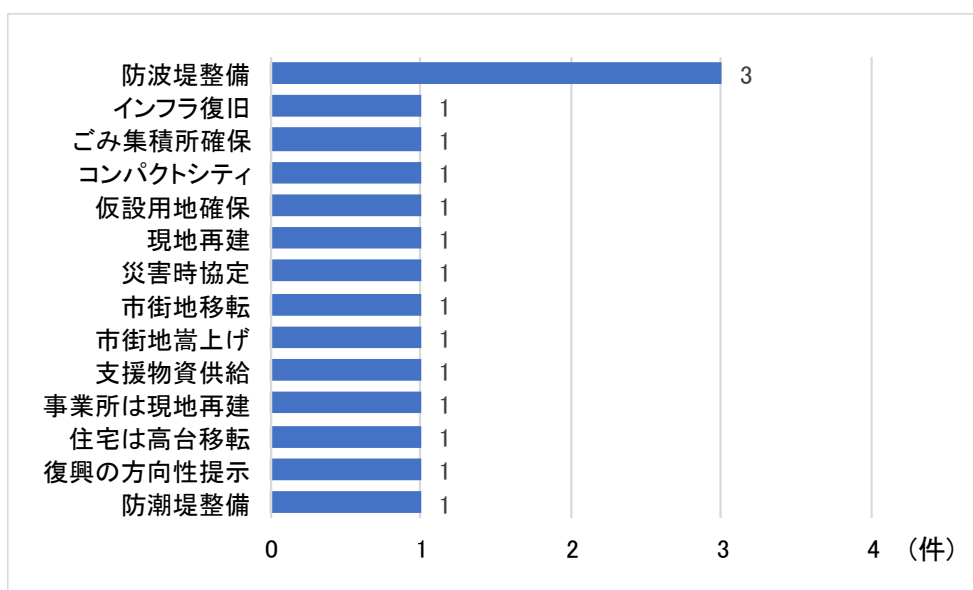


図 6-8 復興イメージ

4) 事業を速やかに再開するために必要な支援や補助制度

設備・家屋の復旧支援金制度が最も多く、次いで給与保証でした。

表 6-13 事業を速やかに再開するために必要な支援や補助制度

事業を速やかに再開するために必要な支援や補助制度	回答
設備・家屋の復旧支援金制度	7
給与保証	2
インフラ復旧	1
がれき処理	1
ライフライン確保	1
仮設事業地事前選定	1
建物被害想定	1
資材保証	1
事業継続一時金	1
住宅保証	1
償還据え置きと無利子支援	1
商品の宣伝・販売の拡充	1
浸水しない避難先確保	1
船舶修理費用等の融資	1
対策本部周辺への窓口確保	1
町外に向けた安全・安心 PR	1
長期的支援	1
撤去費用支援	1
被災者復旧費用補助	1
備蓄整備	1
返済猶予、延期	1
保証料補給	1
融資利子補助	1
合計	30

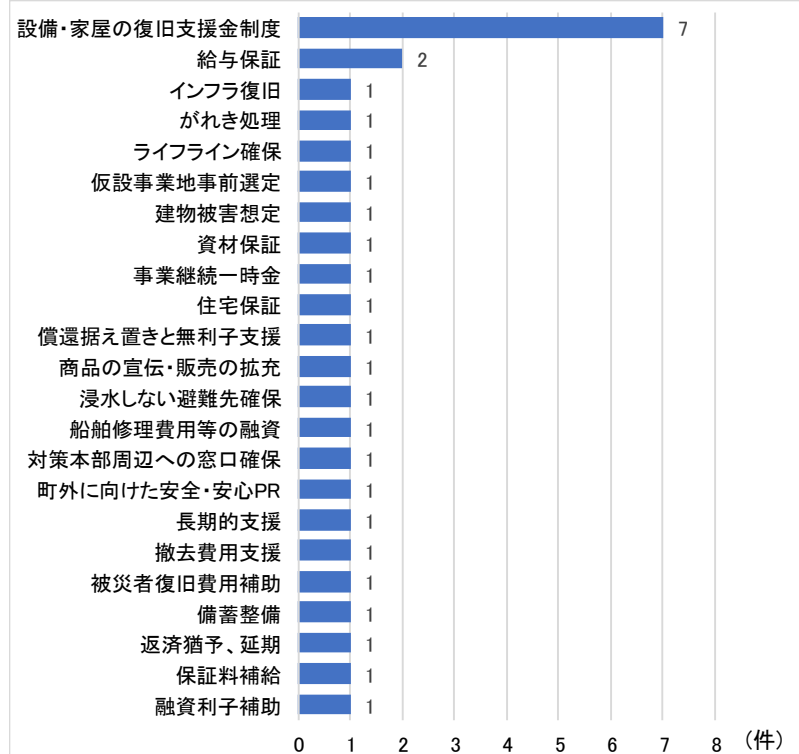


図 6-9 事業を速やかに再開するために必要な支援や補助制度

7. むかわ町を取り巻く現状

本章では、縮小社会下において本計画が「オーバープランニング」とならないよう、まちの歴史や現況に立脚し、将来の動向を見据えた計画にしていいため、本町をとりまく状況の整理を行います。

7.1 広域的な位置づけ

本町は、道央圏の南方に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関の千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要衝にあります。

面積は旧鵲川町区域が 164.88 平方キロメートル、旧穂別町区域が 546.48 平方キロメートル、2 町の合併により合わせて 711.36 平方キロメートルです。町域は南側の太平洋岸から、北側の夕張山地ハッタオマナイ岳（1,021m）まで、南西から北東に細長い地形となっています。

太平洋側に、苫小牧市に繋がる JR 日高本線の終着駅鵲川駅があります。高速道路は、南部の E63 日高自動車道が、北端を E38 道東自動車道が通っており、新千歳空港、北広島市、札幌市への交通利便性が高く、高速道路と並行するように、太平洋側には国道 235 号が、北部山間部は国道 274 号が通っています。

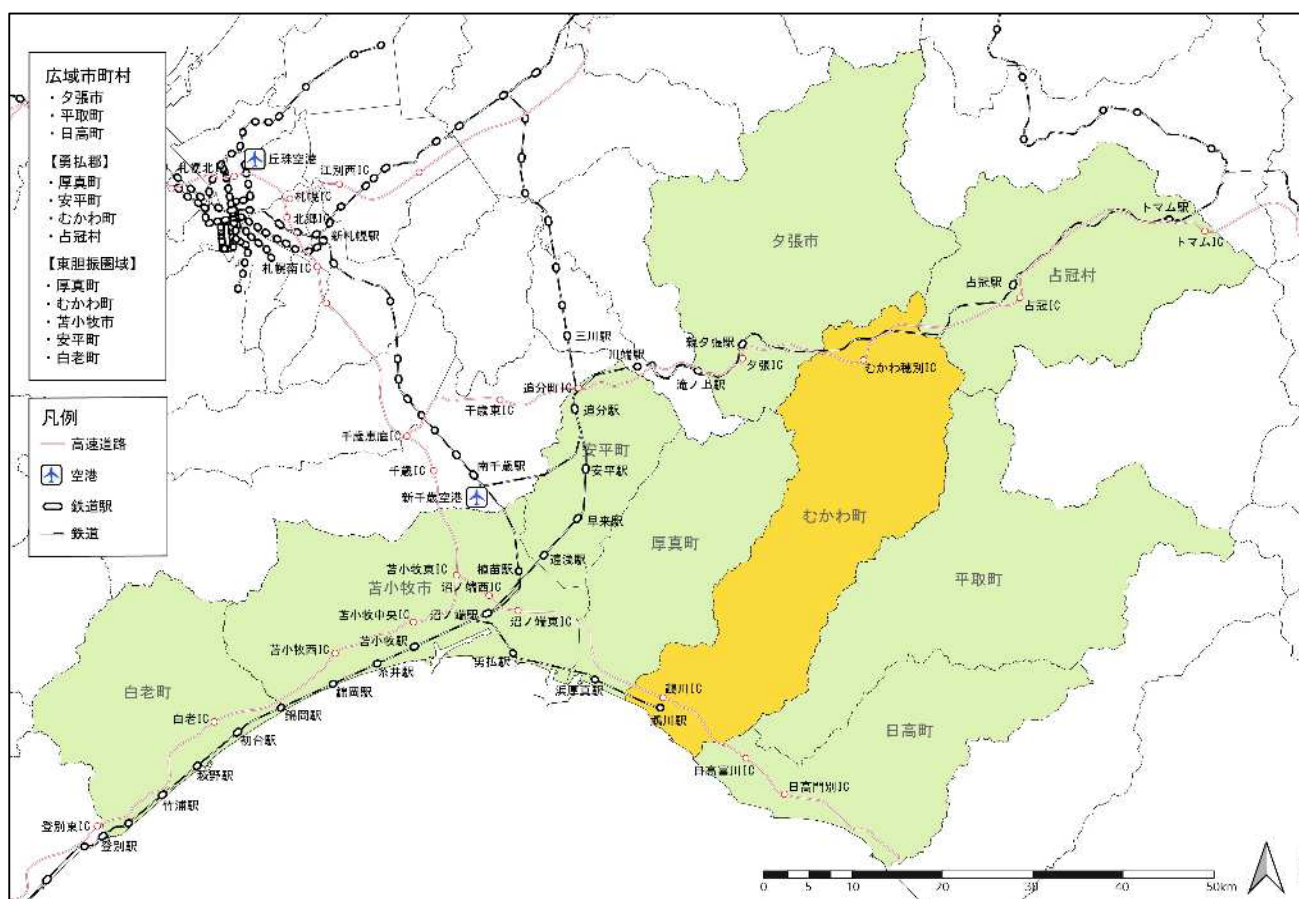


図 7-1 むかわ町位置図

7.2 自然的条件

7.2.1 地勢

本町は、東及び北部は日高山脈に面し、南部は太平洋に面しています。全国でも屈指の清流度を誇る一級河川鵡川が南北に縦走し、町域の約 8 割を森林が占めるなど、多彩な自然環境に恵まれています。

市街地が形成されているのは、南部沿岸部の鵡川地区と内陸部の穂別地区です。

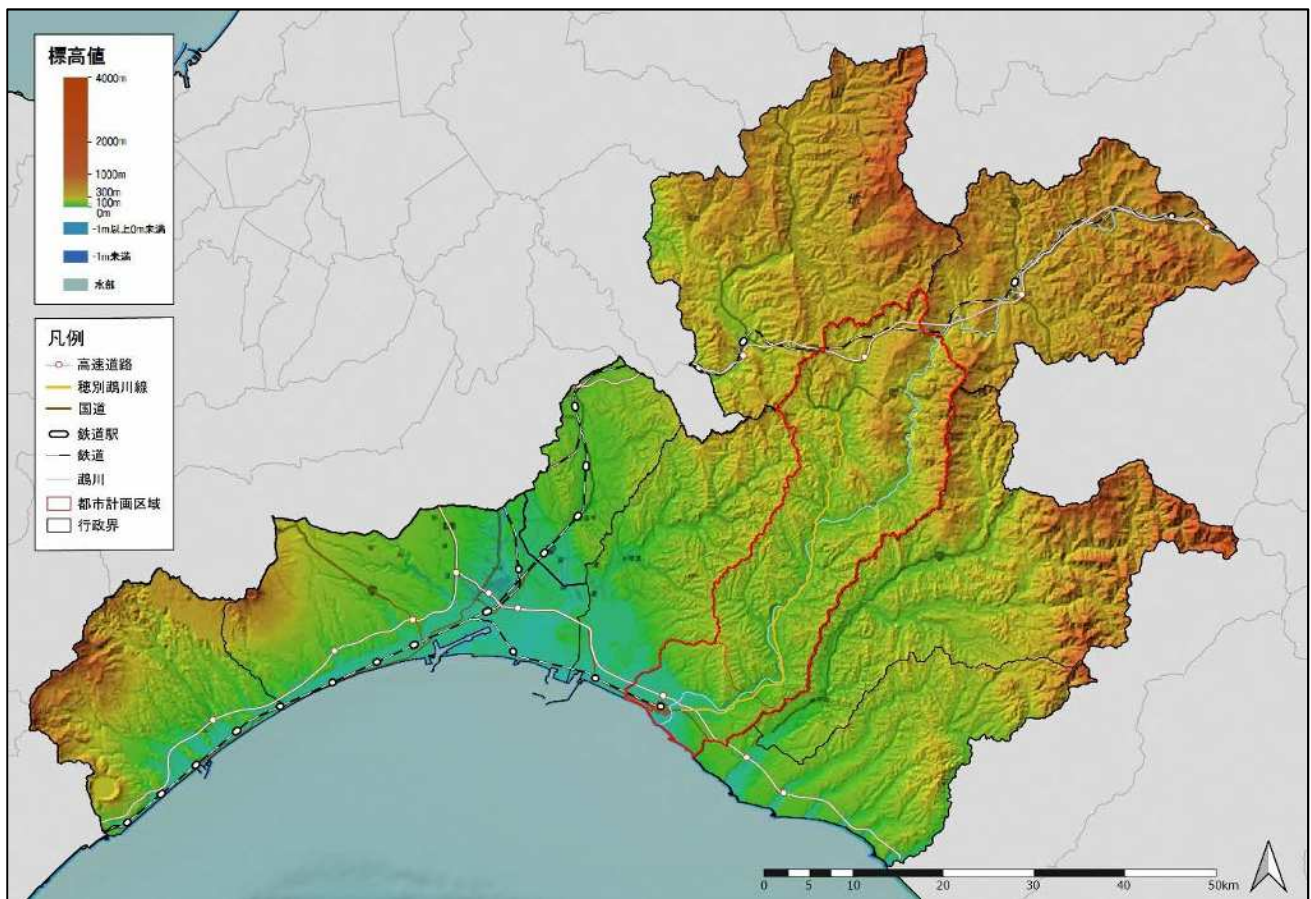


図 7-2 むかわ町周辺地形図

鵠川は北部の日高山地を水源とする鵠川と穂別川が合流して南下し太平洋に流れ込んでおり、町域の中心を縦断しています。鵠川は南北に細長く、上流は山間部を流れる急流河川で、下流部の氾濫原に市街地・農地等が広がっています。

下流部はシシヤモ（北海道レッドデータブックの地域個体群指定）の産卵床があり、河口部の干潟はシギ・チドリ類などの渡り鳥の中継地となっているなど貴重な自然が残されています。

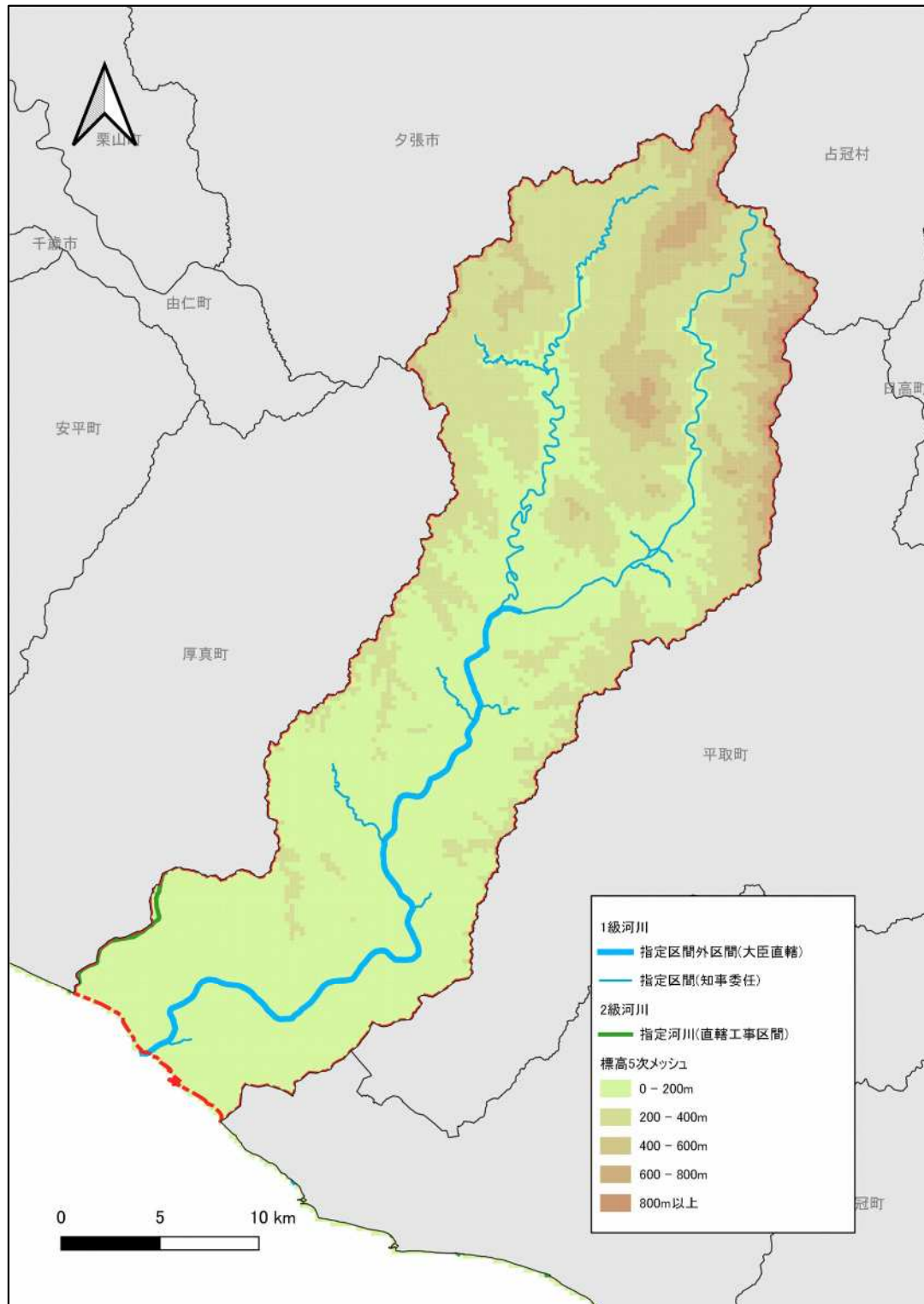


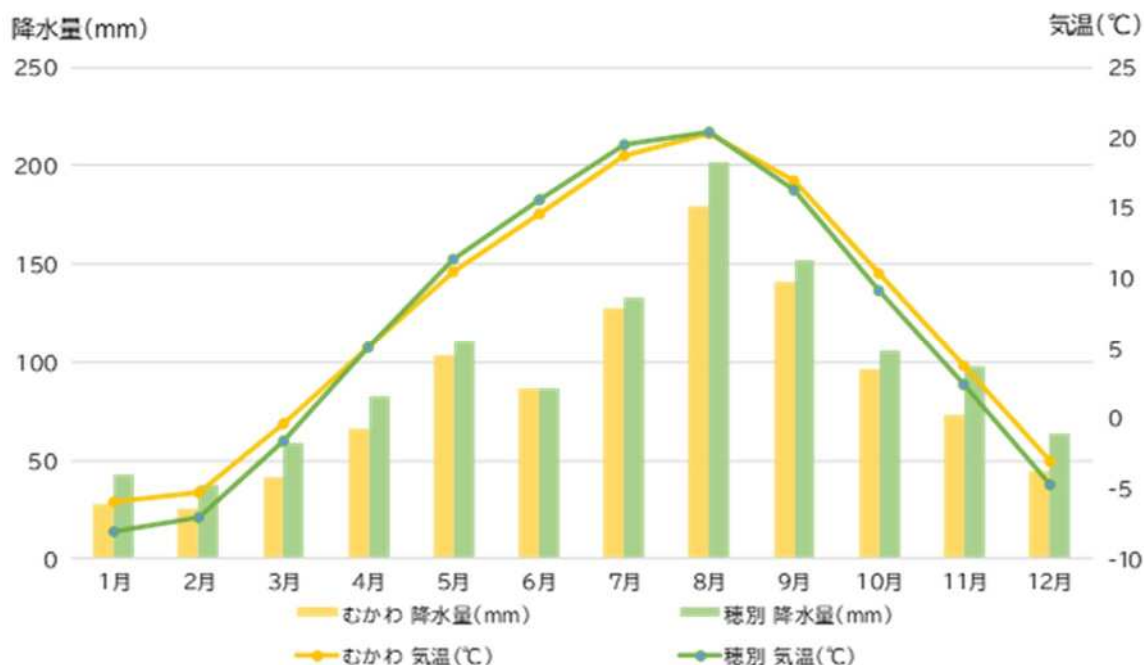
図 7-3 むかわ町地形図

7.2.2 気候

1991 年～2020 年の間の平均気温と平均降水量を見ると、太平洋沿岸の鵲川地区は、1 月の平均気温が-6.0 度、8 月の平均気温が 20.3 度、年平均気温は 7.1 度です。一方、内陸にある穂別地区は、1 月の平均気温が-8.1 度であり、年平均気温は 6.5 度です。夏と冬の気温差がやや大きい傾向にありますが、比較的温暖な地域となっており、積雪寒冷の厳しい北海道において、過ごしやすいまちの 1 つに数えられています。

表 7-1 むかわ町の気温と降水量

観測所	項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間平均
鵲川	気温 (°C)	-6	-5.3	-0.4	5.1	10.5	14.6	18.7	20.3	16.9	10.3	3.8	-3	7.1
	降水量 (mm)	27.8	25.6	41.2	65.7	103.2	86.7	127.5	179	141	96.3	72.9	44.6	1018
穂別	気温 (°C)	-8.1	-7.1	-1.6	5.1	11.3	15.6	19.5	20.4	16.2	9.1	2.4	-4.7	6.5
	降水量 (mm)	43.2	37.1	58.5	83.1	110.9	86.4	133.2	201.3	152.4	106	97.9	63.6	1174



出典：気象庁 各種データ・資料：平均値（月・年ごとの値）

図 7-4 むかわ町の気温と降水量

北海道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」では、冬季夕方に津波が発生した場合、低体温症要対処者数が 1,100 人になると推計しています。

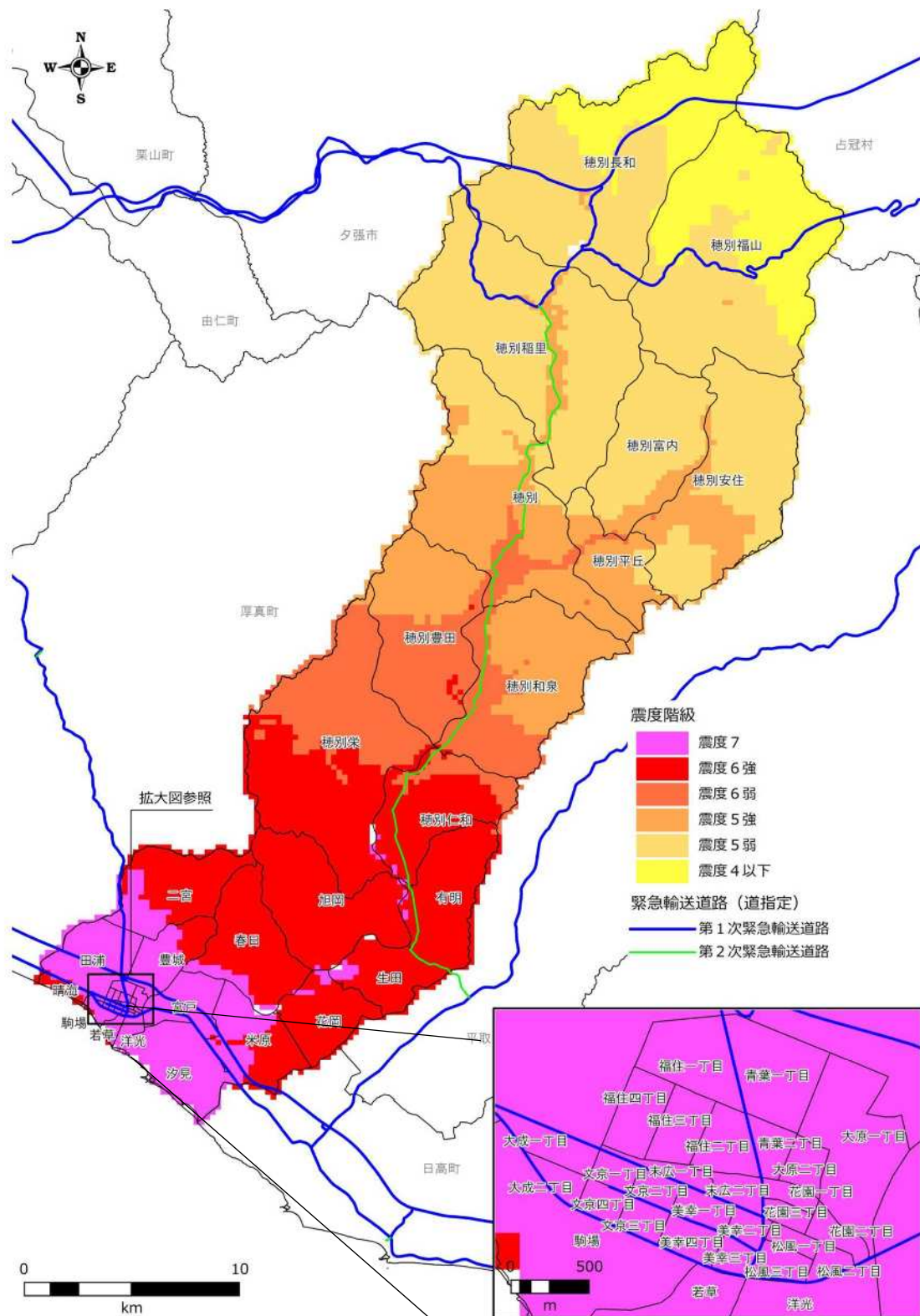
低体温症は、体の深部体温が 35 度以下に低下した状態であるため、16 度程度の比較的暖かい環境下でも、衣服が濡れていたり風が強かったりすると発症する恐れがあり、本町では、最低気温が 10 度を下回る 10 月から 5 月に発症のリスクがあります。

一方、夏場は暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）が熱中症患者発生率の増える 28 を超える日が観測されており、2023 年 8 月には暑さ指数が 33 を超え、熱中症警戒アラートが運用開始以降初めて発令されました。

7.3 災害リスク

7.3.1 地震

むかわ町内の最大震度は、石狩低地東縁断層帯南部地震が最大で震度7と想定されています。



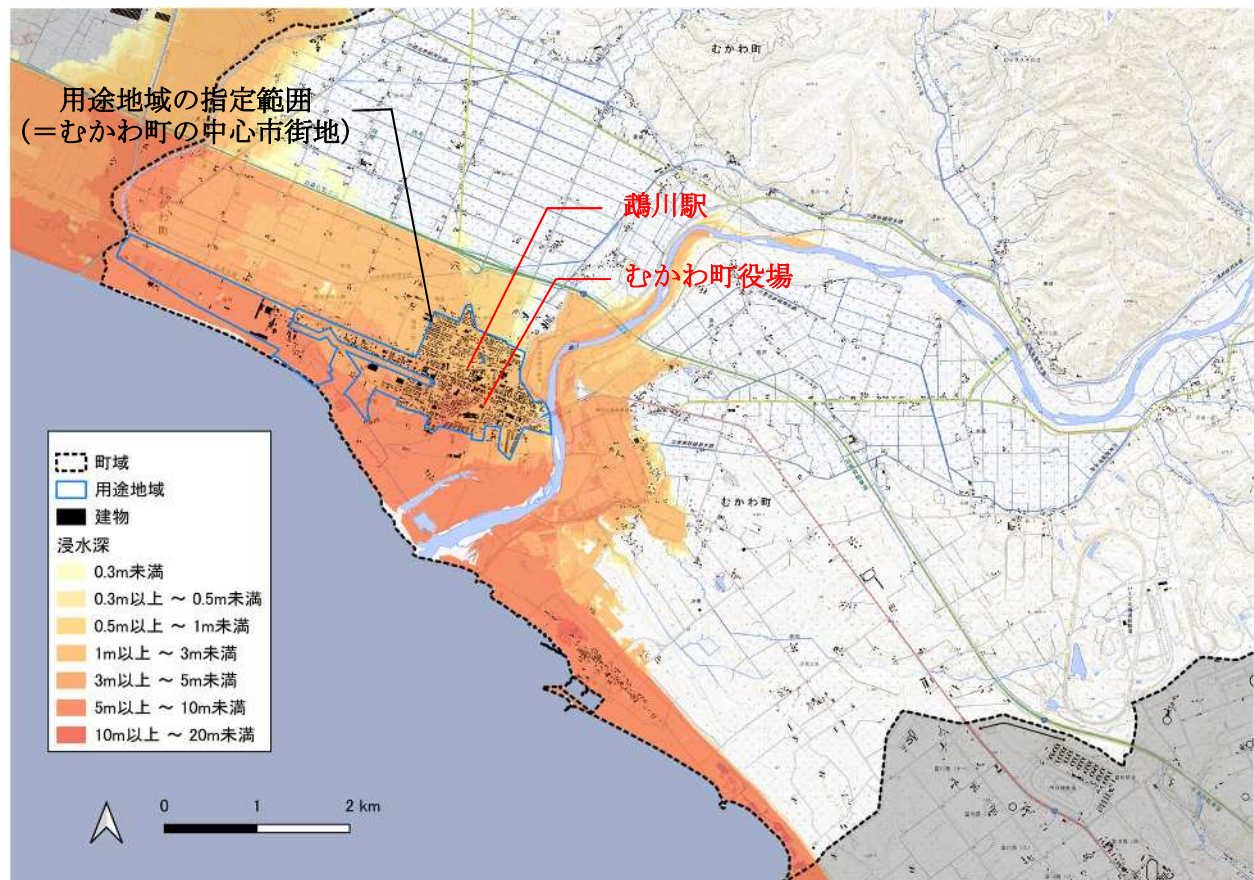
出典：むかわ町耐震改修促進計画

図 7-5 むかわ町最大震度

7.3.2 津波

(1) 津波浸水域

鵠川地区の日高自動車道より海側が主な津波浸水域となっています。



出典：北海道 HP 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定の公表について

図 7-6 津波浸水区域図

(2) 津波の歴史

むかわ町において、文献等に残された津波被害は東日本大震災のみとなっています。東日本大震災により、鵠川の河口から約 5.0 km 地点まで津波が遡上した痕跡が確認され、河口から 2.6 km 地点の観測所で最大 0.8m 水位が上昇し、むかわ町でも鵠川漁港で 3.1m の津波が観測されました。

令和 4 年度に実施された津波堆積物調査（新潟大学と北海道大学が「むかわ町まちの森公園」で実施）の結果、17 世紀の地層から津波堆積物が確認されています。堆積物の量や確認位置から、8.0m 程度の津波が襲来したと考えられています。

表 7-2 津波の履歴

地震発生年	地震名	内容	町津波被害
慶長 16 (1611) 年 12 月	慶長三陸地震	三陸沖北部を震源とする M8.1 の大地震であり、地震による被害はほとんどなく、津波による被害が大きかったことから津波地震と推定されています。	津波被害の可能性あり
寛永 17 (1640) 年 6 月	駒ヶ岳噴火津波	北海道駒ヶ岳の山体崩壊により発生した火山津波災害であり、溺死者 700 人以上。亀田から十勝にかけて津波を記録したとされ、洞爺湖町有珠では津波の高さが 7.5m に達したといわれています。	記録なし
安政 3 (1856) 年 7 月	安政大地震	青森県尻矢岬沖を震源とする M7.7 の大地震であり、北海道太平洋沿岸に津波が襲来、平水より 4m 近くになり市街の低地一帯浸水し、家屋破損・船の打上げ・木材・貨物の流失により多大の損害あり。	記録なし
明治 29 (1896) 年 6 月	明治三陸地震津波	岩手県沖を震源とする M 8.25 の地震であり、津波が北海道から牡鹿半島にいたる海岸に襲来し、死者は 21,959 名、家屋流出全半壊 1 万戸以上、船の被害約 7 千隻という多大な被害をもたらしました。	記録なし
昭和 8 (1933) 年 3 月	昭和 三陸地震津波	岩手県沖を震源とする M 8.25 の地震であり、津波が北海道から牡鹿半島にいたる海岸に襲来しました。	記録なし
昭和 27 (1952) 年 3 月	十勝沖地震	襟裳岬南東で M8.2 の地震が発生、苫小牧で震度 4 を観測、津波の最大の高さは検潮所の観測では広尾 180 cm、室蘭 55 cm、函館 60 cm。	記録なし
昭和 43 (1968) 年 5 月	十勝沖地震	襟裳岬南南東沖 120km の三陸沖を震源とする M7.9 の地震であり、震度 5 の強い揺れを函館市、苫小牧市、浦河町、広尾町で観測しました。この地震の津波により 24 棟が床上浸水しました。	記録なし
平成 6 (1994) 年 10 月	北海道東方沖地震	根室半島の東約 200km を震源とする M8.2 の地震であり、苫小牧で震度 4、津波は、浦河 23 cm、函館 50 cm を観測するなど、太平洋沿岸及びオホーツク海沿岸で観測されました。	記録なし
平成 15 (2003) 年 9 月	十勝沖地震	襟裳岬東南東沖 80km を震源とする M8.0 の地震であり、苫小牧市で震度 5 弱を観測し、津波は北海道から東北にかけて観測され、浦河港で 1.3m の記録が残っております。	記録なし
平成 23 年 (2011) 3 月	東日本大震災	宮城県沖 130km を震源とする M9.0 の地震であり、津波により震源に面する太平洋岸に甚大な被害が生じ、むかわ町でも鵠川漁港で 3.1m の津波が観測されました。	漁港施設、漁協施設

7.3.3 洪水

津波浸水区域のある鵠川地区では、鵠川本川および沿川に沿うように洪水浸水想定区域が広がっており、鵠川の想定最大規模の氾濫が発生した場合、都市計画区域の広範囲にわたって浸水が予測され、鵠川駅周辺の用途地域内では3.0m未満の浸水がほぼ全域にわたると想定されています。

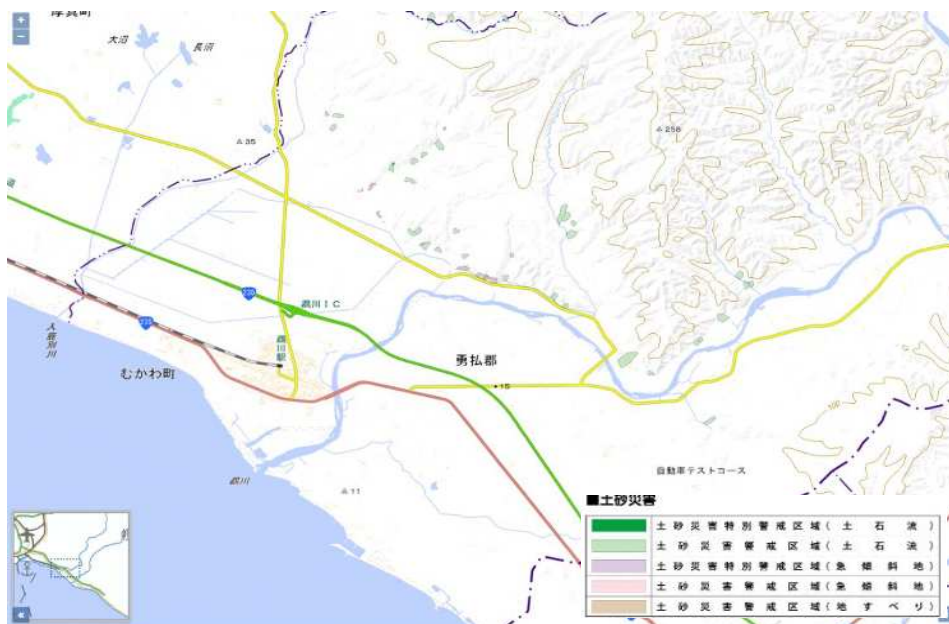


出典：むかわハザードマップ

図 7-7 むかわ町ハザードマップ（洪水）

7.3.4 土砂災害等

土砂災害警戒区域は121箇所、土砂災害危険箇所は、崖崩れ、土石流、地滑り等45箇所が指定されています。



出典：むかわハザードマップ

図 7-8 むかわ町ハザードマップ（土砂災害等）

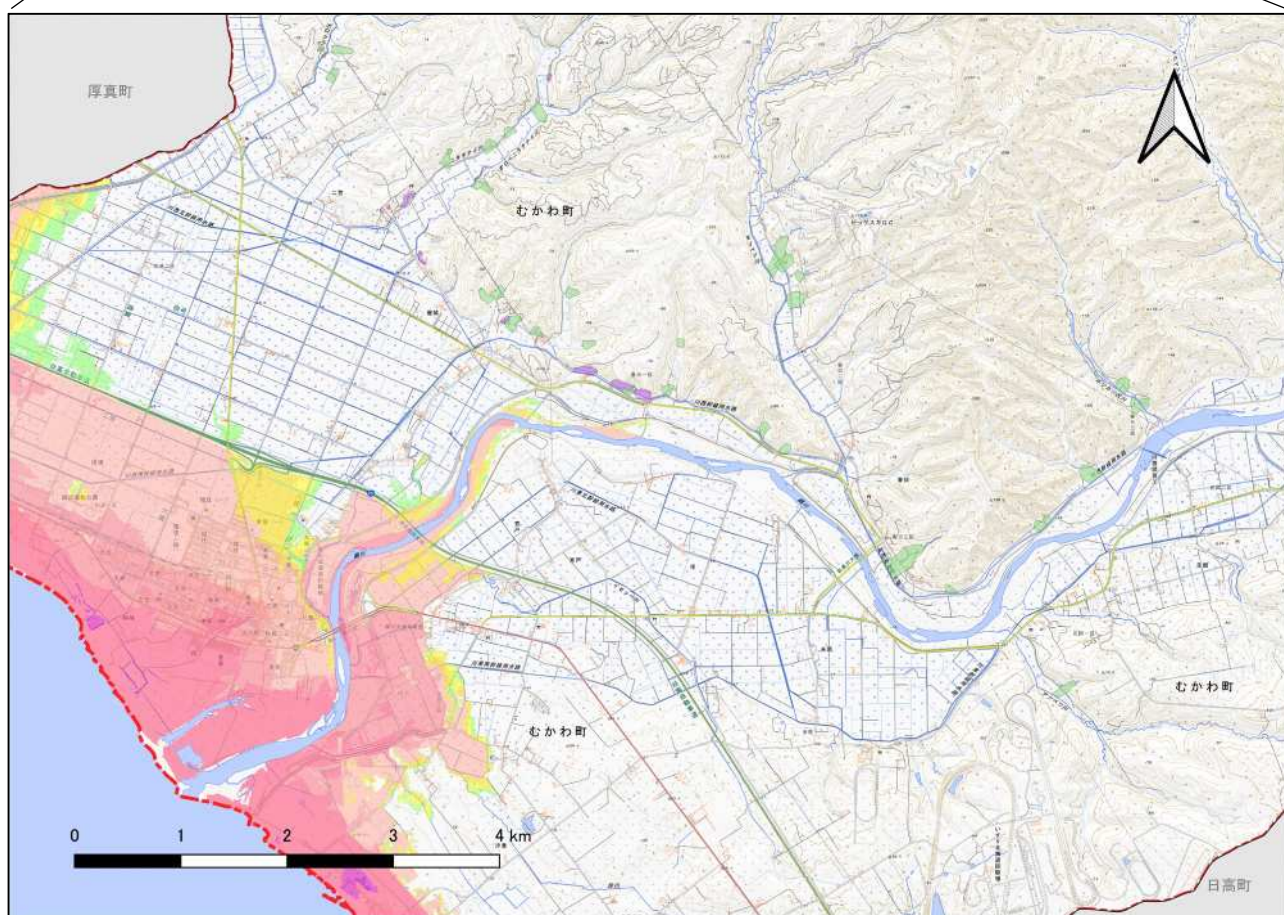
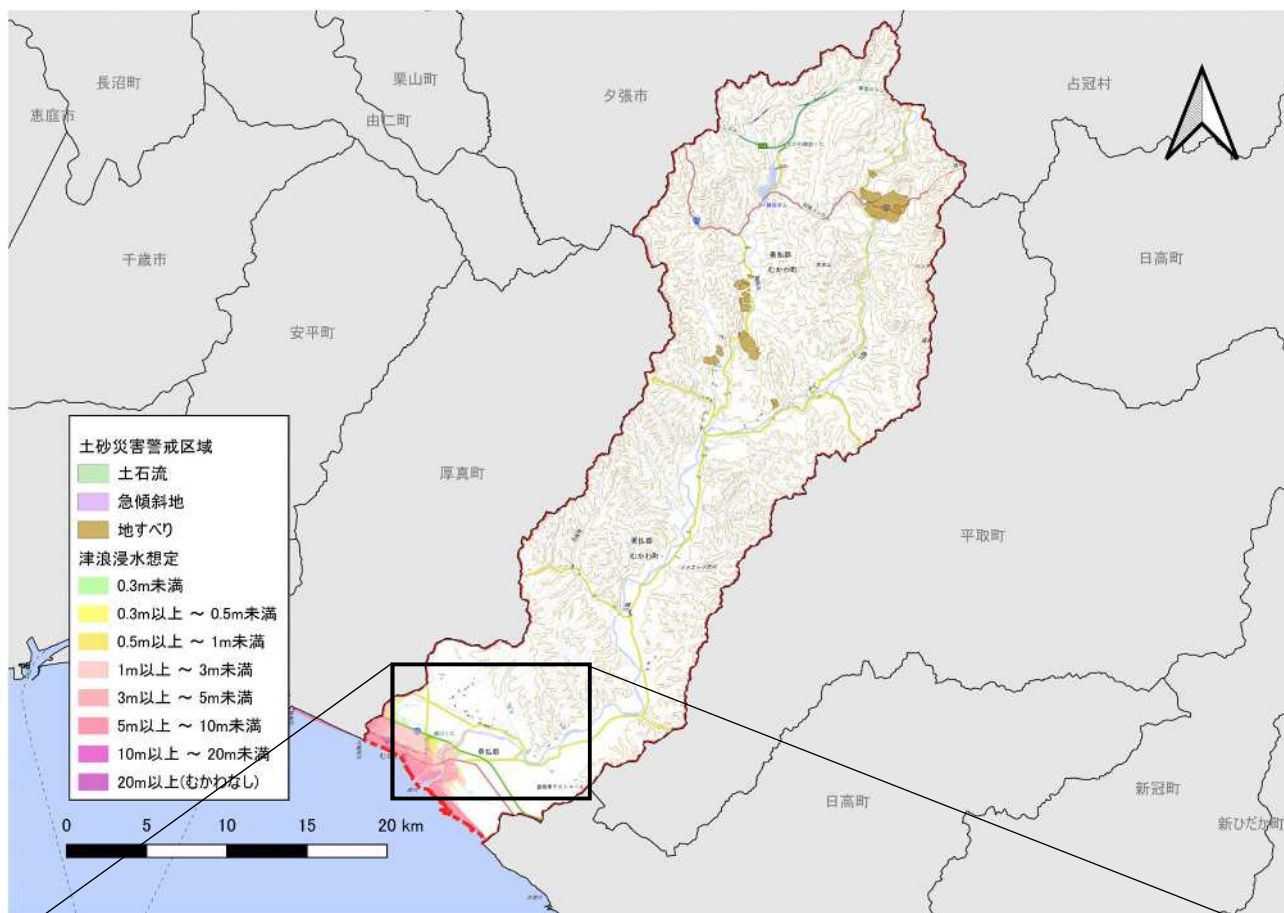


図 7-9 むかわ町ハザードマップ（土砂災害警戒区域・津波浸水想定）

7.4 社会的条件

7.4.1 まちの生い立ち

古くからアイヌの人たちが暮らしており、明治に入り和人が定住、1895年に苫小牧外15カ村戸長役場から鵜川流域の8つの村が分村し、鵜川外7カ村戸長役場が設置されました。

1912年に上流の4つの村が分村（旧穂別町の始まり）、旧鵜川町は1953年、旧穂別町は1962年に町制を施行、2006年に旧鵜川町と旧穂別町の新設合併により新たにむかわ町が誕生しました。

7.4.2 鵜川地区市街地の変遷

1950年代には鵜川駅周辺に市街地が形成されています。鉄道は穂別町や日高町に向かって延伸しており、国道235号は市街地中心部を横断しています。



図 7-10 地形図（1954(昭 29)年）

1961年～1969年の期間から現在とほぼ同じ地域に市街地が広がっていたことが分かります。



図 7-11 航空写真（1961年～1969年）

下記航空写真を見ると、国道 235 号が市街地の南側をバイパスするように整備されています。



図 7-12 航空写真（1974 年～1978 年）

下記航空写真を見ると、E63 日高自動車道が整備されています。市街地は、JR 日高本線北側が西に拡大、JR 日高本線南側も国道に沿って市街地化しています。



図 7-13 航空写真（2014 年）

7.4.3 文化財

むかわ町には国や道の指定文化財及び町の指定文化財が所在します。

文化財のうち、道指定文化財である鶴川盛土墳墓群と町指定文化財である鶴川大漁地蔵尊が津波浸水想定区域内に位置しています。

国の登録有形文化財には、穂別地方の開拓の草分けである中村平八郎氏の住宅や、石炭産業を支えた鉄道「旧国鉄富内線」に関する構造物が登録されています。

表 7-3 文化財一覧

文化財名	大分類	小分類
アイヌ古式舞踊	国指定文化財	重要無形民俗文化財
旧国鉄富内線富内駅構内線路	国登録文化財	登録有形文化財
旧国鉄富内線富内駅舎	国登録文化財	登録有形文化財
旧国鉄富内線富内駅プラットフォーム	国登録文化財	登録有形文化財
旧中村平八郎家住宅主屋	国登録文化財	登録有形文化財
鶴川盛土墳墓群	北海道指定文化財	史跡
ホベツアラキリュウ化石	北海道指定文化財	有形文化財
鶴川大漁地蔵尊	町指定文化財	有形文化財
聖観世音菩薩像	町指定文化財	有形文化財
八王子千人同心移住隊士市川彦太夫墓石	町指定文化財	有形文化財
天保の石灯籠	町指定文化財	有形文化財
鶴川村記念写真帖	町指定文化財	有形文化財
鶴川外七ヶ村戸長役場等文書	町指定文化財	有形文化財
フォスフォロサウルス・ボンペテレガンス	町指定文化財	記念物
モササウルス・ホベツエンシス	町指定文化財	記念物
メソダモケリス・ウンデュラータス	町指定文化財	記念物
アノマロケリス・アングラータ	町指定文化財	記念物
ティロサウルス	町指定文化財	記念物
モササウルス・プリズマティクス	町指定文化財	記念物
ケントリオドン・ホベツ	町指定文化財	記念物
カムイサウルス・ジャボニクス	町指定文化財	記念物

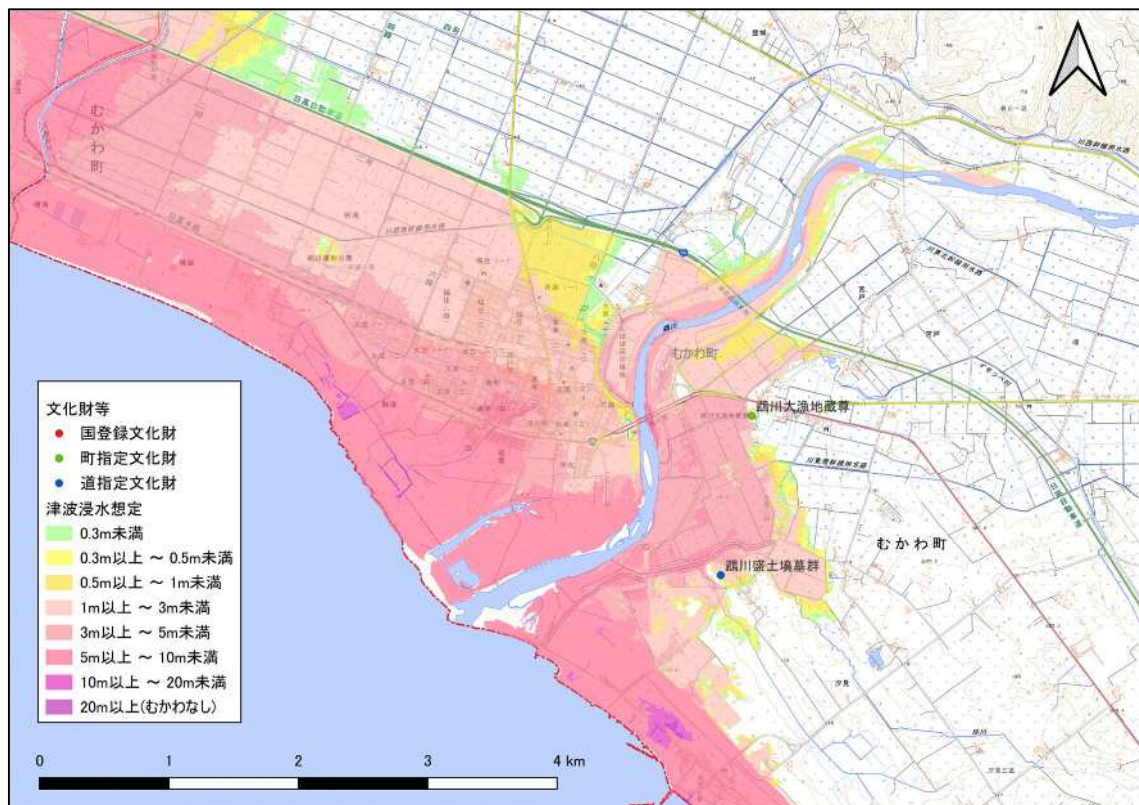
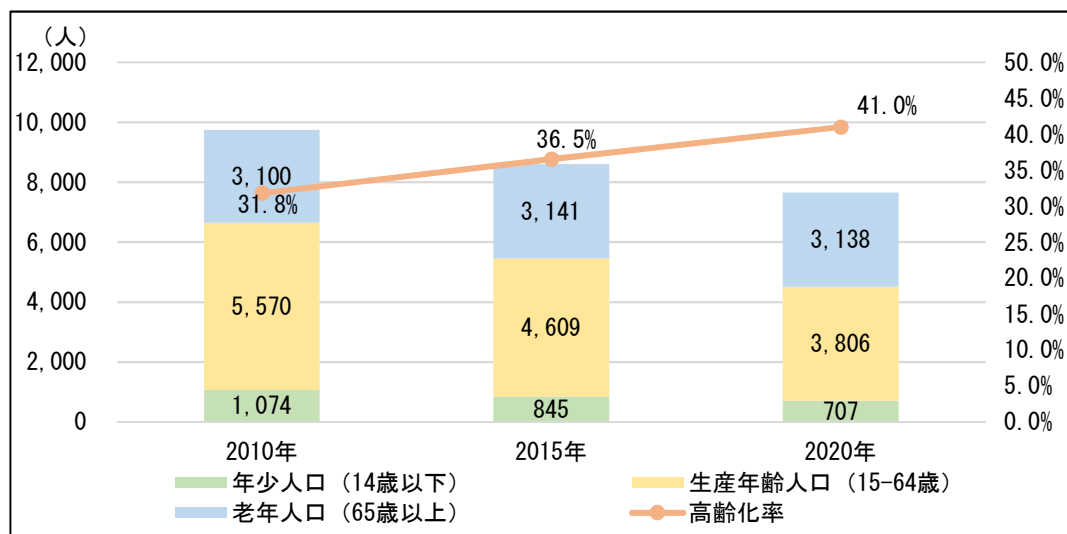


図 7-14 文化財位置図

7.4.4 人口

(1) 年齢3区分別人口と高齢化率

国勢調査の年齢3区分別人口を見ると、人口は10年間で約21.5%減少、高齢化率も9.2%上昇しており、人口減少と高齢化が進行しています。

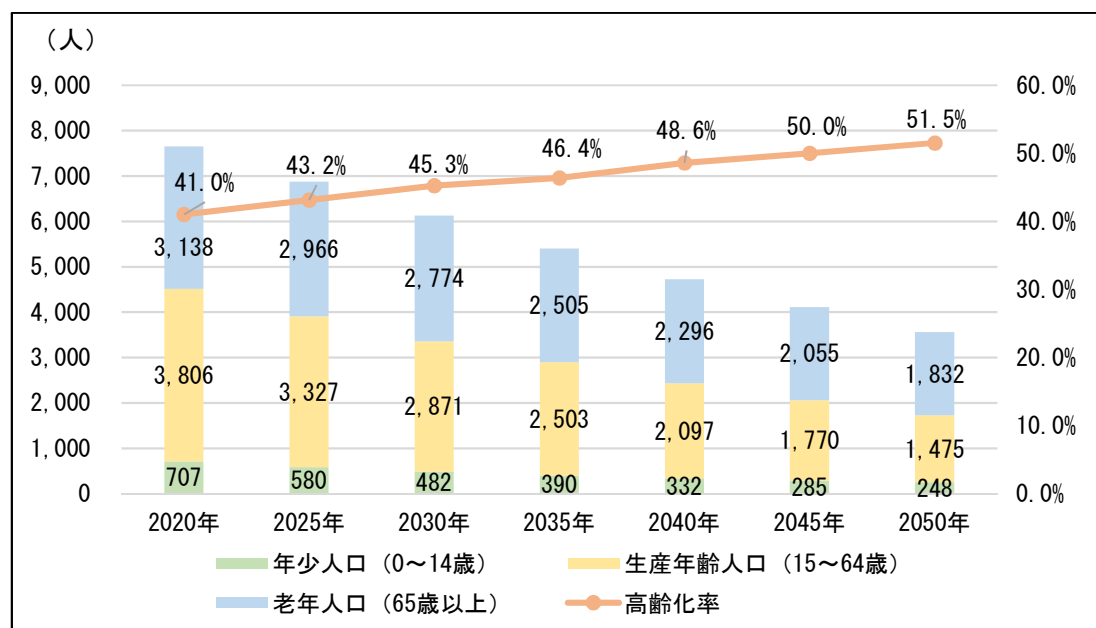


出典：国勢調査

図 7-15 人口3区分別人口と高齢化率

(2) 年齢3区分別将来人口と将来高齢化率

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023）年推計）」によると、本町の人口は2020年（令和2年）から2050年（令和32年）にかけて、人口が約53.5%減少し、高齢化率も2050年（令和32年）には51.5%まで上昇すると推計されています。

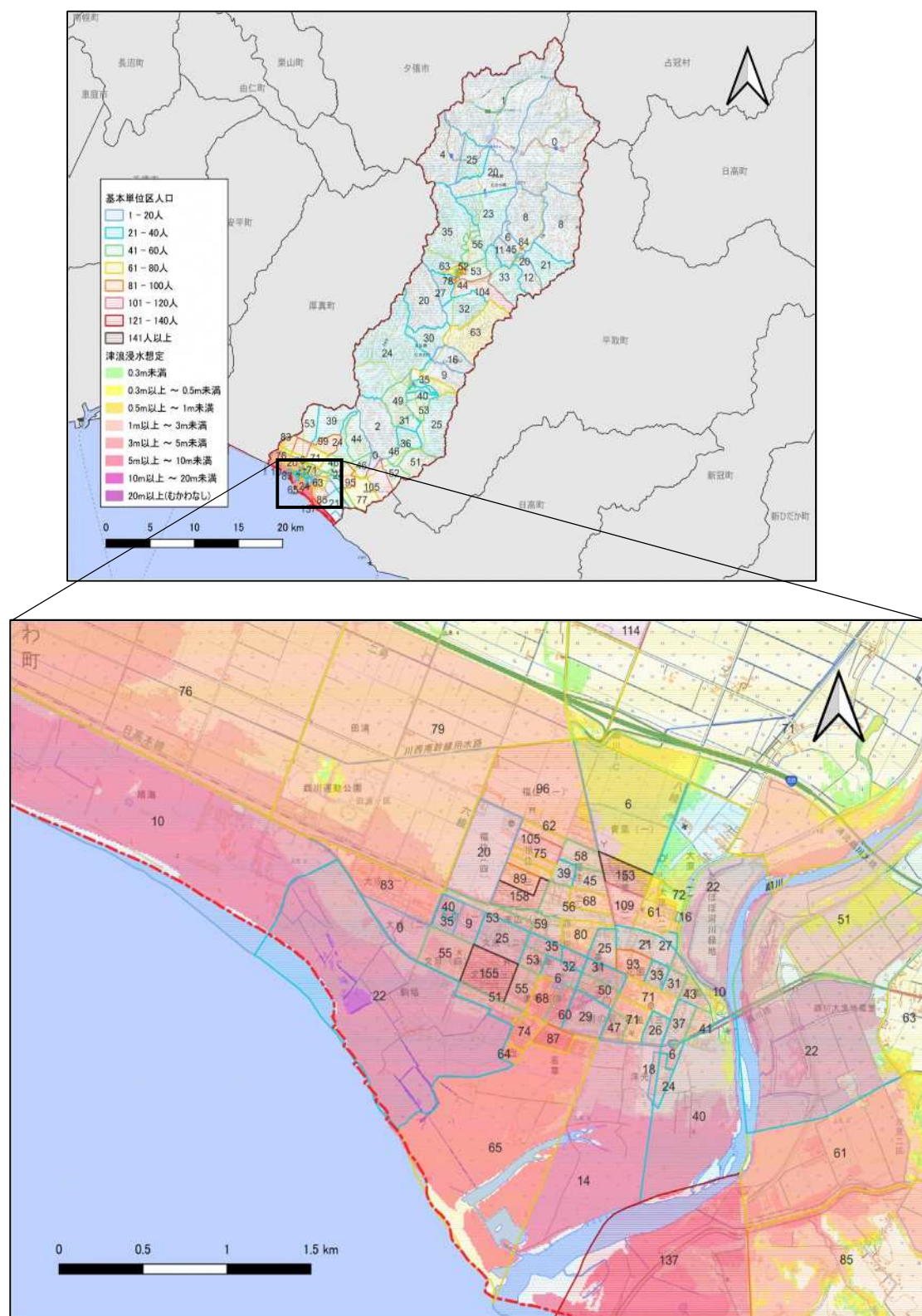


出典：国立社会保障・人口問題研究所

図 7-16 年齢3区分将来人口と将来高齢化率

(3) 人口分布状況

令和2年度現在の人口密度は鶴川駅周辺と穂別地区市街地に集中しています。中でも鶴川駅周辺が最も人口密度が高く 30 人/ha 以上となっています。都市計画区域内の鶴川駅周辺以外では、人口密度が 10 人/ha 未満となる地域が広域に点在しています。

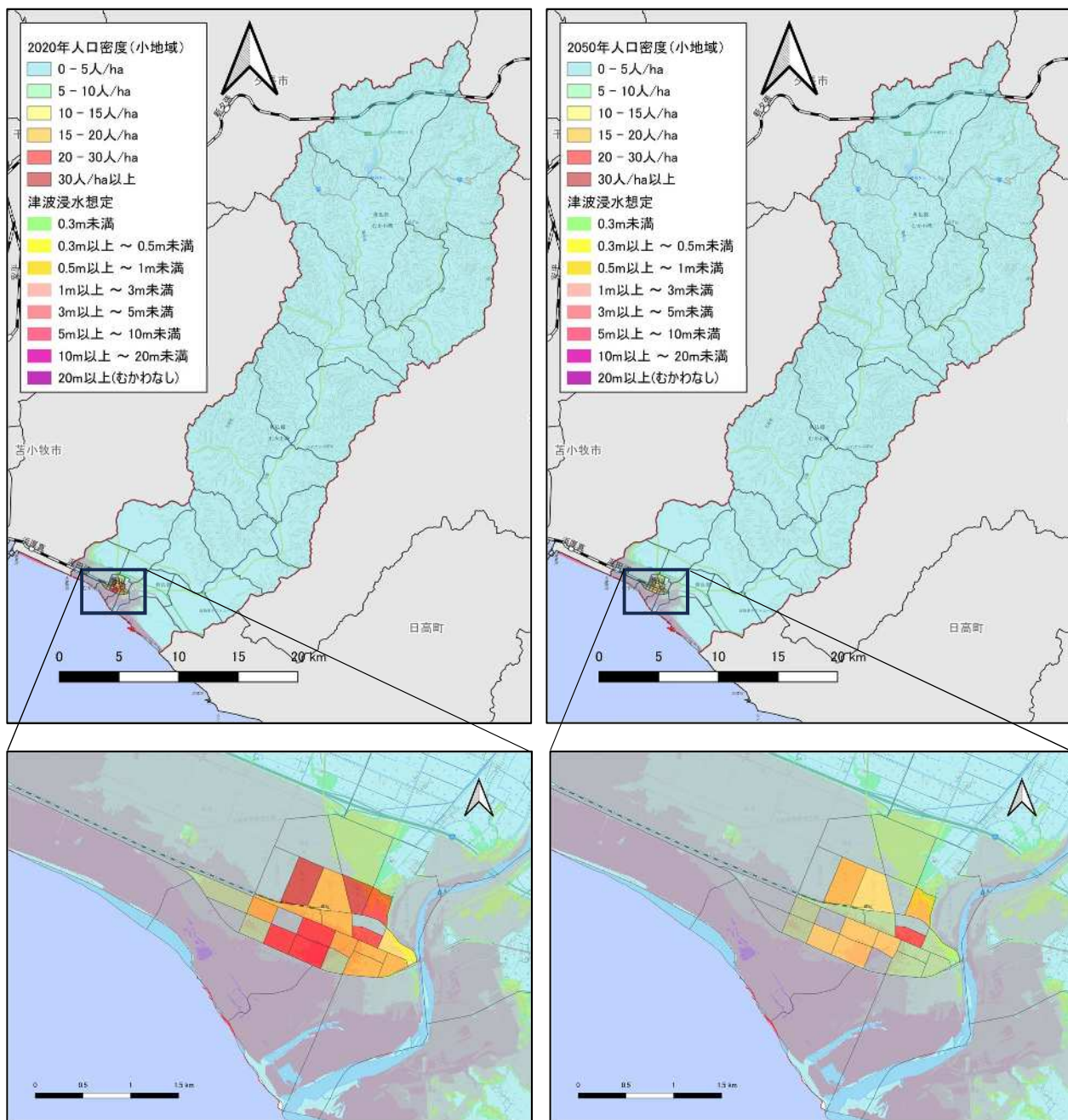


出典：国土数値情報（R2）

図 7-17 人口分布図

人口密度は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年3月推計）」によると、令和2年（2020）と令和32年（2050）を比較すると花園地区以外は大きく減少すると推計されています（※既成市街地の人口密度基準：40人/ha以上）。

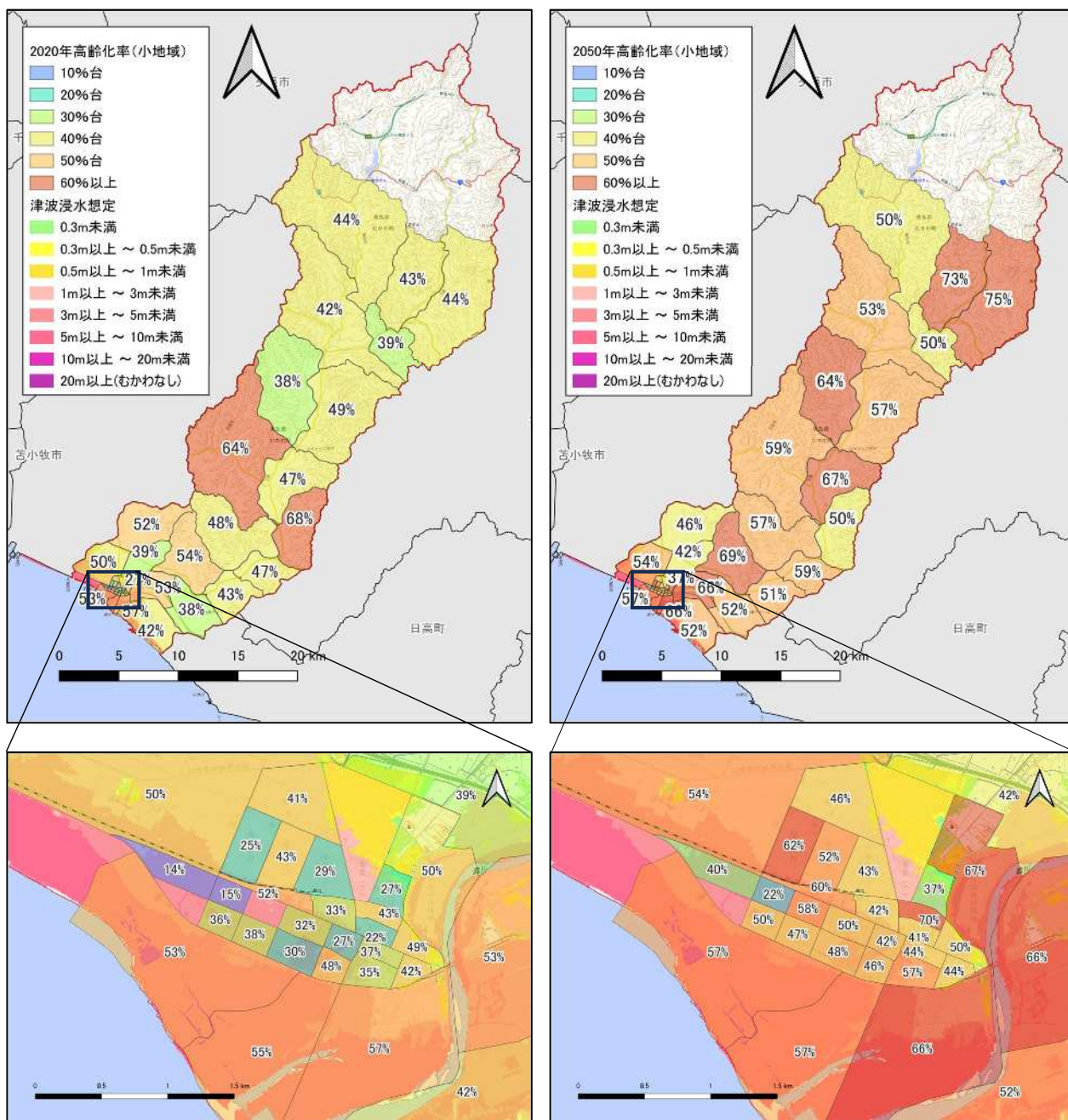
また、令和2年（2020）には人口密度が30人以上/haである福住地区においても、令和32年（2050）には15～20人/haまで減少すると推計されています。



出典：将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）

図 7-18 将来人口推計比較図（人口密度）

高齢化率については、鵜川駅周辺以外では高齢化が進行し、令和 32 年（2050）40%を超える地域が大半を占めると推計されています。



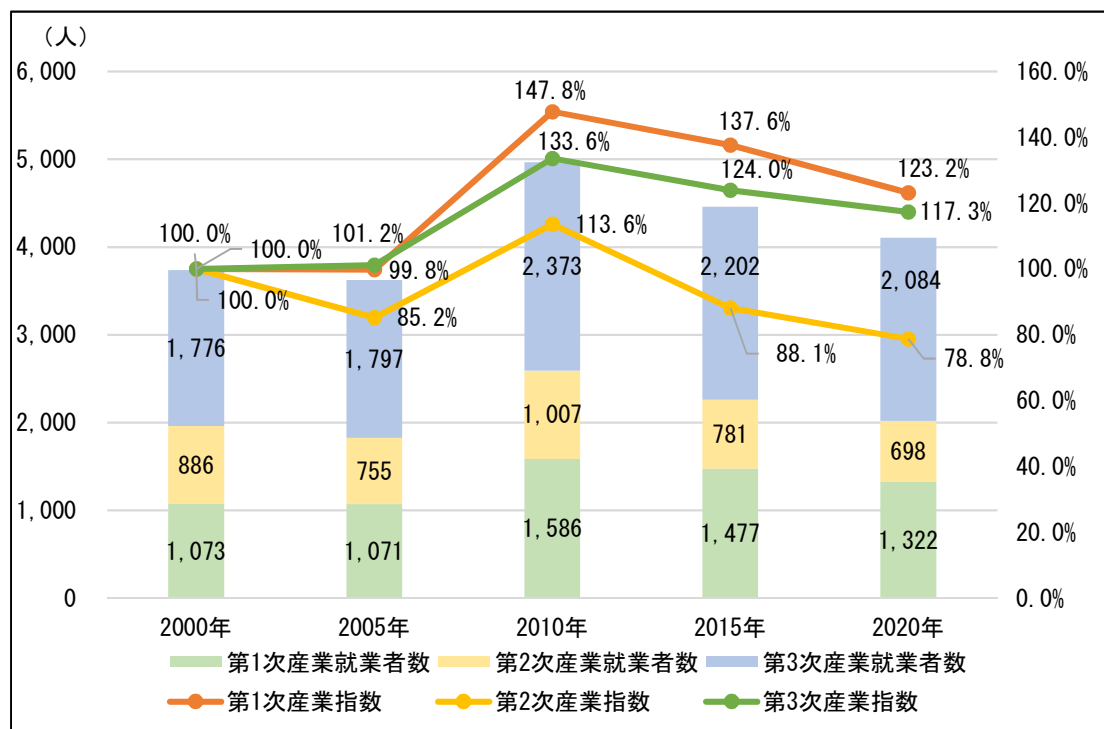
出典：将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）

図 7-19 将来人口推計比較図（高齢化率）

7.4.5 産業

(1) 産業3区分別従業者数の推移

産業3区別産業就業者数をみると、むかわ町における産業就業者数と平成12年（2000）を基準とした産業指数は、平成17年（2005）から平成22年（2010）にかけて増加したものの、それ以降からは減少傾向にあります。また、平成22年（2010）から令和2年（2020）までの間で約860人減少しており、産業指数の減少割合が最も大きい産業は第2次産業で令和2年（2020）までに21.2%減少しています。



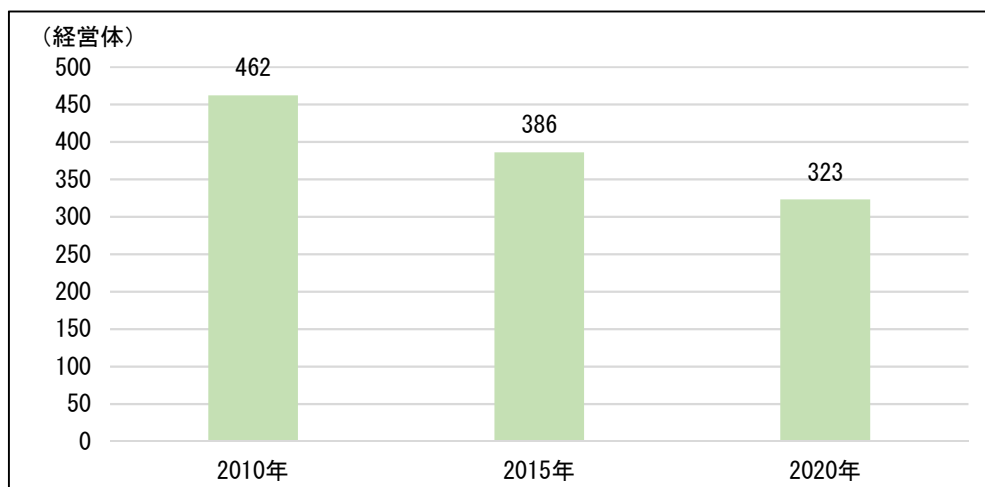
出典：国勢調査

図 7-20 産業3区分別従業者数と就業指数の推移

1) 第一次産業

①農業

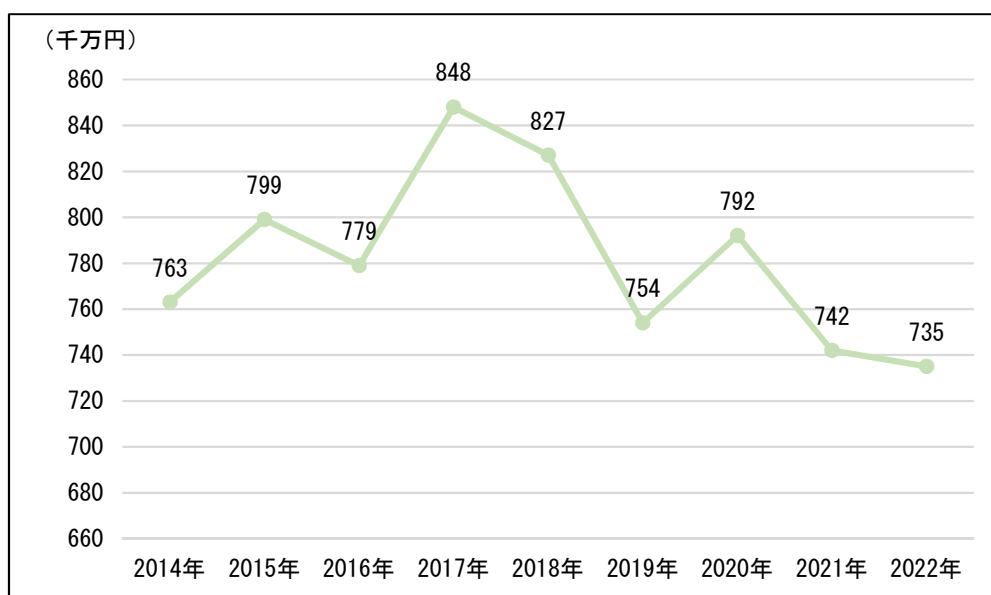
農業経営体数は10年間で139経営体減少しており、農業の担い手が大きく減少しています。



出典：農林業センサス

図 7-21 農業経営体数の推移

農業産出額は2017年をピークに減少傾向です。(市町村ごとの農業産出額の統計は2014年に開始されました。)

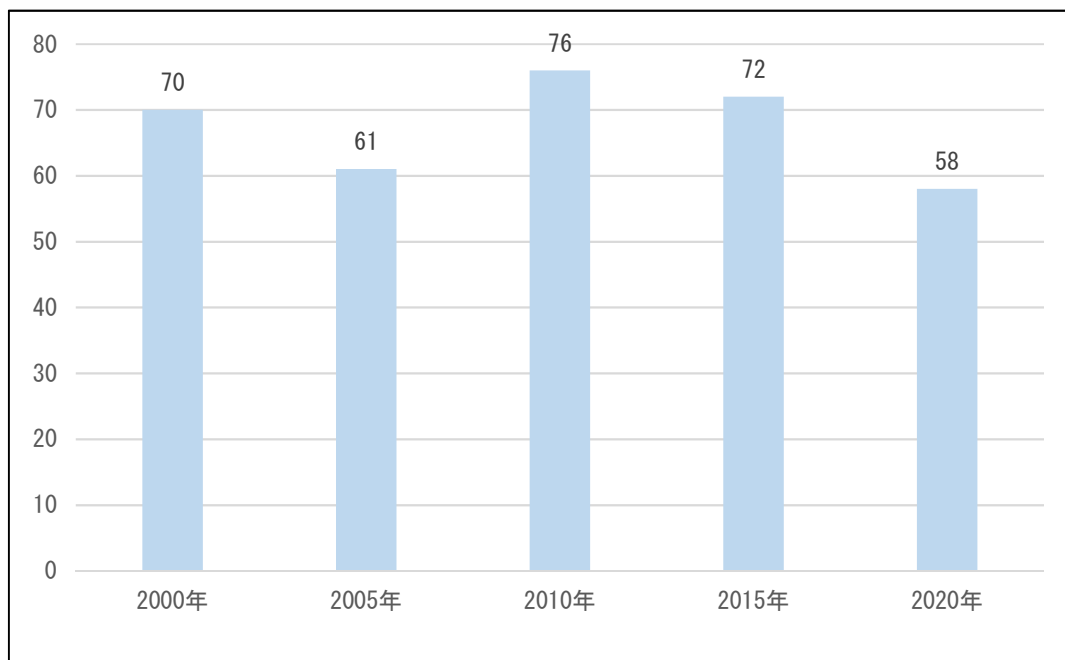


出典：農林水産省統計部 市町村別農業産出額（推計）

図 7-22 農業産出額

②漁業

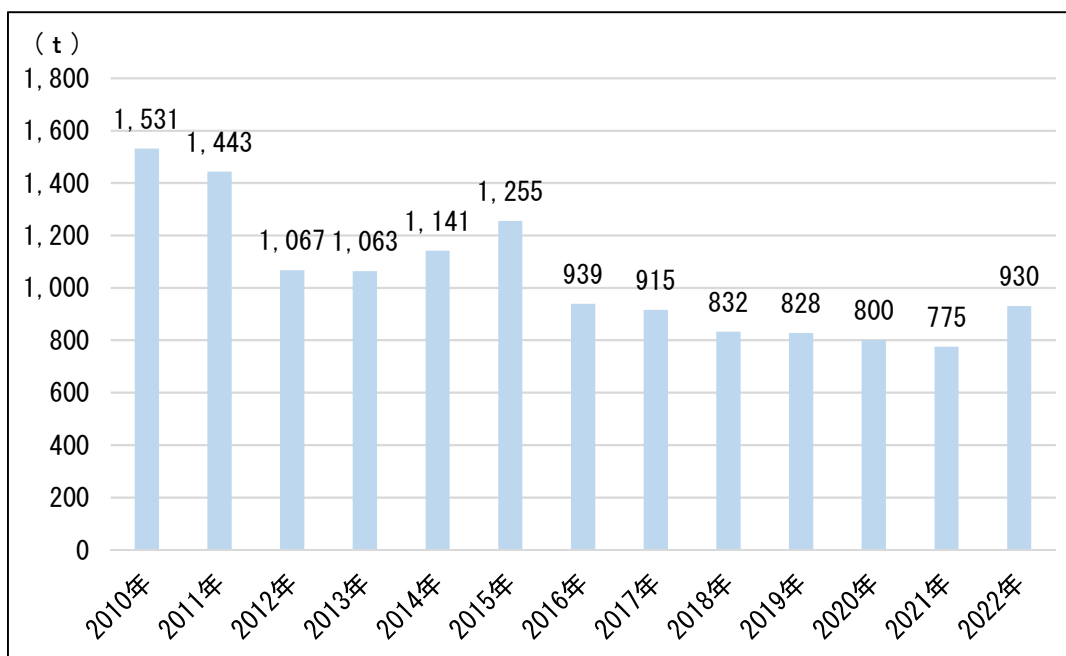
漁業の就業者数は60人～70人程度で推移しています。本町はししやもが特産品であり、生産・加工、飲食提供に関わる事業者がいるため、町の特産品を将来に引き継いでいくためには、資源補完と漁業の担い手の確保が重要です。



出典：国勢調査

図 7-23 漁業就業者数の推移

漁獲量は減少傾向にあり、2022年は2010年の約61%になっています。

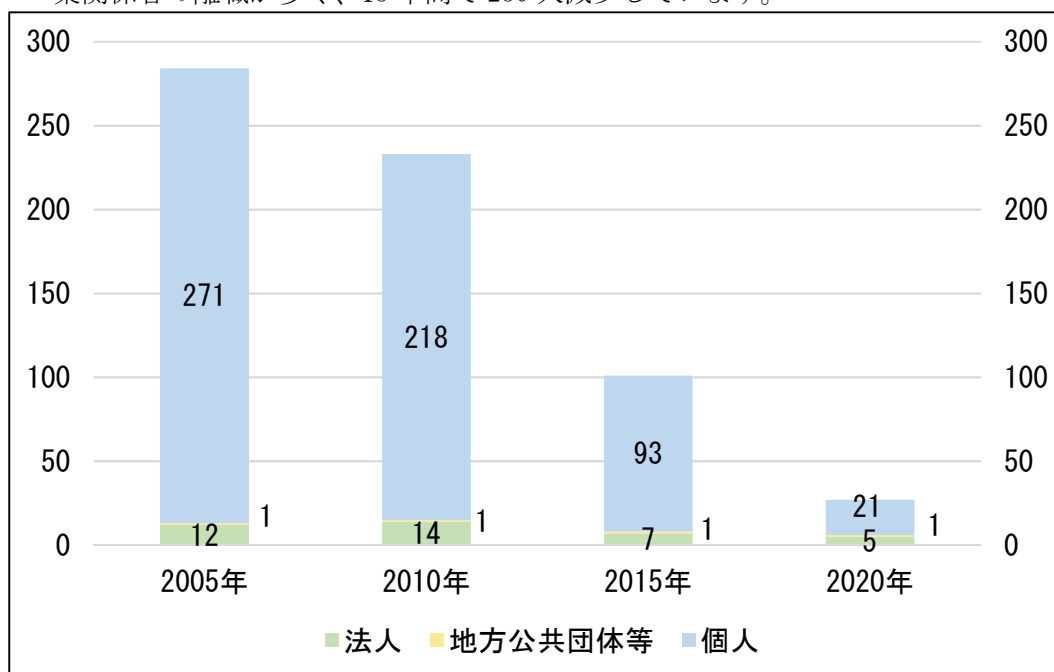


出典：北海道水産現勢

図 7-24 年間漁獲量の推移

③林業

林業は、2005年と2020年を比較すると経営体は約90%減少しています。特に個人の林業関係者の離職が多く、15年間で250人減少しています。

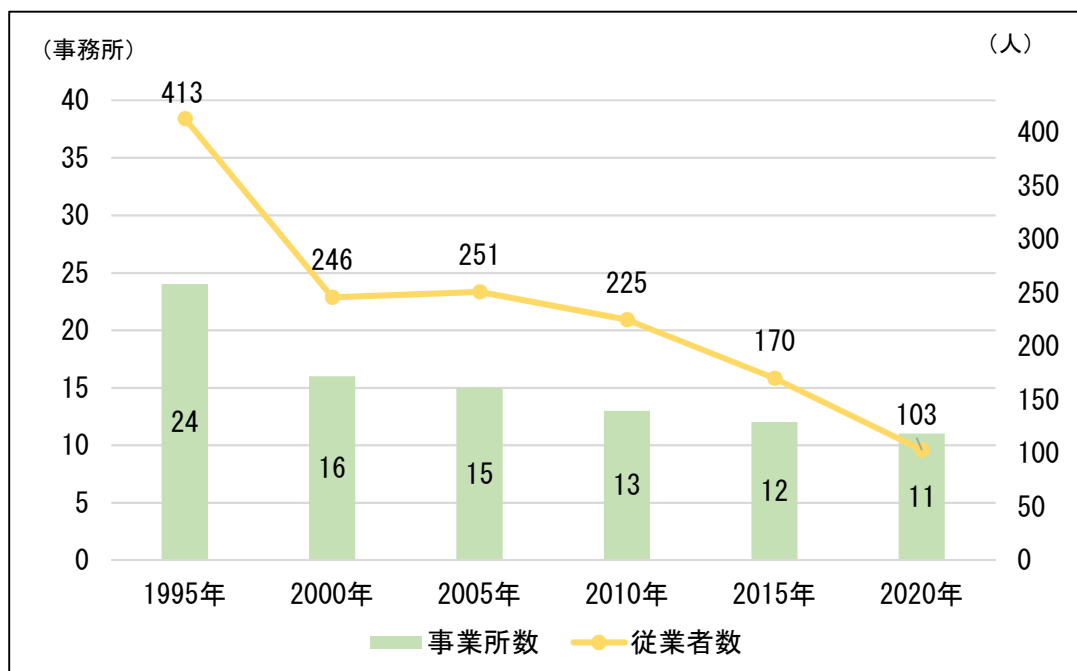


出典：農林業センサス

図 7-25 林業経営体数の推移

2) 第二次産業

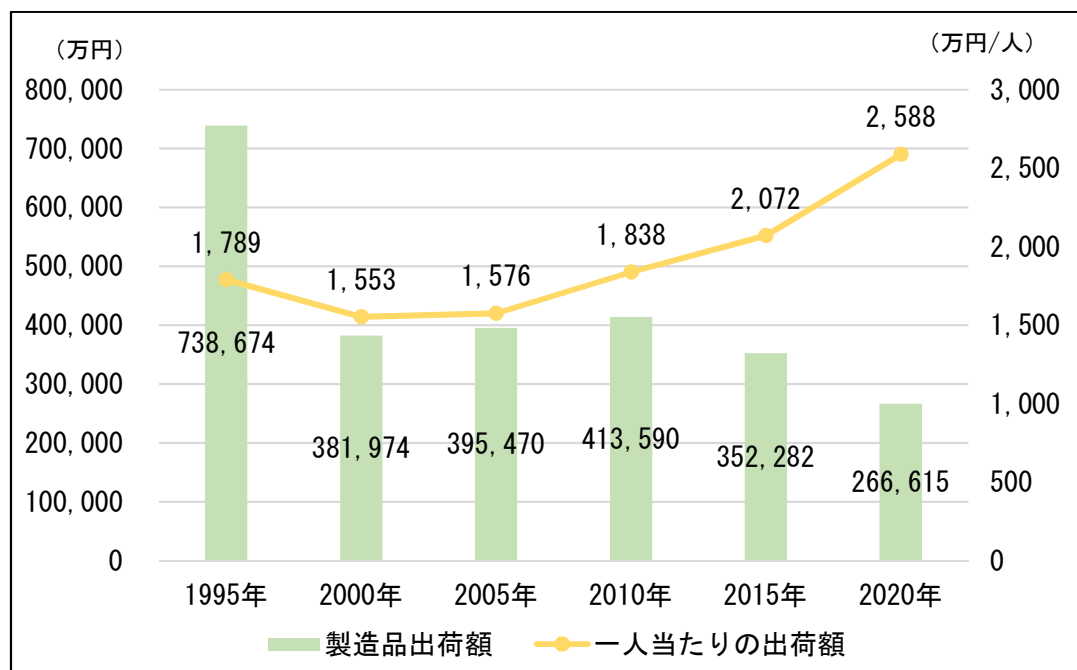
第二次産業の事業所数と従業者数の1995年から2020年にかけての推移を見ると、どちらも大減少しています。特に従業者数は1995年から2020年にかけて、約75.0%減少しています。



出典：工業統計調査、経済センサス

図 7-26 第二次産業の事業所数と従業者数の推移

第二次産業の製造品出荷額と一人当たりの出荷額の1995年から2020年までの推移を見ると、一人当たりの出荷額増加傾向にありますが、製造品出荷額が約63.9%減少しています。製品製造の効率化が進んでいると考えられます。

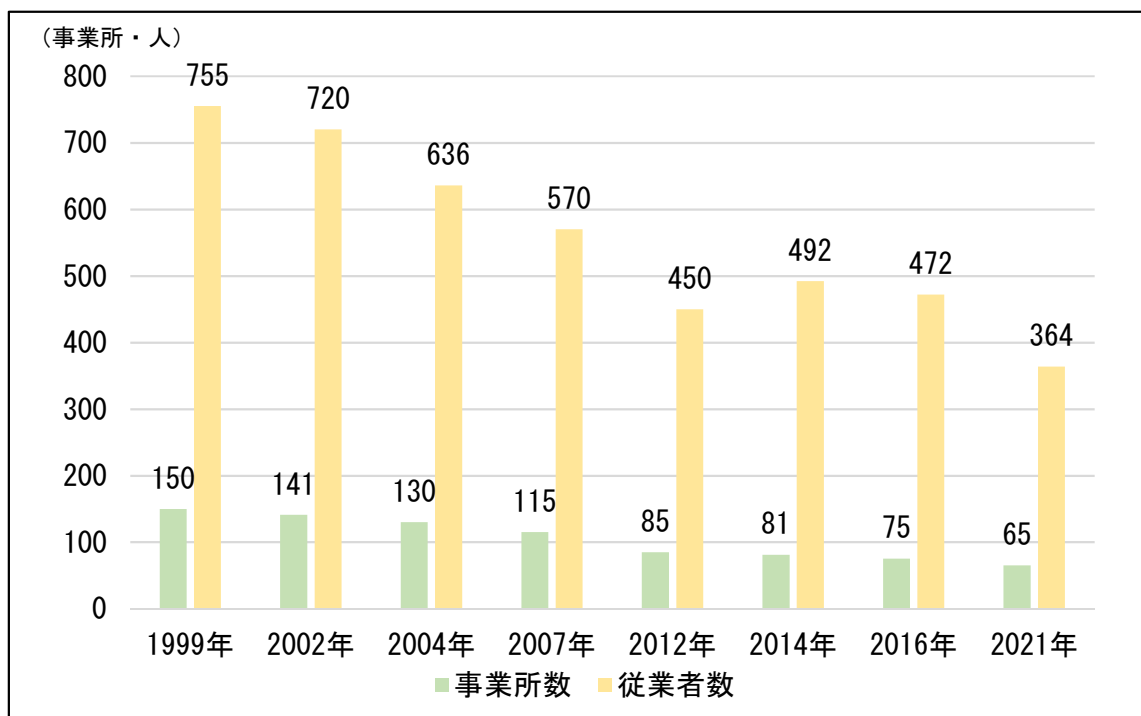


出典：工業統計調査、経済センサス

図 7-27 第二次産業の製品出荷額と一人当たりの出荷額

3) 第三次産業

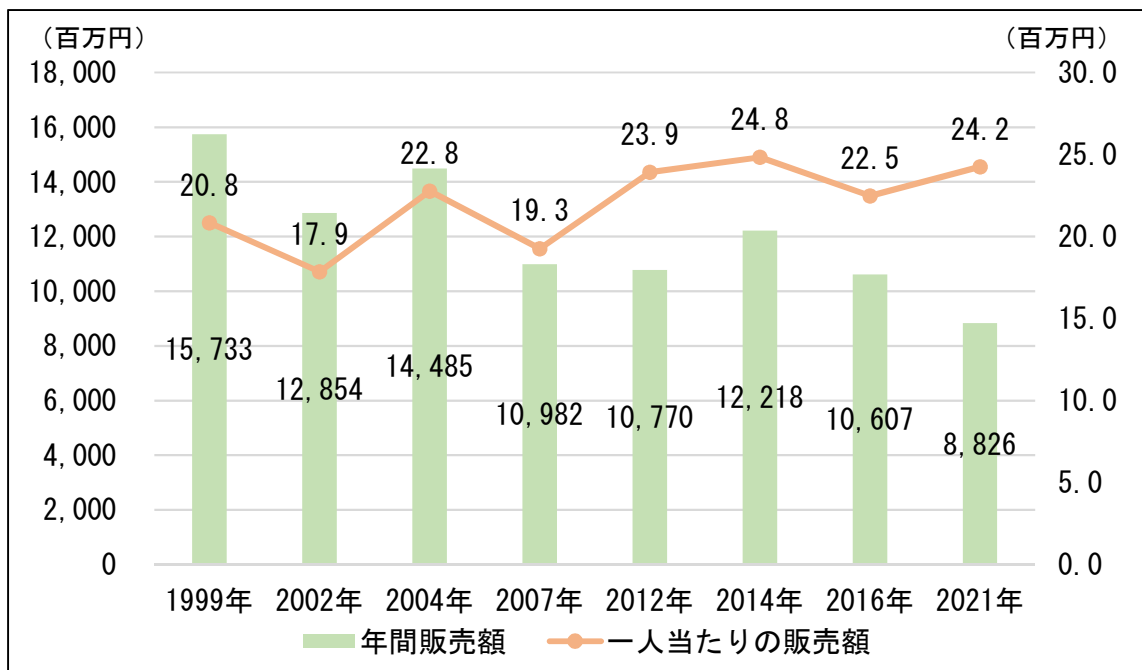
第三次産業の事業所数と従業者数の1999年から2021年にかけての推移を見ると、どちらも減少しており、特に従業者数は1999年から2021年にかけて、51.8%減少しています。



出典：商業統計調査、経済センサス

図 7-28 事業所数と従業者数の推移

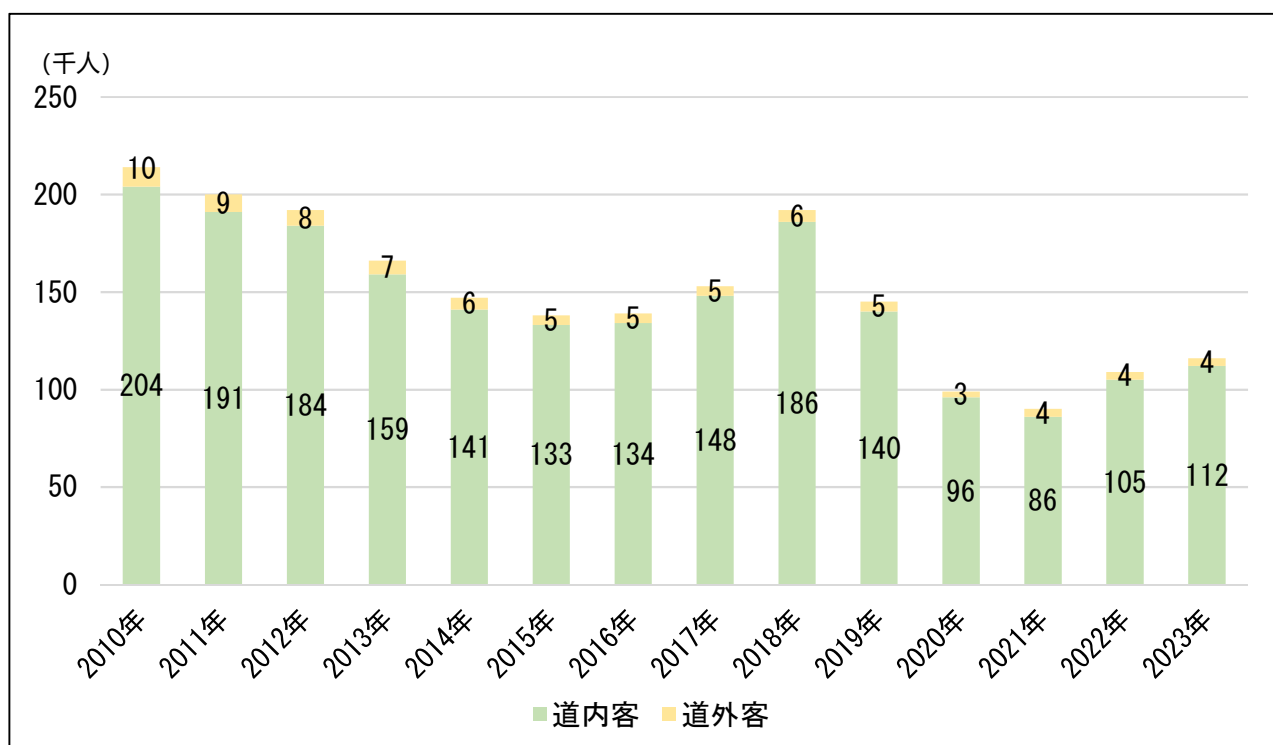
第三次産業の年間販売額と一人当たりの販売額の1999年から2021年にかけての推移を見ると、年間販売額は43.9%減少している一方で、一人当たりの販売額は横ばいとなっています。



出典：商業統計調査、経済センサス

図 7-29 年間販売額と一人当たりの販売額

2010 年から 2023 年までの観光入込客数を見ると、年々減少傾向です。観光客の多くは道外客が占めています。



出典：北海道観光入込客数調査報告書

図 7-30 観光入込客数

7.4.6 土地利用

(1) 現況の土地利用

むかわ町における都市計画区域は10,947.0haであり、行政区域の約15%が指定されています。そのうち用途地域に指定されている区域は主として鶴川地区の市街地であり、面積は289.6haです。

用途地域は、都市計画区域のうち2.6%を占めています。用途地域の内訳は、住居系が128.0ha(44.2%)、商業系が8.9ha(3.1%)、工業系が152.7ha(52.7%)となっています。

用途地域内の土地利用状況を見ると、自然的土地利用が49.9ha(17.4%)、都市的土地利用が231.1ha(80.5%)、その他の土地利用が6.0ha(2.1%)となっています。建築敷地が150.4ha(52.4%)と最も割合が高く、次いで道路が39.7ha(13.8%)となっています。用途地域内に占める公園緑地の割合は0.7%と低く、原野が12.2%で未利用地が多い状況です。

用途地域はすべてが津波浸水想定区域内となっています。

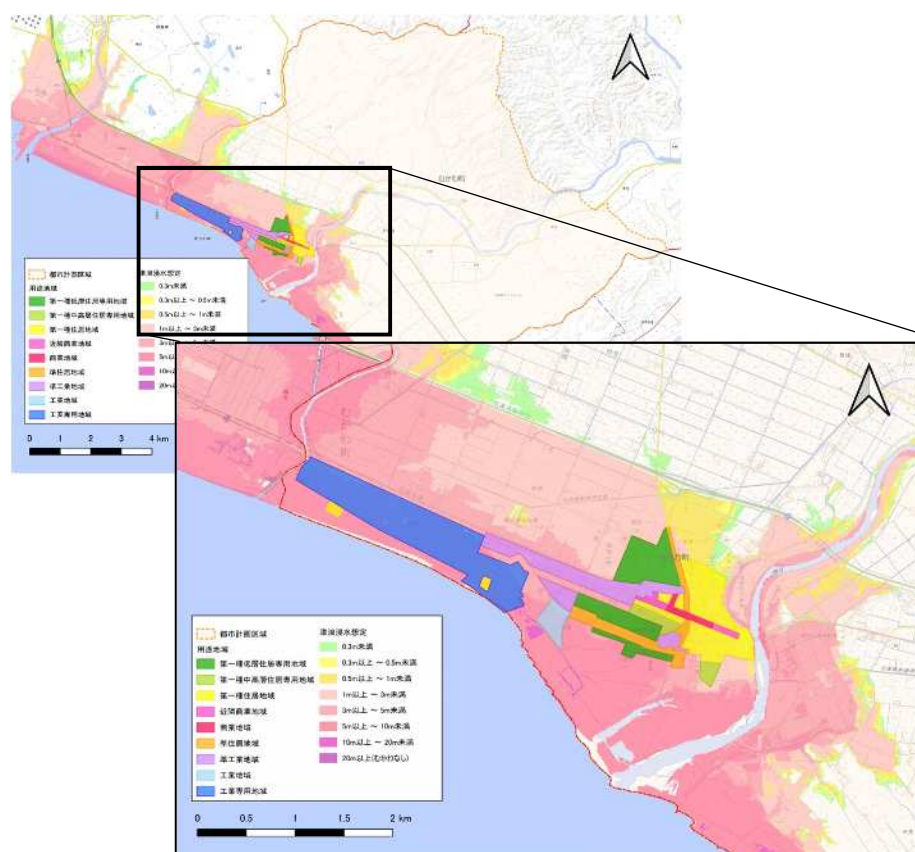


図 7-31 都市計画図

表 7-4 都市計画区域と用途地域の面積

区分	面積		備考
行政区域	711.36km ²	—	(71,136ha)
都市計画区域	10,947ha	15.4%	最終：平成10年12月18日
用途地域	289.6ha	2.6%	最終：平成14年3月25日

出典：令和4年3月むかわ町都市計画マスタープラン

(2) 市街化の状況（建物利用現況）

都市計画区域内の建物利用現況については、都市計画区域内のすべての建物が津波浸水想定区域内であるため、市街地が大きな被害を受けることが想定されます。

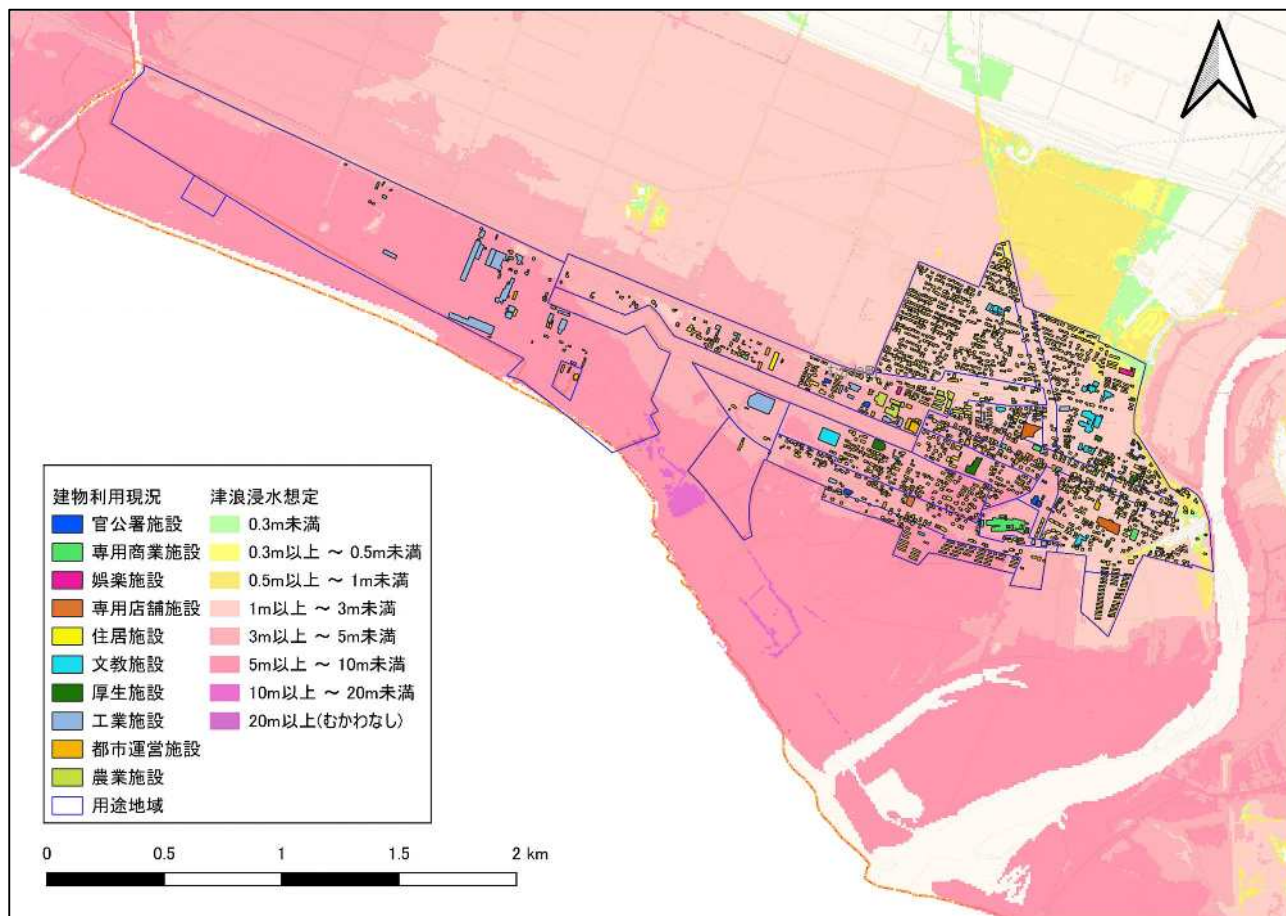


図 7-32 建物利用現況

表 7-5 建物利用別棟数

建物利用	棟数
官公署施設	23
専用商業施設	63
娯楽施設	2
店舗施設	36
住宅施設	1,983
文教施設	27
厚生施設	14
工業施設	81
都市運営施設	104
農業施設	25

(3) 市街化の状況（建物構造）

都市計画区域内の建物構造については、都市計画区域内のすべての建物が津波浸水想定区域内であり、木造・土蔵造の建物 1,413 棟と最も多いことから、多くの建物が津波により倒壊する可能性が高くなっています。

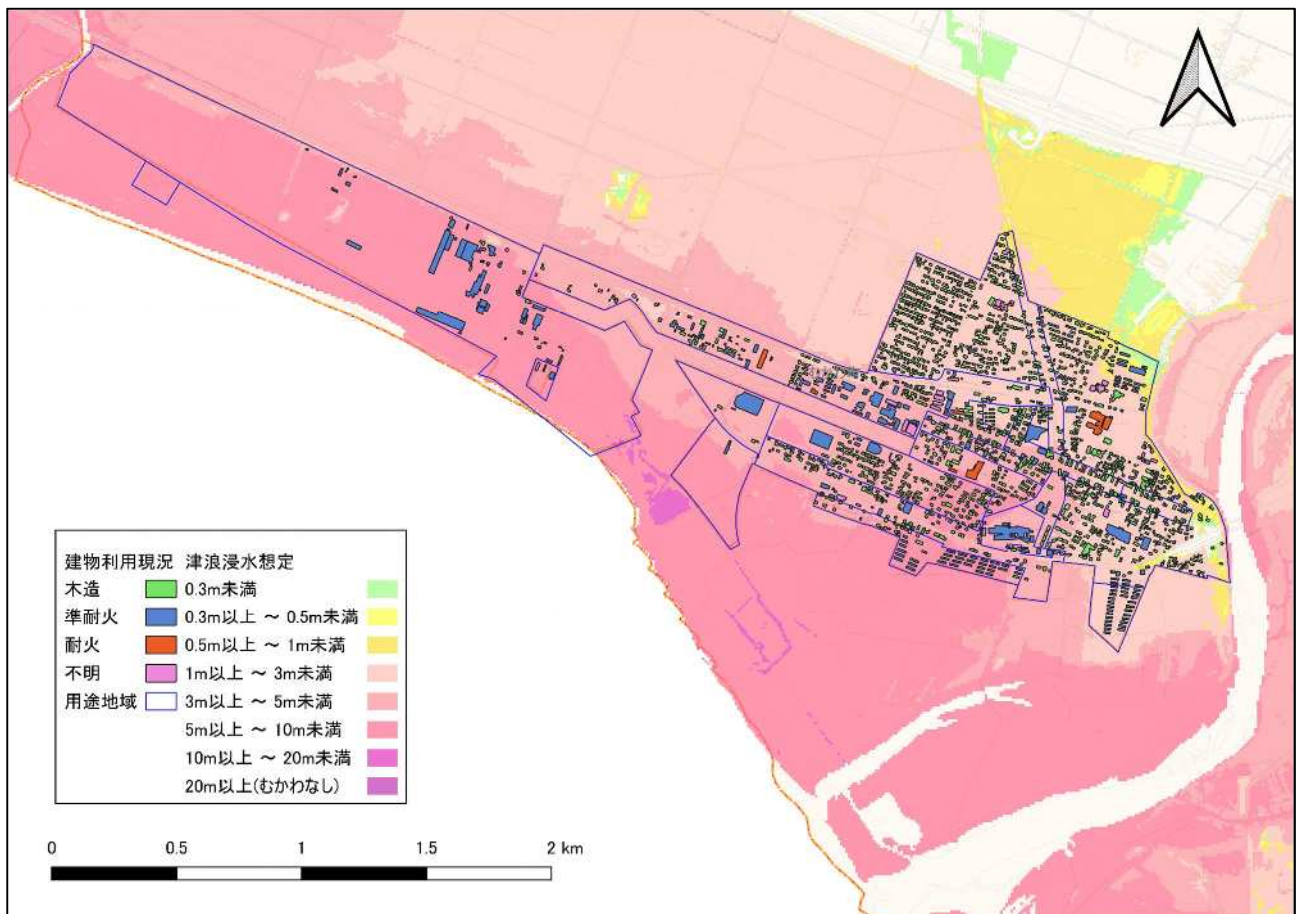


図 7-33 建物構造

表 7-6 建物構造別棟数

建物構造	棟数
木造	1,413
準耐火	391
耐火	17

7.5 都市施設等

7.5.1 幹線道路

災害時に緊急輸送ルートとなる国道 235 号が通行止めとなった場合、日高自動車道は盛土区間にあるため、沈下や路体崩壊がなければ緊急時の避難や迅速な救急搬送、救援物資等の輸送ルートとなります。

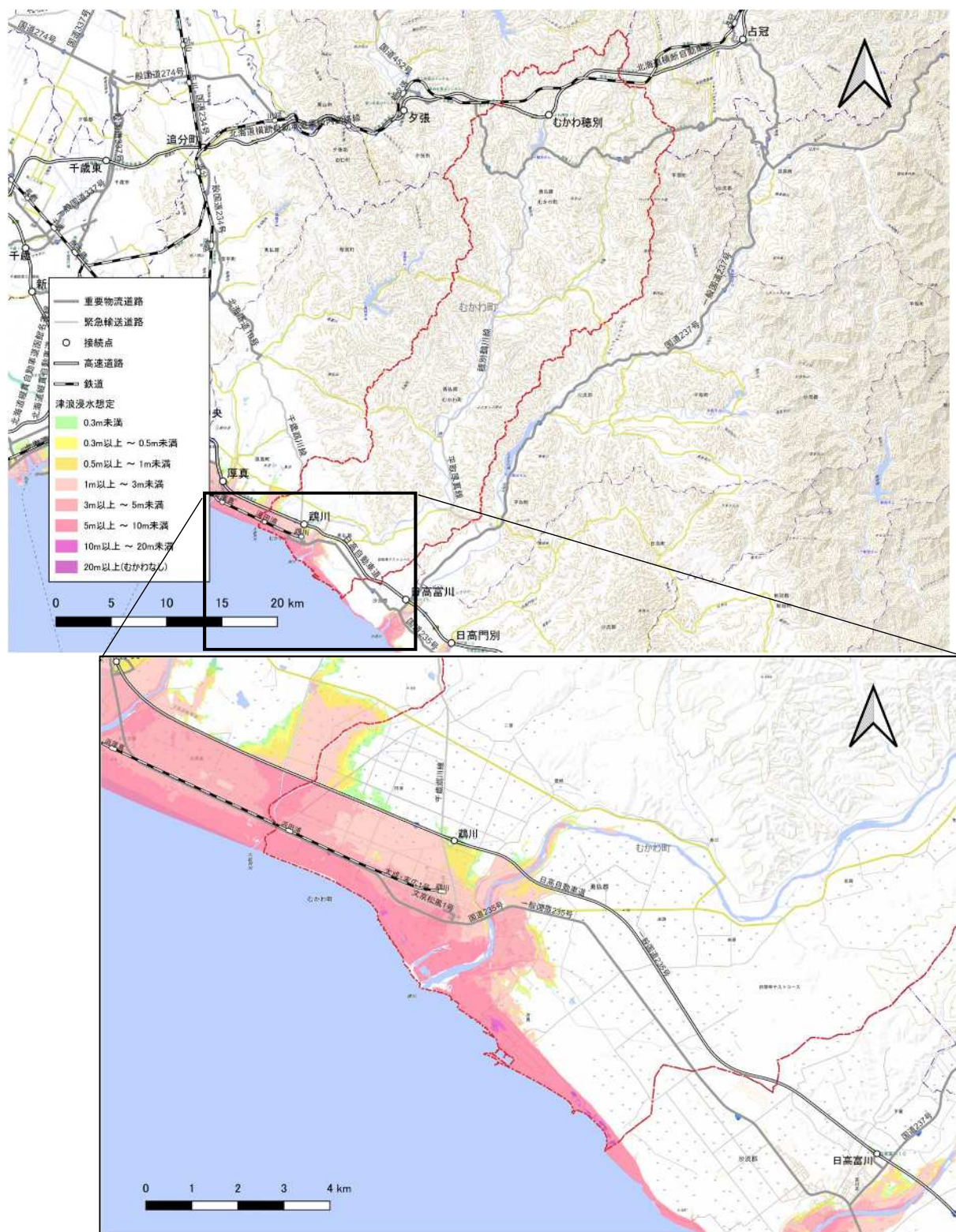


図 7-34 幹線道路図

7.5.2 公園

むかわ町には公園が 24 箇所あり、うち 15 件が都市公園で、公園のうち 70.8%が津波浸水想定区域内にあります。

表 7-7 むかわ町の公園

分類		地区名	公園名	設置年度（西暦）	面積（ha）
都市公園	街区公園	鵠川市街地	福住たこ公園	S48（1973）	0.33
	街区公園	鵠川市街地	花園公園	S40（1965）	0.32
	街区公園	鵠川市街地	西郊公園	S47（1972）	0.27
	街区公園	鵠川市街地	なかよし公園	S57（1982）	0.25
	街区公園	鵠川市街地	福住どろんこ公園	H5（1993）	0.21
	街区公園	鵠川市街地	洋光公園	S46（1971）	0.17
	街区公園	鵠川市街地	若草公園	S51（1976）	0.07
	街区公園	鵠川市街地	ひかり公園	S49（1974）	0.15
	運動公園	鵠川市街地、宮戸	たんぼぼ河川緑地	S51（1976）	61.90
	運動公園	田浦	鵠川運動公園	S49（1974）	16.20
	都市緑地	鵠川市街地	大成緑地	S58（1983）	0.04
	都市緑地	鵠川市街地	鵠川の泉	H7（1995）	0.02
	都市緑地	鵠川市街地	青葉公園	H9（1997）	0.03
	都市緑地	鵠川市街地	まちの森	H1（1989）	10.46
	緑道	鵠川市街地	中央緑道	S55（1980）	0.50
公園		穂別福山	オロロップ公園	H5（1993）	0.68
		穂別市街地	ふれあい公園	H5（1993）	1.27
		穂別市街地	ホッピー公園	H4（1992）	0.27
		穂別市街地	ほべつ道民の森公園	H7（1995）	72.68
		穂別市街地	リバーサイドパーク	S59（1984）	5.13
		穂別市街地	中村記念公園	H17（2005）	31.56
		穂別富内	富内銀河公園	H10～12 （1998～2000）	3.13
児童遊園地	宮戸	宮戸遊園地	S51（1976）	0.61 の一部	
	汐見	汐見遊園地	S53（1978）	0.19	

出典：平成 29 年むかわ町公共施設等総合管理計画（令和 4 年改訂）

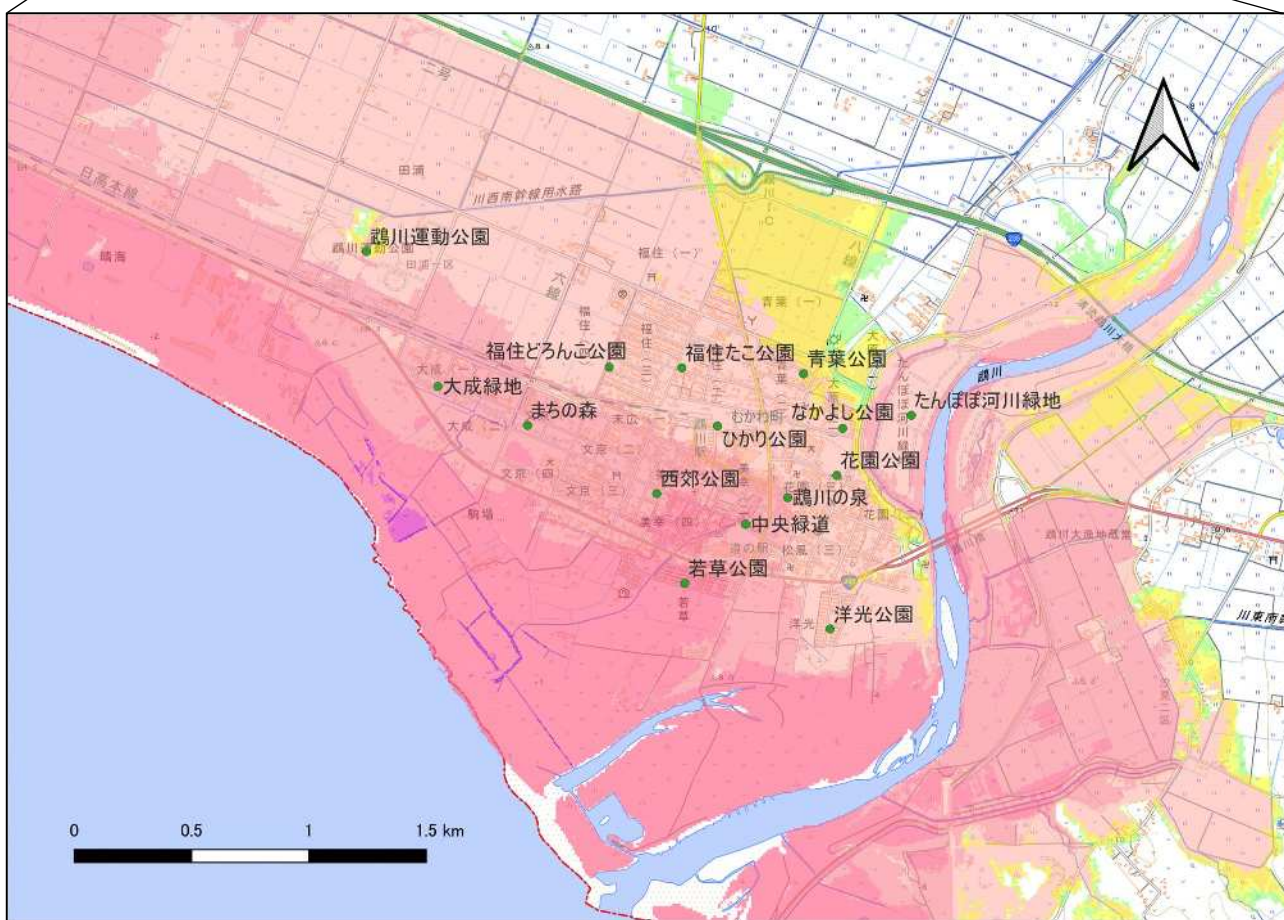
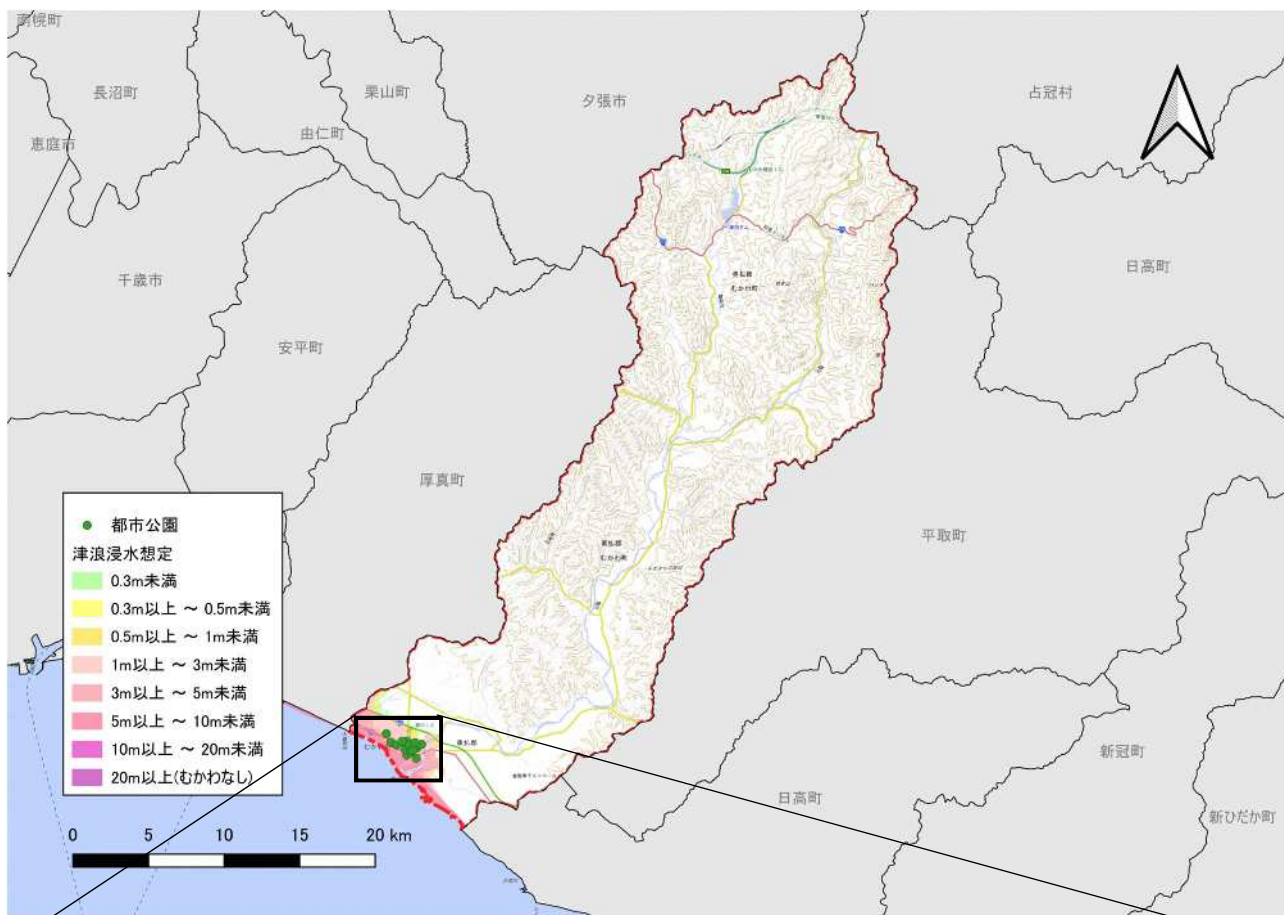


図 7-35 公園位置図

7.5.3 上下水道

上下水道施設のうち、主要な施設として「むかわ下水処理場」が津波浸水域内にあります。

下水道処理区域内人口は3,277人であり、人口の43.2%を占めています。鶴川地区の下水道管等も浸水するため復旧が必要となります。

上水場は春日地区にあるため浸水はしないものの、1978年に建築され老朽化が進んでいることから復旧工事が必要になることが想定されます。また、ポンプ場や管理施設等も被災するため、上水の復旧には時間が要すると考えられます。

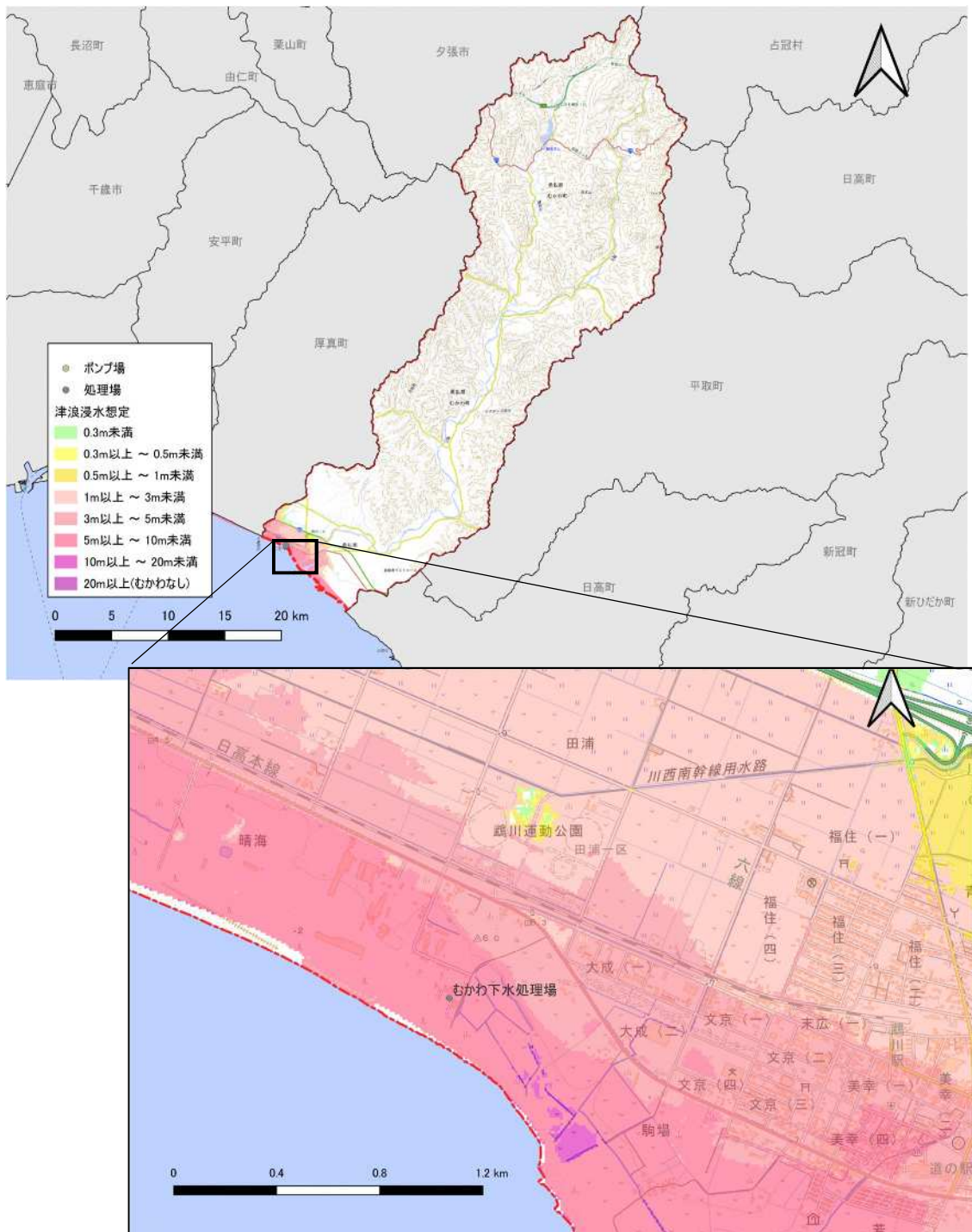


図 7-36 上下水道位置図

7.5.4 廃棄物処理

むかわ町の鶴川地区及び厚真町沿岸部、日高町沿岸部の多くの廃棄物処理施設は津波浸水想定区域内にあります。一方で内陸部に位置する廃棄物処理施設もあることから、災害時は内陸部の施設を活用して災害廃棄物を処理することが想定されます。



図 7-37 廃棄物処理施設位置図

7.5.1 火葬場

むかわ町には火葬場が2か所あり、どちらも津波浸水想定区域外にあります。また、周辺自治体の火葬場も全て津波浸水想定区域外に位置しております。



図 7-38 火葬場位置図

7.5.2 公共公益施設（耐震構造、津波浸水の有無を確認、耐震化や津波安全性確保などを検討）

公共公益施設については、病院や高校、小学校に加え、老人ホームが津波浸水想定区域内にあり、避難弱者の避難の在り方について想定する必要があります。

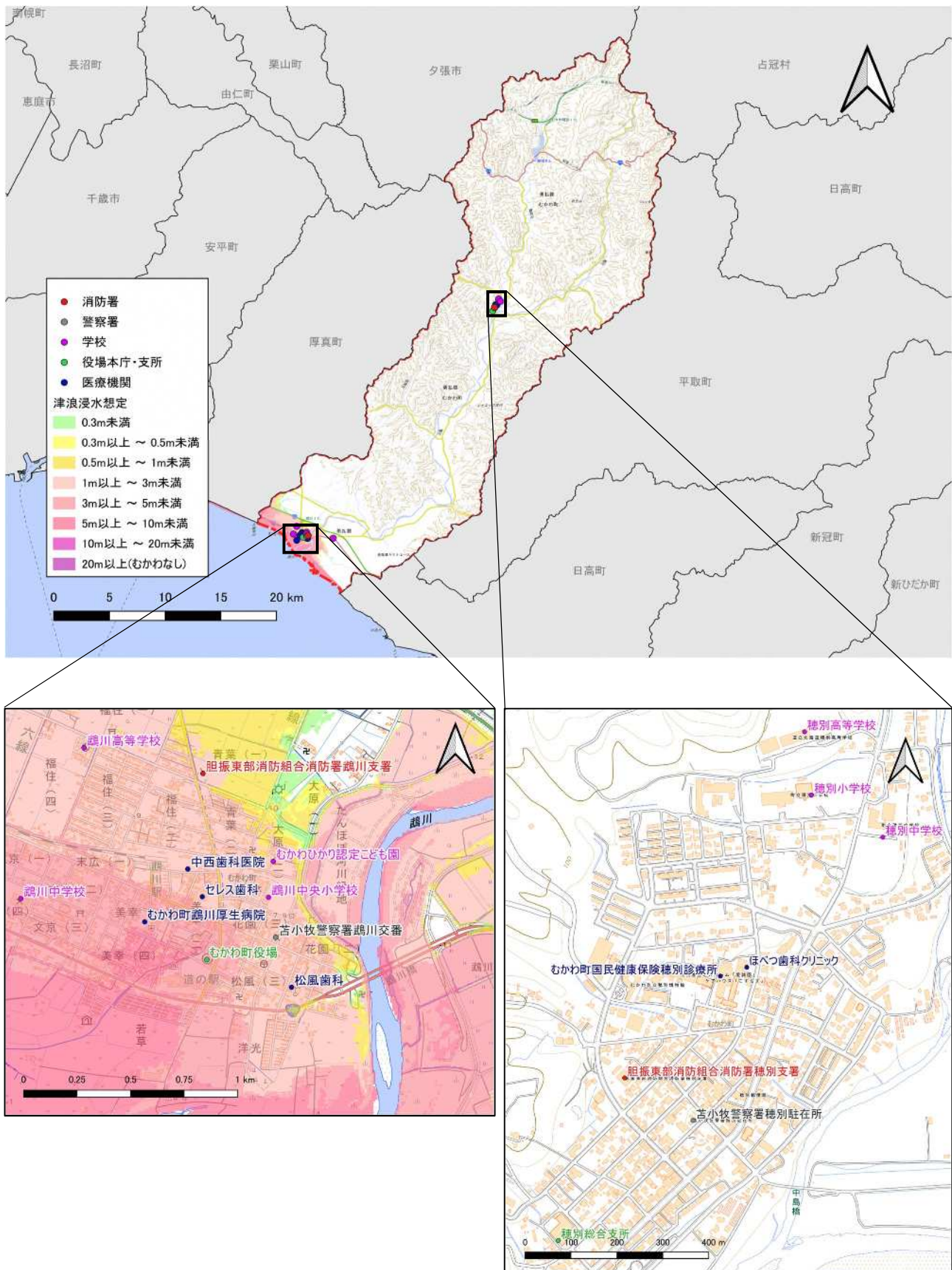


図 7-39 公共施設位置図

7.5.3 避難場所（収容人員や食料備蓄状況などを確認）

指定避難所として指定されている 32 箇所のうち、6 箇所が津波浸水想定区域内にあります。

また、指定緊急避難場所として指定されている 27 箇所のうち、12 箇所（うち 8 箇所が津波災害時の指定緊急避難場所、残り 4 箇所は津波災害以外の指定緊急避難場所）が津波浸水想定区域内にあります。

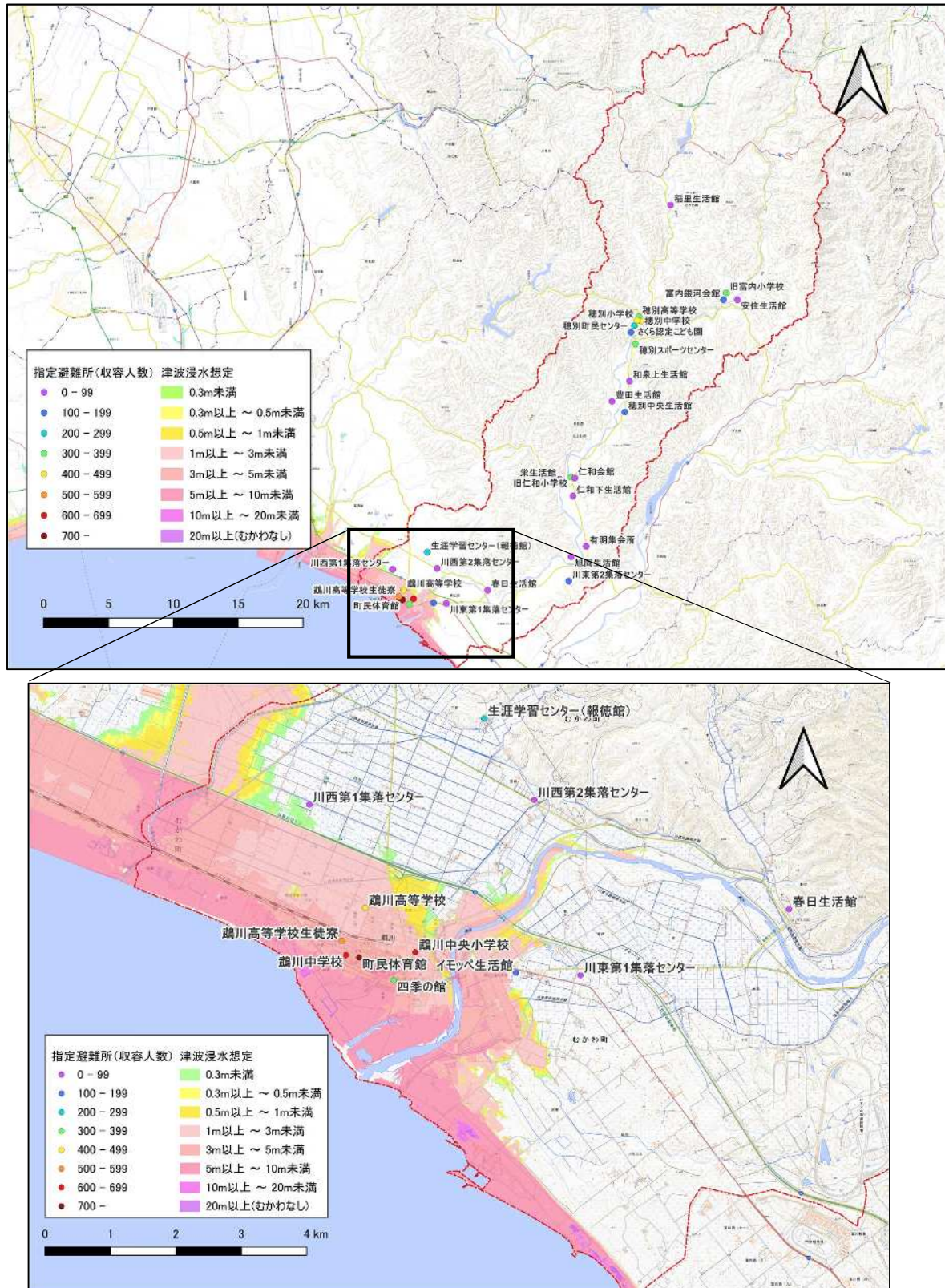


図 7-40 指定避難所位置図

表 7-8 指定避難所一覧

地区	施設名	所在地	想定収容人数（人）
鵜川地区	鵜川中央小学校	花園 1 丁目 14 番地	625 人
	川西第 1 集落センター	田浦 199 番地 11	66 人
	生涯学習センター（報徳館）	二宮 315 番地 4	239 人
	春日生活館	春日 190 番地 2	28 人
	イモッペ生活館	宮戸 77 番地 1	138 人
	川東第 2 集落センター	生田 441 番地 3	120 人
	鵜川中学校	文京 4 丁目 2 番地	629 人
	鵜川高等学校	福住 4 丁目 2 番地 1	464 人
	町民体育館	文京 3 丁目 4 番地	751 人
	四季の館	美幸 3 丁目 3 番地 1	344 人
	川西第 2 集落センター	豊城 311 番地 36	67 人
	旭岡生活館	旭岡 58 番地 3	30 人
	有明集会所	有明 38 番地 1	28 人
	鵜川高等学校生徒寮	文京 1 丁目 18 番地	503 人
	川東第 1 集落センター	宮戸 715 番地 2	66 人
穂別地区	穂別スポーツセンター	穂別 449 番地 4	324 人
	穂別町民センター	穂別 2 番地 1	119 人
	さくら認定こども園	穂別 80 番地 45	278 人
	穂別高等学校	穂別 127 番地	329 人
	穂別中学校	穂別 116 番地	467 人
	穂別小学校	穂別 114 番地 2	484 人
	旧仁和小学校	穂別仁和 344 番地	385 人
	仁和会館	穂別仁和 324 番地 1	66 人
	仁和下生活館	穂別仁和 199 番地 4	44 人
	栄生活館	穂別栄 71 番地 7	50 人
	和泉上生活館	穂別和泉 226 番地 16	49 人
	穂別中央生活館	穂別和泉 76 番地 1	130 人
	豊田生活館	穂別豊田 294 番地 3	44 人
	旧富内小学校	穂別富内 91 番地 3	303 人
	富内銀河会館	穂別富内 81 番地 15	118 人
	安住生活館	穂別安住 72 番地 2	49 人
	稲里生活館	穂別稲里 243 番地 2	44 人

出典：むかわ町地域防災計画 資料編

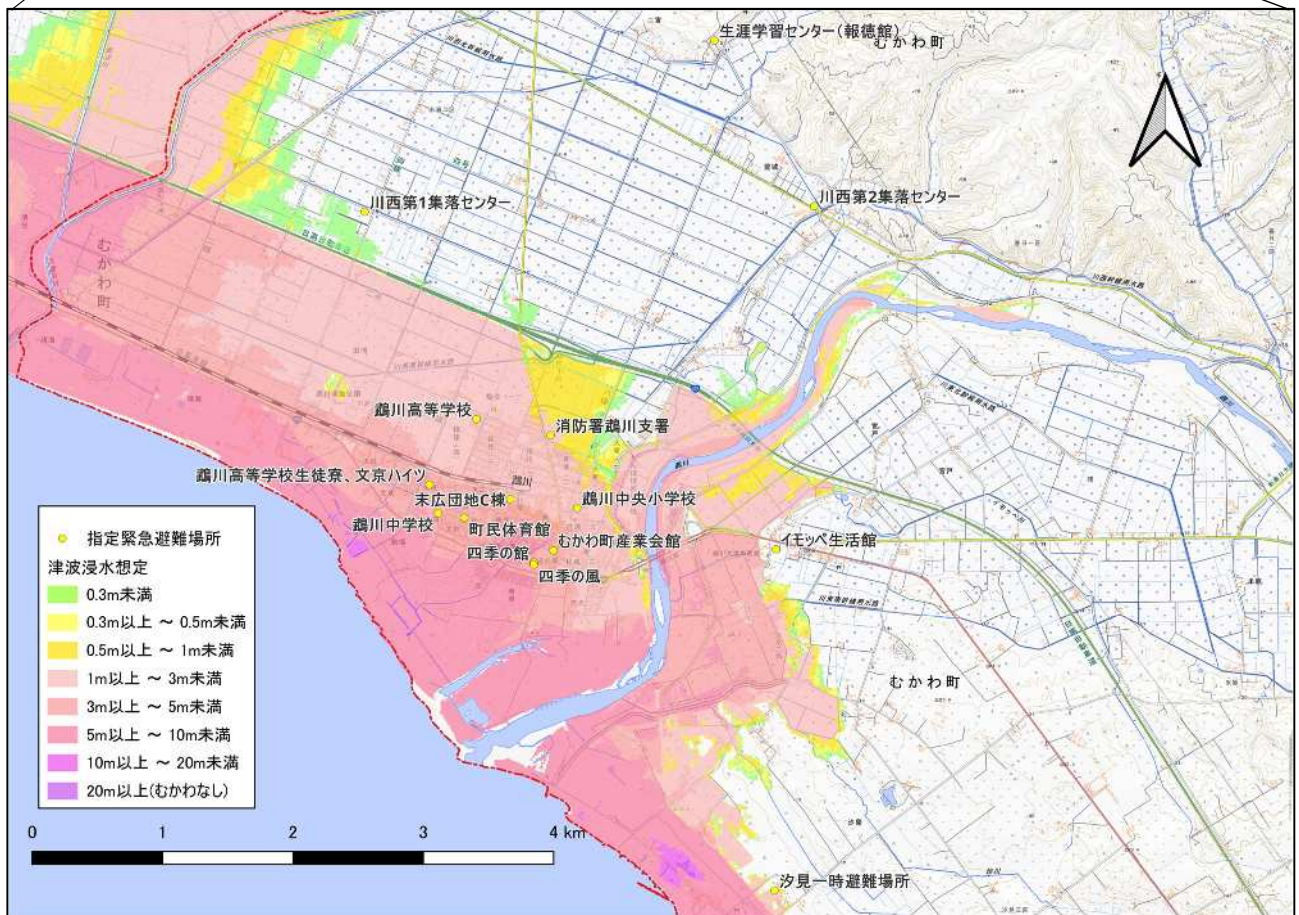
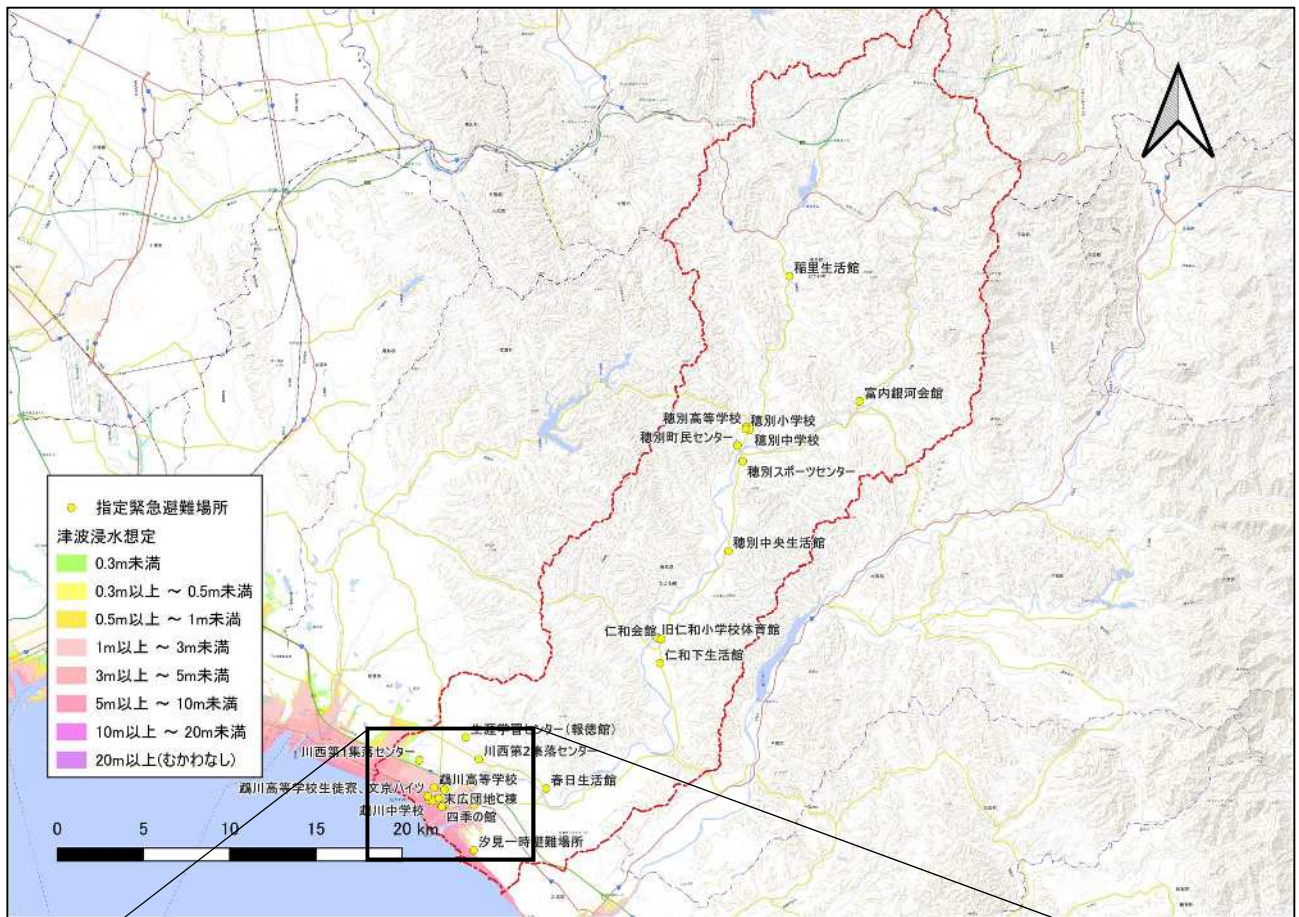


図 7-41 指定緊急避難場所位置図

表 7-9 指定緊急避難場所一覧

地区	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
鷗川地区	鷗川中央小学校	花園 1 丁目 14 番地	○			○	○
	川西第 1 集落センター	田浦 199 番地 11	○				○
	生涯学習センター（報徳館）	二宮 315 番地 4	○	○		○	○
	春日生活館	春日 190 番地 2	○	○		○	
	イモッペ生活館	宮戸 77 番地 1	○			○	○
	鷗川中学校	文京 4 丁目 2 番地	○			○	
	鷗川高等学校	福住 4 丁目 2 番地 1	○			○	○
	町民体育館	文京 3 丁目 4 番地	○			○	
	四季の館	美幸 3 丁目 3 番地 1	○			○	
	川西第 2 集落センター	豊城 311 番地 36	○	○		○	
	鷗川高等学校生徒寮	文京 1 丁目 18 番地	○			○	
	四季の風	美幸 3 丁目 3 番地 1					○
	むかわ産業会館	美幸 2 丁目 88 番地	○			○	○
	汐見一時避難場所	汐見 89 番地 3				○	○
	消防署鷗川支署	青葉 1 丁目 73 番地					○
	末広団地 C 棟	末広 1 丁目 67 番地 1					○
	文京ハイツ	文京 1 丁目 18 番地					○
穂別地区	穂別スポーツセンター	穂別 449 番地 4	○	○		○	
	穂別町民センター	穂別 2 番地 1	○	○		○	
	穂別高等学校	穂別 127 番地	○	○		○	
	穂別中学校	穂別 116 番地	○	○		○	
	穂別小学校	穂別 114 番地 2	○	○		○	
	旧仁和小学校体育館	穂別仁和 344 番地	○	○		○	
	仁和会館	穂別仁和 324 番地 1	○	○		○	
	穂別中央生活館	穂別和泉 76 番地 1	○	○		○	
	富内銀河会館	穂別富内 81 番地 15	○	○		○	
	稲里生活館	穂別稲里 243 番地 2	○	○		○	

出典：むかわ町地域防災計画 資料編

7.6 その他施設

7.6.1 保健・福祉施設

保険・福祉施設を以下に示します。

表 7-10 保健・福祉施設

中分類	所在地	施設名
居宅介護支援事業所	花園 2 丁目 45 番神野 AP21 号	Lifetime むかわ事業所
	美幸 3 丁目 3 番地	たんぼぼケアプランセンター
	美幸 3 丁目 3 番地 1	むかわ町社会福祉協議会指定居宅介護支援事務所
	美幸 1 丁目 86 番地厚生病院内	むかわ町鷺川厚生指定居宅介護支援事業所
	穂別 81 番地穂別診療所併設	穂別居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所	美幸 2 丁目 88 番地役場内	むかわ町指定介護予防支援事務所
	穂別 81 番地穂別診療所併設	むかわ町指定介護予防支援事務所
訪問介護事業所	田浦 251 番地 6	宅老所日和
	日高町富川	訪問介護事業所 Lifetime
訪問介護	美幸 1 丁目 86 番地厚生病院内	まちのケアリハステーション
	美幸 1 丁目 86 番地	むかわ町鷺川厚生病院
	穂別 81 番地	国民健康保険穂別診療所
訪問リハビリテーション	美幸 1 丁目 86 番地	むかわ町鷺川厚生病院
	苫小牧市	苫小牧東病院
居宅療養管理指導	美幸 1 丁目 86 番地	むかわ町鷺川厚生病院
	穂別 81 番地 39	ほべつ町材薬局
短期入所（ショートステイ）	駒場 105 番地	鷺川慶寿苑
	穂別 80 番地 10	愛誠園
	穂別 81 番地	国民健康保険穂別診療所
通所介護	田浦 251 番地 6	宅老所日和
	美幸 3 丁目 3 番地	デイサービスたんぼぼ
	花園 2 丁目 72 番地	デイサービス楽らくはうす
	穂別 81 番地 38	デイサービスセンターこすもす
	日高町富川	デイサービス陽だまり
通所リハビリテーション	美幸 1 丁目 86 番地厚生病院内	むかわデイケアセンター
福祉用具貸与・購入	末広 2 丁目 148	(有) きたはし工房
	花園 2 丁目 45 番神野 AP21 号	福祉用具レンタル・販売事業所 Lifetime
	苫小牧市	ダスキンヘルスレント苫小牧ステーション
	苫小牧市	マルベリーさわやかセンター
介護老人福祉施設	駒場 105 番地	鷺川慶寿苑
	穂別 80 番地 10	愛誠園
地域密着型共同生活介護	田浦 250	高齢者グループホーム「ふきのとう」
	穂別 106 番地 28	高齢者グループホーム「みのり」
その他の福祉施設	田浦 249 番地	高齢者共同住宅「こごみ荘」
	穂別 81 番地 38	ケアハウスこすもす
障がい者施設	穂別富内 114 番地	障がい者支援施設 ほべつ誠光、ほべつ誠和

出典：むかわ町提供資料

7.6.2 財政状況

2023 年度（令和 5 年度）の普通会計を基に歳入の内訳をみると、町税（地方税）が約 1,046,689 千円で、地方交付税が約 4,666,362 千円となっております。

町税をはじめとする自主財源は全体の 23.0%であるのに対し、依存財源は 77.0%です。なかでも地方交付税が最も多く全体の 47.8%を占めています。

表 7-11 令和 5 年度 むかわ町の歳入比較表

(千円)

年度	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比較	
項目	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
町税	1,046,689	10.7%	1,103,630	11.0%	△56,941	△5.2%
地方譲与税	176,511	1.8%	175,492	1.7%	1,019	0.6%
利子割交付金	309	0.0%	346	0.0%	△37	△10.7%
配当割交付金	2,885	0.0%	2,531	0.0%	354	14.0%
株式等譲渡所得割	3,338	0.0%	2,041	0.0%	1,297	63.5%
法人事業税交付金	15,637	0.2%	14,741	0.1%	896	6.1%
地方消費税交付金	204,647	2.1%	207,581	2.1%	△2,934	△1.4%
自動車取得税交付金	13,578	0.1%	11,613	0.1%	1,965	16.9%
環境性能割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	3,822	0.0%	3,450	0.0%	372	10.8%
地方交付税	4,666,362	47.8%	4,757,336	47.2%	△90,974	△1.9%
うち普通交付税	3,911,598	40.0%	3,933,279	37.0%	△21,681	△0.6%
うち特別交付税	754,764	7.7%	824,057	8.6%	△69,293	△8.4%
一般財源の計	6,134,906	62.8%	6,278,761	62.3%	△143,855	△2.3%
交通安全対策特別交付金	847	0.0%	837	0.0%	10	1.2%
分担金・負担金	33,287	0.3%	35,229	0.3%	△1,942	△5.5%
使用料・手数料	147,903	1.5%	160,108	1.6%	△12,205	△7.6%
国庫支出金	933,205	9.6%	987,360	9.8%	△54,155	△5.5%
道支出金	711,273	7.3%	660,091	6.6%	51,182	7.8%
財産収入	66,920	0.7%	70,195	0.7%	△3,275	△4.7%
寄附金	91,676	0.9%	85,882	0.9%	5,794	6.7%
繰入金	461,594	4.7%	293,882	2.9%	167,712	57.1%
繰越金	142,958	1.5%	137,196	1.4%	5,762	4.2%
諸収入	256,476	2.6%	197,690	2.0%	58,786	29.7%
地方債	787,915	8.1%	1,165,418	11.6%	△377,503	△32.4%
合計	9,768,960	37.2%	10,072,649	37.7%	△303,689	△3.0%

出典：むかわ町財政状況資料集

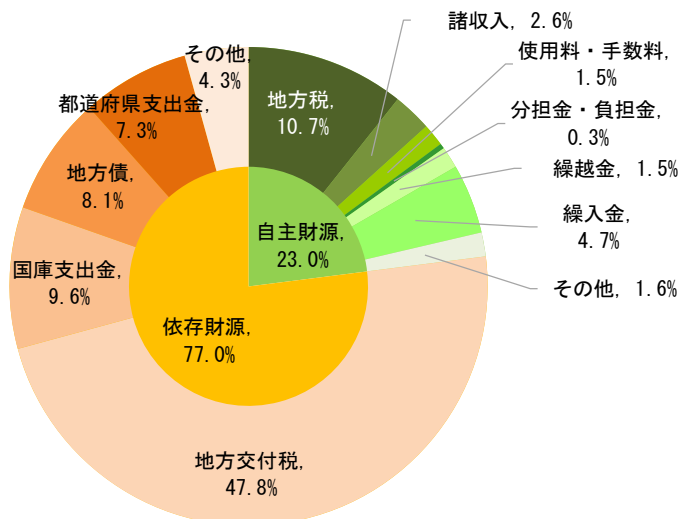


図 7-43 令和 5 年度 むかわ町の歳入の内訳

歳出の状況をみると、2023 年度（令和 5 年度）における義務的経費の全体に占める割合は 32.5%を占めています。

表 7-12 令和 5 年度 むかわ町の歳出比較表

(千円)

年度	令和 5 年度		令和 4 年度		前年度比較	
項目	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
人件費	1,411,220	15.0%	1,394,684	14.2%	16,536	1.2%
うち職員給	831,817	8.9%	8.1%	7.9%	34,121	4.3%
扶助費	631,497	6.7%	657,192	6.7%	-25,695	-3.9%
公債費	1,013,498	10.8%	1,093,684	11.2%	-80,186	-7.3%
元利償還金	989,709	10.5%	11.2%	10.8%	-103,728	-9.5%
一時借入金利子	214	0.0%	0.0%	0.0%	-33	-13.4%
義務的経費計 ①	3,056,215	32.5%	3,145,560	32.1%	-89,345	-2.8%
物件費 ②	1,614,491	17.2%	1,484,049	15.1%	130,442	8.8%
維持補修費 ③	269,349	2.9%	248,006	2.5%	21,343	8.6%
補助費等 ④	2,218,550	23.6%	2,214,011	22.6%	4,539	0.2%
うち一部事務組合負担金	621,196	6.6%	6.1%	5.9%	26,107	4.4%
操出金	601,390	6.4%	549,622	5.6%	51,768	9.4%
積立金	120,442	1.3%	287,162	2.9%	-166,720	-58.1%
投資・出資金・貸付金	196,365	2.1%	173,980	1.8%	22,385	12.9%
その他の経費 ⑤	918,197	9.8%	1,010,764	10.3%	-92,567	-9.2%
経常経費計①+②+③+④+⑤	8,076,802	86.0%	8,102,390	82.7%	-25,588	-0.3%
投資的経費	1,319,825	14.0%	1,697,301	17.3%	-377,476	-22.2%
うち普通建設事業費	1,141,604	12.1%	1,508,713	15.4%	-367,109	-24.3%
うち災害復旧事業費	178,221	1.9%	188,588	1.9%	-10,367	-5.5%
合計	9,396,627	100.0%	9,799,691	100.0%	-403,064	-4.1%

出典：むかわ町財政状況資料集

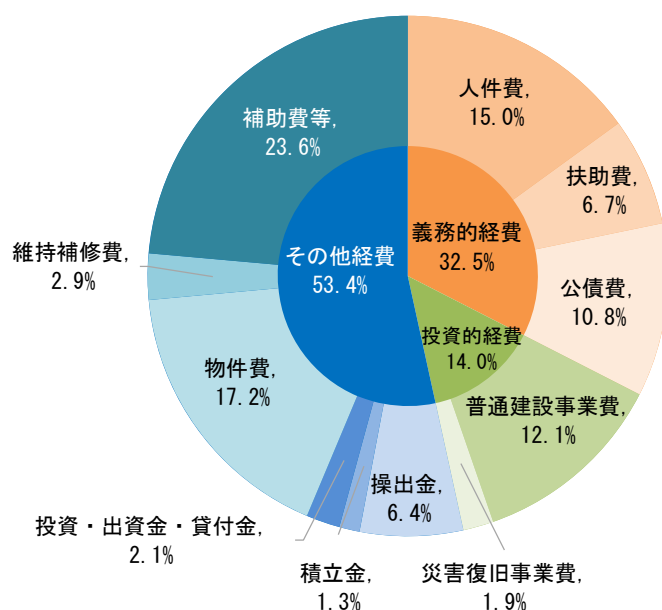


図 7-44 令和 5 年度 むかわ町の歳出の内訳

歳入・歳出の10年間の推移を見ると、2019年の胆振東部地震を契機に災害復旧事業により、歳入・歳出がともに大きく増加しましたが、その後どちらも減少傾向にあります。

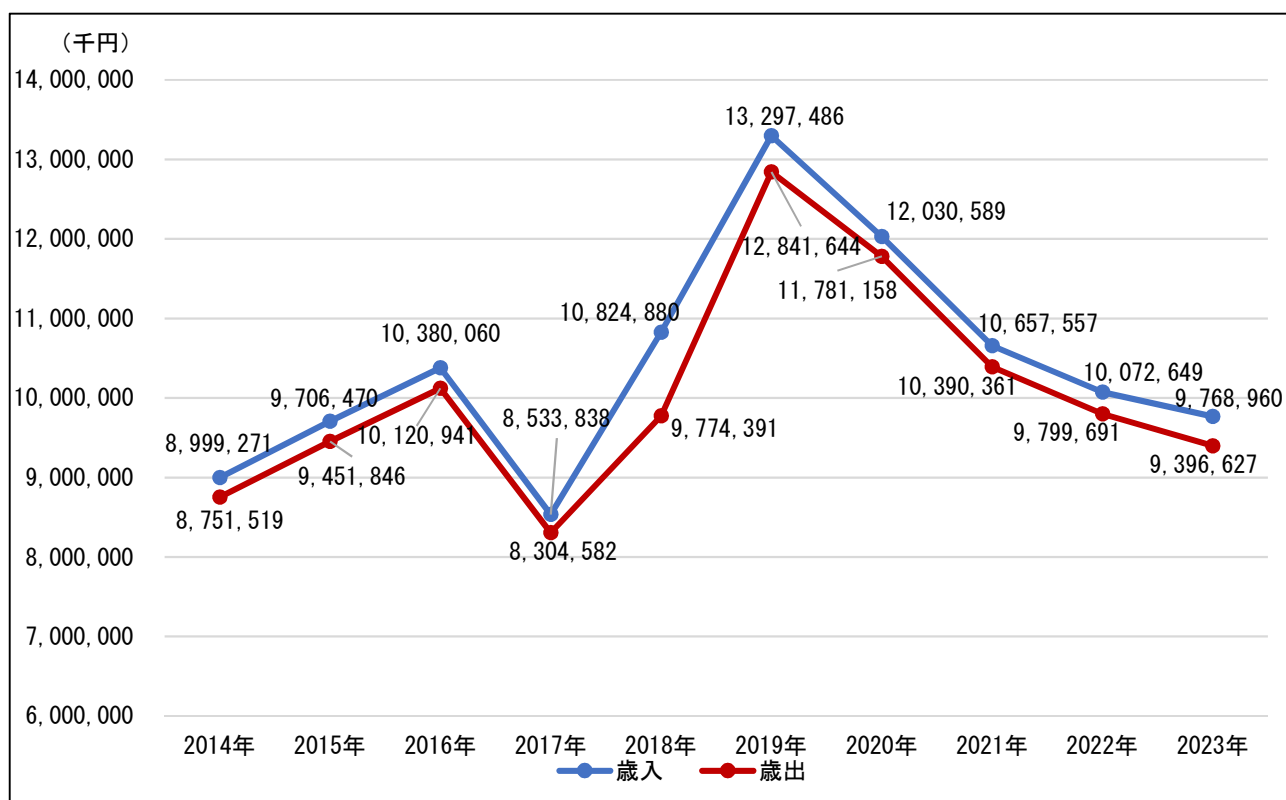


図 7-45 歳入・歳出の10年間推移

地方税は増加傾向にあります。地方税の構成割合は固定資産税が最も割合が大きく増加傾向にあります。

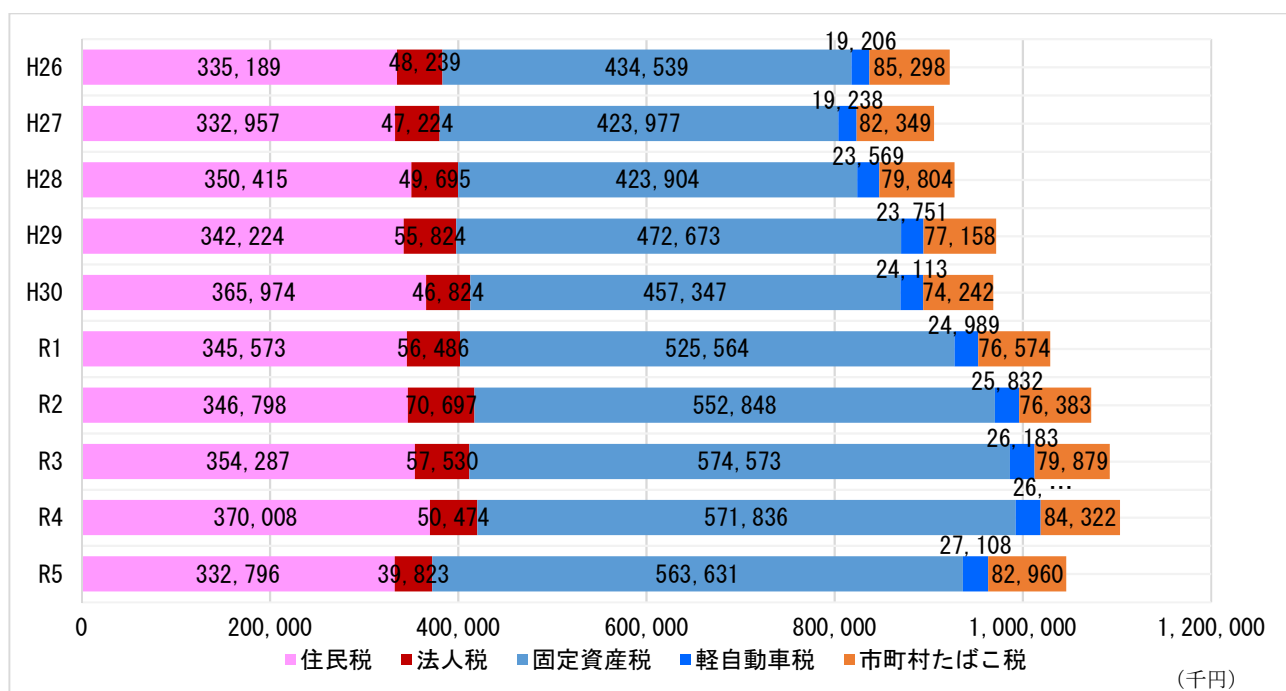


図 7-46 地方税の推移

7.6.3 海岸施設

むかわ町には、鵒川漁港（漁港種別第1種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）があり、鵒川漁業協同組合が使用しており、鵒川漁港は5m以上～10m未満の津波浸水想定区域内に位置しています。（ししゃもふ化場保有；鵒川河口部津波浸水エリア）

北海道は、L1津波に対応する海岸保全施設高さを（T.P. +3.7m）と設定しています。

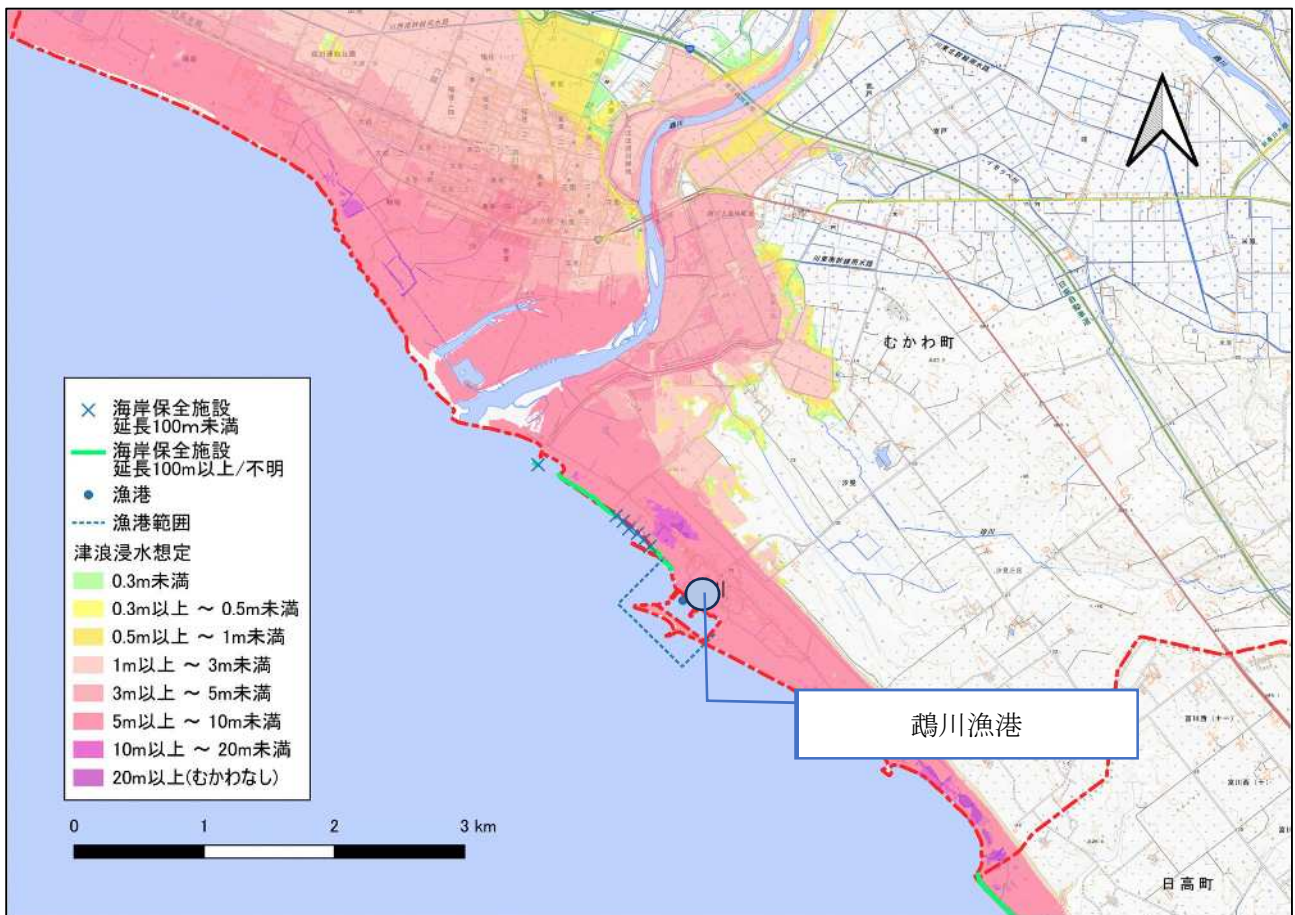


図 7-47 海岸施設位置図

7.6.4 地籍調査の実施状況

むかわ町の地籍調査の実施状況は 87%です。

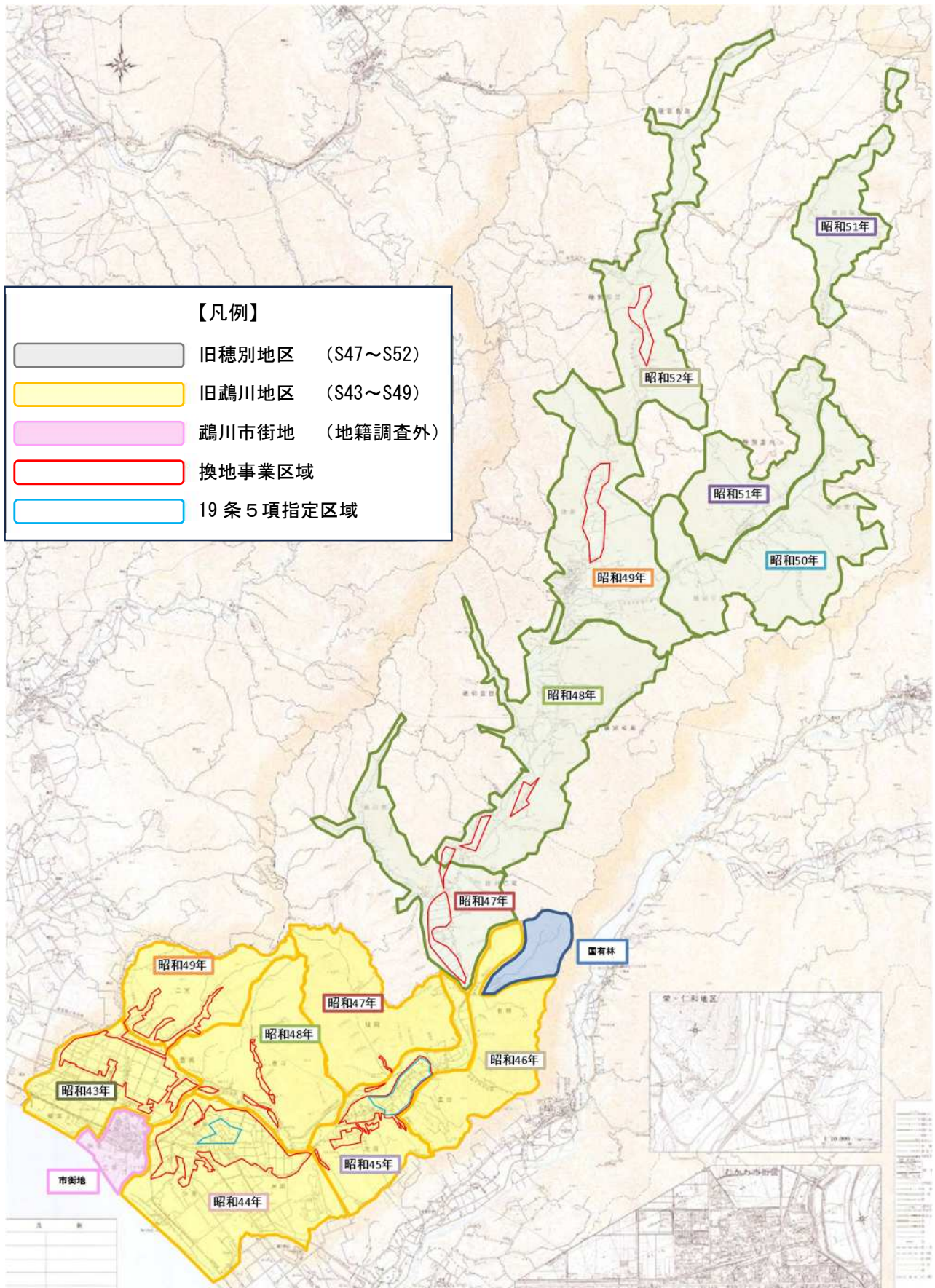


図 7-48 地籍調査の実施状況

7.7 上位関連計画における日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備え

むかわ町では、上位関連計画において、事前復興計画と連動する項目があります。それらの災害対応項目を整理し、紐づけを行います。

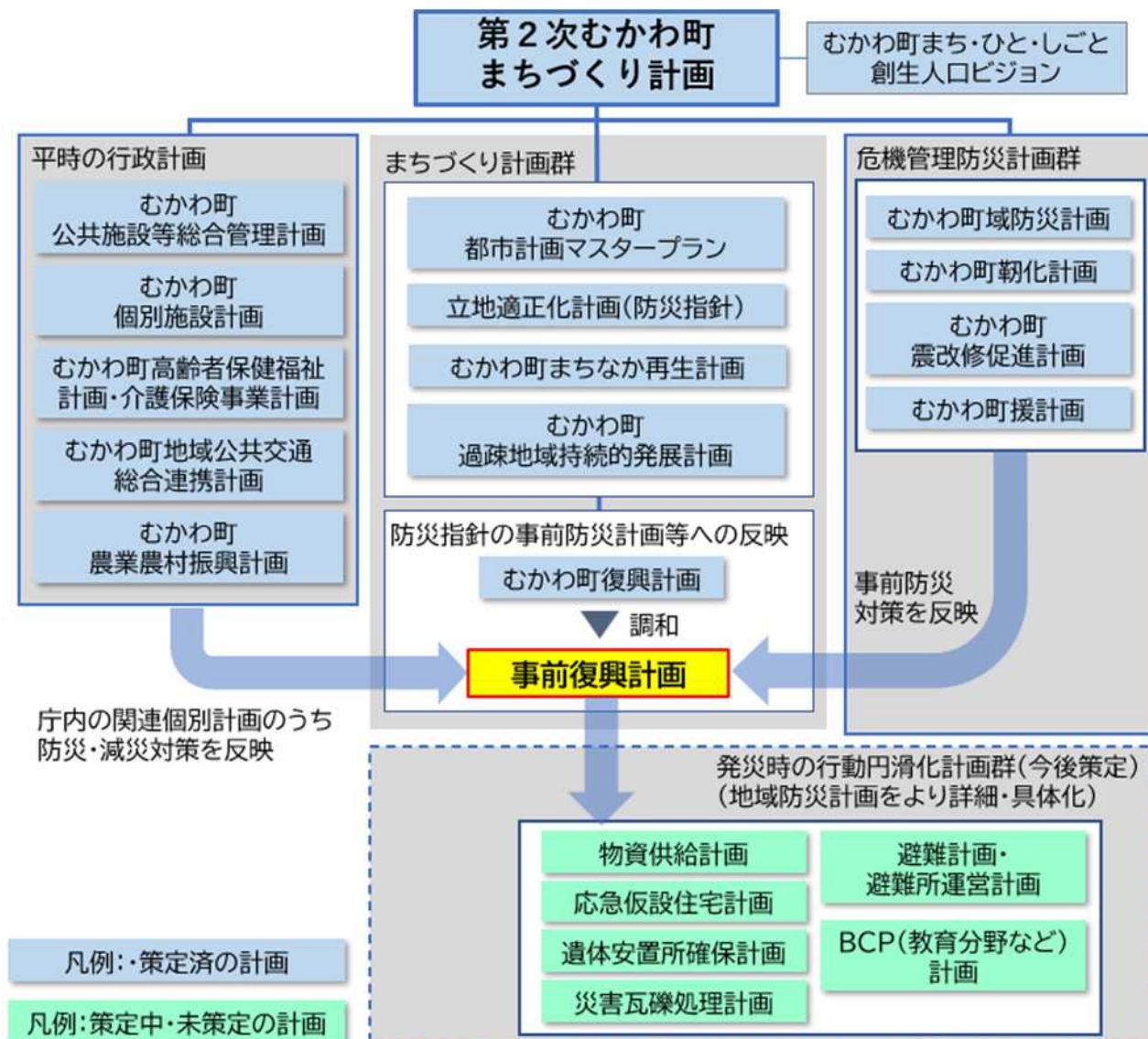


図 7-49 上位関連計画関係図

(1) 第2次むかわ町まちづくり計画

本計画は、本町の最上位計画として位置づけられ、まちの将来のあり方とその実現に向けた方策を示すとともに、町民と行政がまちの将来像を共有し、各分野の個別計画との整合性を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくための計画となっております。

本計画は令和3年3月に改訂され、魅力的なまちづくりを目指し、まちの将来像を『人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ』と定めています。

本計画は、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本的な計画」としても位置づけています。また、「むかわ町復興計画」や「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も内包した計画となっております。

本計画の中から、災害関連対応項目を以下に整理します。



図 7-50
第2次むかわ町
まちづくり計画

表 7-13 基本方針

基本方針	政策項目	具体的な取組み
健康でいきいきとした暮らしを創る	—	—
安心・快適な生活環境を創る	【暮らしの安全確保】 自然災害時における迅速・的確な情報提供に努め、住民自ら行動して対処する自助・共助による減災対策を強化するとともに、水源地域の森林から海岸までの流域全体の総合的な対策や地域防災力の向上を図ります。	●防災情報・災害記録の共有 ●防災力・減災力の向上 ●危機管理体制の強化 ●防災備品や避難所の環境整備 ●津波災害対策の推進
むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る	【農業の振興】 持続可能なむかわ農業を確立するため、新規就農者への支援や後継者対策などによる担い手確保、経営基盤の強化を行います。 【商工業の振興】 震災により大きな被害を受けた、まちなかの再生や賑わいの創出を目指します。	●農業地域の防災・減災対策 ●まちなかの再生と賑わいの創出
楽しく学び、まちを支える人を創る	—	—
みんなで支え合い、明るい未来を創る	【まちなかの再生となりわい・賑わいの創出】 地域コミュニティの再生・自治機能を強化するため、その基盤となる自治会町内会活動への支援を行い、まちを支える人材育成に努めます。 【行政の運営】 多様な行政課題に対応できる職員の育成や体制整備を進め、効率的で質の高い行政運営を目指します。	●まちなか再生の推進 ●被災地・被災者支援

(2) むかわ町都市計画マスタープラン

本計画は、本町が 21 世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市づくりの基本方針を示すことを目的に令和 4 年 3 月に策定されました。

本計画の中から、災害関連対応項目を以下に整理します。



図 7-51 むかわ町都市計画マスタープラン

1) 都市づくりの理念

『人と自然が輝く清流と健康のまち』

2) 分野別基本方針

①安全で快適な都市生活を持続可能とする都市づくりを進めます。

目標	整備・誘導の方針
自然環境と調和した土地利用を図ります。	用途地域の廃止の検討については、津波浸水想定区域も考慮して進めます。
豊かな暮らしを支える秩序と機能性のある土地利用の展開に努めます。	青葉地区については、防災性向上に向けた消防庁舎移転や防災拠点づくりを目指し、周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域の指定を検討します。

②誰もが移動しやすく快適に暮らせ、賑わいのある都市づくりを進めます。

目標	整備・誘導の方針
コンパクトな都市づくりに対応した利便性の高い交通基盤の整備に努めます。	長期にわたり未着手の都市計画道路については、将来の都市構造のあり方や防災の観点を踏まえ、見直しも含めた検討を行っていきます。
安全・安心かつやさしい交通環境の創出を進めます。	道路は救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路、延焼防止帯としての機能を果たすことから、防災面の機能向上を図るため、津波浸水など災害ハザードを考慮し、国や道と連携を図りながら、計画的な整備を推進します。

③快適で安心な生活環境や循環型社会の形成に向けた下水道の整備を進めます。

目標	整備・誘導の方針
災害に強い下水道施設の確保を図ります。	災害時においても、下水道機能を適切に確保させるため、下水道施設の耐震化や合併浄化槽の整備促進を図ります。

④将来にわたって快適な生活環境の確保を進めます。

目標	整備・誘導の方針
既存施設の適切な維持管理と整備拡充を図ります。	水道施設については、配水施設の整備・更新により強靱化を図り、老朽管の更新及び管路の耐震化により安定供給に努めます。

⑤安心・安全が実感できる、災害に強い都市づくりを進めます。

目標	整備・誘導の方針
各種災害ハザードへの対策を進めます。	大規模地震時における町民の安全を確保するため、「むかわ町強靱化計画」を基本に、施設管理及び建築物の耐震性の向上を図り、建物や工作物の倒壊などの防備に努めるとともに、津波発生時における海岸地区の被害を最小限に軽減するため、海岸保全施設の整備などについて国や北海道に対する要望活動を行います。
	台風や集中豪雨、地震により、地すべりやがけ崩れの発生する恐れのある危険区域などについては、緑化の促進や保全に努めるとともに、定期的な見回りや点検の実施、計画的な治山工事などを行い、災害の防止に努め、市街化の抑制や建築物の立地規制を進めます。 特に、土砂災害特別警戒区域に指定されている豊城地区などについては、災害防止の観点から市街化を抑制します。
	河川の整備・改修や遊水地・調整池の計画的な整備を進めるとともに、下水道の計画的な整備による雨水流出抑制策の実施など総合的な治水対策を進めます。 また、浸水や洪水などの水害対策はもとより、一級河川鶴川の河川整備と洪水防止対策を推進します。
災害に強い都市形成を目指します。	身近な防災拠点の役割を担う公園などの一時避難所や避難場所となる学校施設などの防災拠点を地域性に配慮しながら適切に整備・充実していくとともに、本町の災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎などの行政施設の機能強化に努めます。 また、消防庁舎の移転にあわせ、総合的な防災拠点としての機能強化を図るとともに、総合防災拠点を中心に各拠点間の防災ネットワーク化を推進します。
	災害時における緊急活動の円滑化、物資供給、被災後の迅速な復旧などを行うための重要な役割を担っている道路については、災害に強い都市づくりをしていくための生命線であり、予防・保全的な観点からも計画的な維持管理を推進します。 また、災害時における一時避難所や避難場所への避難を安全で円滑に行えるように、狭隘路の整備を図るとともに避難路の複数化を図ります。 あわせて、火災時における消防活動に支障のないよう道路空間を確保するなど、防災環境の改善に努めるとともに、延焼を防止するため、建物の不燃化を促進し、延焼防止帯としての機能を有する公園・緑地、幹線道路、緑道などの整備を進めます。
	「むかわ町地域防災計画」に基づく避難場所の確保を図り、避難場所となる建物の耐震化不燃化を図るとともに、商業地における建物の不燃化を進め、災害時の延焼防止に努めます。 また、災害時の避難路として、幹線道路の整備を図り生活道路の改善や新設に努めます。あわせて、日常生活に不可欠なライフラインである下水道などについては、災害時においても、その機能が維持されるよう、老朽化対策や耐震性の向上に努めます。
防災・減災に向けた地域防災力の向上を目指します。	町民の災害に関する理解を深めるため、防災訓練やハザードマップの作成配布などの啓蒙活動を推進するとともに、自治会や自主防災組織の育成強化や、防災に関する地域コミュニティ活動の支援を進め、防災活動の重要性と必要性を啓蒙し、町民意識の高揚に努めます。
	事前防災は、発生する可能性のある自然災害に対して、事前にその対策を講じるものであり、防災インフラを整備するとともに、各種災害に対応したタイムラインの活用・検証、国や道、大学などと連携してソフト対策を検討するなど、事前防災への取組を強化します。また、災害発生を想定し、被害を最小化につなげる事前復興の取組を推進します。

3) 重点整備地区のテーマ別の整備・誘導方針

①テーマ③むかしらしさを次世代につなぐまちなかづくり

地域の魅力を映し出すものとして次世代につなぐまちなかは、個性と賑わいのある景観形成を進め、魅力ある街並みづくりを目指すとともに、次世代へとつなぐ災害に強いまちなかづくりを進めるため、以下の整備・誘導方針を設定します。

表 7-14 整備・誘導方針等

整備・誘導方針	取組イメージ
●防災計画に基づく避難場所の確保 ⇒「むかわ町地域防災計画」などに基づく避難場所のさらなる確保と防災・減災対策を進めます。	一時避難場所を含む避難場所の確保、避難場所の耐震化不燃化
●緊急輸送道路の強化と避難路の整備 ⇒ 緊急輸送道路ネットワークの強化と避難できる通路のさらなる整備を進めます。	避難路としての幹線道路・生活道路の整備・改善
●災害時の延焼防止 ⇒ まちなかの商業地における建物の不燃化を図り、災害時の延焼防止に努めます。	商業地内の防災・減災対策



図 7-52 テーマ図

(3) むかわ町立地適正化計画

本計画は、まちの将来の課題に備え、より望ましい都市構造へ改善を図り、将来にわたり暮らしやすいまちを維持し続ける取組に早い段階から着手することに加え、都市全体での防災性能化も求められることから、居住や生活必要施設等機能の誘導、都市構造と公共交通の一体化、都市全体での防災・減災施策等に関する施策を計画的に推進することを目的に令和7年3月に策定されました。

本計画の中から、事前復興計画と関連する項目を以下に整理します。

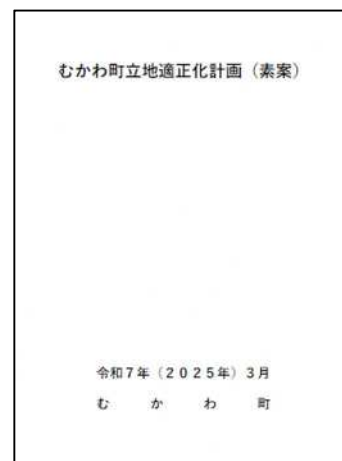


図 7-53 むかわ町立地適正化計画

1) 都市づくりの理念と将来像

本計画の理念は、「第2次むかわ町まちづくり計画」の理念を踏襲し定めます。

都市づくりの理念	人と自然が輝く清流と健康のまち
将来都市像	人とつながる、笑顔でつながる、 未来につながるまち むかわ
都市づくりの基本目標	1. 健やかで生きがいのある暮らしを実現する都市づくり 2. 安心・安全・快適に暮らし続けることのできる都市づくり 3. 地域資源を保全・活用し、まちの賑わいや活力を創出する都市づくり 4. 時代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長する都市づくり 5. 町民のつながりと助け合いにより、未来を創造する都市づくり

2) 都市づくりの方針

本計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）を以下のように定めます。

むかわ町が抱える課題	・人口減少 ・高齢化	・市街地のスポンジ化	〔都市交通〕 ・サービス縮小 ・カバー率維持 ・車依存の進行 ・利用者確保 ・財政負担増加	〔防災〕 ・洪水、津波時は都市計画区域全域が危険 ・安全な地域への居住誘導 ・建物安全性向上 ・避難行動の徹底
	・効率的で利便性の高い都市機能立地と住宅地とのアクセス性の確保			
	・低密度化 ・空き家増加	・都市機能の適正化		
	〔経済・財政〕 ・効率的で利便性の高い都市機能立地と住宅地とのアクセス性の確保が必要 ・自主財源の減少が懸念、歳入減少の抑制と歳出の抑制が必要			

持続可能な財政運営の実現

都市づくりの方針	＜居住環境＞ 世代を問わず快適な暮らしを実現する住環境の形成	＜都市機能＞ 既存ストックの活用による賑わいのあるまちなかの再生	＜公共交通＞ 地域の実情に応じた利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの確保	＜防災＞ 安心・安全に暮らし続けることのできる災害に強い都市づくり
----------	---	---	---	--

図 7-54 まちづくり方針図

3) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、今後も少子高齢化・人口減少が進展していくことが予想されるなか、市街地の居住人口維持を目指すため、将来的にも人口を維持することが見込まれるエリアを優先的に居住誘導区域に設定します。

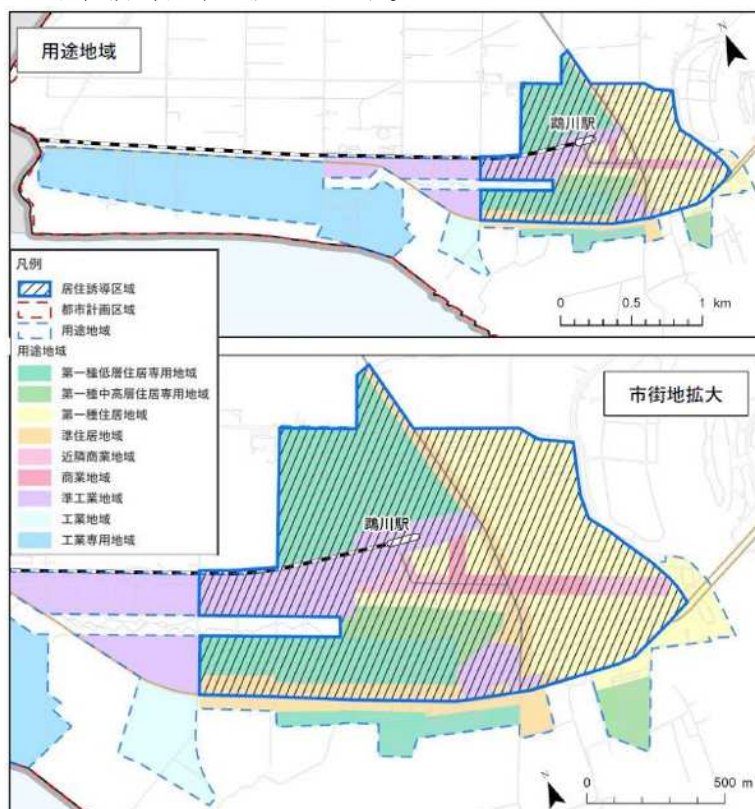


図 7-55 居住誘導区域図

4) 都市機能誘導区域の設定

本町では、町内で特に都市機能の集積が見られるエリア、かつ基幹的な交通拠点となる鶴川駅を中心としたエリアを都市拠点としており、この地区内に都市機能誘導区域を設定することでまちなかの再生及びにぎわいの創出を目指します。

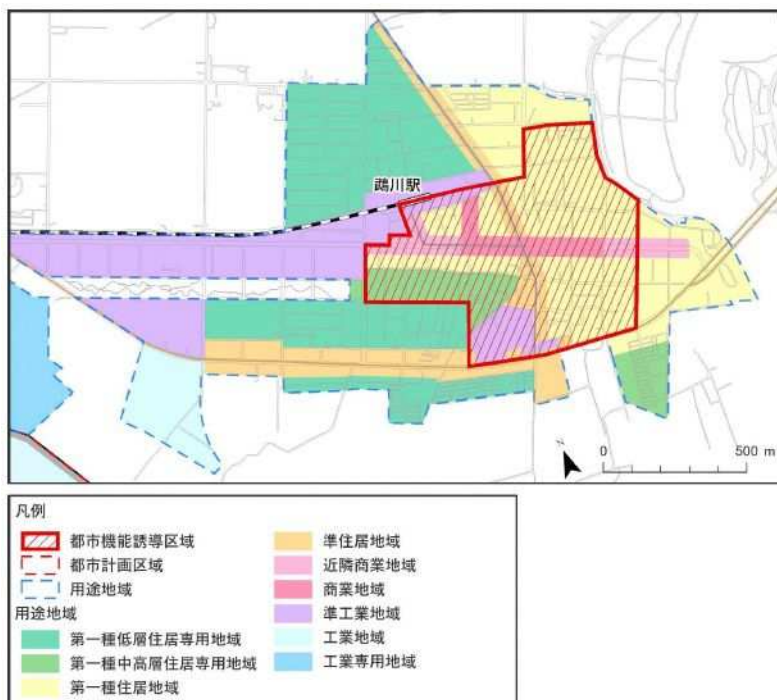


図 7-56 都市機能誘導区域図

5) 防災指針

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。

むかわ町立地適正化計画では、居住誘導区域に残存する災害リスクをできるだけ回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施するための具体的な取組を位置付けています。

①津波の際の車での避難経路

津波警報発表時には幹線道路へ交通が集中し、渋滞が発生することで避難が遅れる可能性があります。このため、本町では津波ハザードマップに車での基本的な避難経路を掲載し、地域ごとの分散移動を呼びかけています。

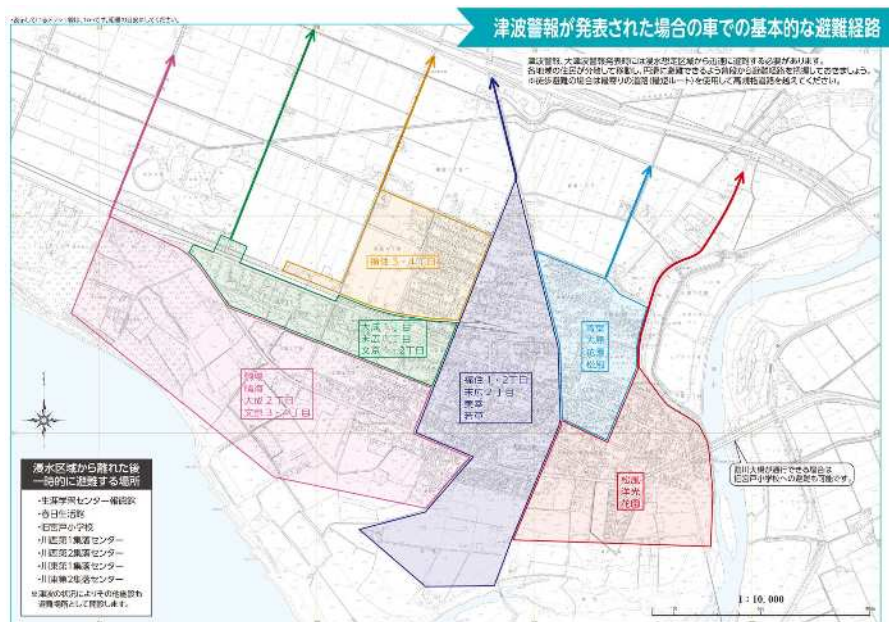


図 7-57 津波警報が発表された場合の車での基本的な避難経路

②津波の際の避難目標地点へ避難可能なエリアの分析

津波発生時、避難目標地点となる日高自動車以北へ徒歩避難が可能なエリアを分析すると、美幸地区や文京地区付近に徒歩避難が困難となるエリアが存在しています。また、夜間や冬期の場合はさらに避難開始時間が遅れ、徒歩避難が困難となるエリアが拡大するおそれがあります。



図 7-58 津波発生時における想定避難可能徒歩圏域

(4) むかわ町まちなか再生基本計画

本計画は、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震による震災以降失われたまちなかでの賑わい、なりわい創出やコミュニティの再生を計画的に推進するため、令和 4 年 3 月に策定されました。

本計画の中から、災害関連対応項目を以下に整理します。



図 7-59 むかわ町都市計画マスタープラン

1) 基本計画における主な取組

①多層的な拠点づくりと好循環の創出

復興・後世につなげる歴史的建造物資材等の有効活用	
北海道胆振東部地震で被災し、歴史的価値から保存していた旧布施旅館の資材や鶴川高校仮設寮で使用したモバイルハウスを、後世につなぐ貴重なレガシーとして活用し、地域振興や観光・産業振興等の復興につなげる整備を進めます。	●世代を超えた交流の場の創出につながる活用方法の検討 ●まちなかでのモバイルハウス活用方法の検討 ●全国から応援・寄付していただいた基金の活用による具現化 ●資材の有効活用によるゼロカーボン活動推進



図 7-60 整備イメージ図

②空き地・空き店舗の活用による賑わいの創出

空き地の有効活用による賑わい創出の場整備	
震災以降発生した空き地スペース（例：仮設店舗跡地など）において、賑わい創出に向けた活動展開を進めます。また、役場に隣接するモバイルハウスの多目的スペースをまちなかの空き地へ誘導し経済・交流活動の再建へとつなげます。	●町民とともに復興につながる活動の展開（例：マルシェ、キッチンカーなどの賑わい活動） ●まちなか復興賑わい創出事業実行委員会による賑わいづくりイベント（社会実験）の実施 ●まちなかでのモバイルハウスの活用



図 7-61 空き地の活用例

③両地区をつなぐ取組の充実・強化

両地区をつなぐヒト・モノ・コト・トキの充実・強化	
市町村合併から年数が経過し、より一層、一体的な取組を推進し、相乗的な効果を発揮するため、両地区のヒト・モノ・コト・トキをつなぐ充実・強化に向けた取組を進めます。	●「高度無線環境整備事業」による情報網のつながり強化 ●まちなか賑わい創出事業の展開による交流活性化等

(5) むかわ町復興計画

本計画は、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震での経験や教訓を基に、創造的復興・創生を目指し令和元年7月に策定されました。

本計画の概要を以下に整理します。



図 7-62 むかわ町復興計画

1) 復興に向けた基本理念と方向性

基本理念	震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指します。 まちの将来像「人と自然が輝く清流と健康のまち」を基本に、町民と行政が力を合わせて、いきいきとした生活が営めるまちづくりを進め、ふるさと「むかわ」の未来へつなぐ創造的復興・創生を目指します。	
復興の方向性	被災者の生活再建	公営住宅等の供給等 被災者の心身の健康管理の強化 等
	災害に強いまちづくり	地域防災計画の見直し 防災拠点施設の復旧・整備 等
	産業・経済の再生と発展	農林水産業生産基盤の再生 まちなかの活性化 等
	情報共有と町民参加によるまちづくり	まちづくり計画の改定 情報基盤の強靱化 等
	多様なネットワークを大切にするまちづくり	恐竜化石を活かしたまちづくり 関係・関心・交流人口の拡大 等

2) 復興期間

計画期間は7年間で、3期に分けて復興の取組を推進しています。令和6年度からは第Ⅲ期「復興・創生記」となり、令和7年度中に復興計画を完了する計画となっております。

3) 今後の取組

第Ⅲ期「復興・創生記」の取組を以下に示します。

復興の方向性	取組	内容
被災者の生活再建	公営住宅等の供給等	公営住宅への継続入居（R7まで） 生徒寮への入居（R7まで）
災害に強いまちづくり	防災拠点施設の復旧・整備	総合防災拠点施設等の整備（R6まで）
産業・経済の再生と発展	農林水産業の振興	各施策による振興策の推進（R7まで）
	なりわいと賑わい、交流の創出	博物館周辺エリアの再整備（R6まで） 地域商社（仮称）の設立と運営（R7まで）
情報共有と町民参加によるまちづくり	—	—
多様なネットワークを大切にするまちづくり	恐竜化石を活かしたまちづくり	博物館周辺エリアの再整備（R6まで） （再掲）
	関係・関心・交流人口の拡大	歴史的建造物の地域交流施設としての活用に向けた調査・研究（継続）

(6) むかわ町地域防災計画

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、むかわ町防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、本町における防災の万全を期することを目的に、令和6年6月に策定されました。

本計画の構成を以下に整理します。



図 7-63 むかわ町地域防災計画（本編）

第1章 総則

第2章 むかわ町の概況

第3章 防災組織

第4章 災害予防計画

- ・防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画、防災訓練計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、相互応援（受援）体制整備計画、自主防災組織の育成等に関する計画、避難体制整備計画、避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画、情報収集・伝達体制整備計画、建築物災害予防計画、消防計画、水害予防計画、風害予防計画、雪害予防計画、融雪災害予防計画、融雪災害予防計画、土砂災害の予防計画、積雪・寒冷地対策計画、複合災害に関する計画、業務継続計画の策定

第5章 災害応急対策計画

- ・災害情報収集・伝達計画、災害通信計画、災害広報・情報提供計画、避難対策計画、応急措置実施計画、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画、広域応援・受援計画、ヘリコプター等活用計画、救助救出計画、医療救護計画、防疫計画、災害警備計画、交通応急対策計画、輸送計画、食糧供給計画、給水計画、衣料、生活必需物資供給計画、石油類燃料供給計画、上下水道施設対策計画、応急土木対策計画、被災宅地安全対策計画、住宅対策計画、障害物除去計画、文教対策計画、行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画、家庭動物等対策計画、応急飼料計画、廃棄物等処理計画、災害ボランティアとの連携計画、労務供給計画、職員派遣計画、災害救助法の適用と実施

第6章 地震・津波災害対策計画

第7章 火山災害対策計画

第8章 事故災害対策計画

第9章 災害復旧・被災者援護

第10章 事前復興計画

各種災害発生時における被害想定に基づき、発災後、迅速かつ着実にまちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性、進め方等を定める「事前復興計画」の策定に取り組む。

(7) むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）

本計画は、災害対策基本法の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、むかわ町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、令和6年6月に策定されました。

本計画の構成を以下に整理します。



図 7-64 むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）

第1章 総則・防災組織

- ・目的、性格、基本となる事項、基本方針、地質及び社会的現況、地震・津波の発生状況、北海道における地震の想定、地震に対する調査研究の推進

第2章 災害予防計画

- ・町民の心構え、地震に強いまちづくり推進計画、地震・津波に関する防災知識の普及・啓発、防災訓練計画、物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画、相互応援（受援）体制整備計画、自主防災組織の育成等に関する計画、避難体制整備計画、避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画、津波災害予防計画、火災予防計画、危険物等災害予防計画、建築物等災害予防計画、土砂災害の予防計画、液状化災害予防計画、積雪・寒冷対策計画、業務継続計画の策定、複合災害に関する計画

第3章 災害応急対策計画

- ・応急活動体制、地震、津波情報の伝達計画、災害情報等の収集、伝達計画、災害広報・情報提供計画、避難対策計画、救助救出計画、地震火災等対策計画、津波災害応急対策計画、交通応急対策計画、輸送計画、ヘリコプター等活用計画、食糧供給計画、給水計画、衣料・生活必需物資供給計画、石油類燃料供給計画、生活関連施設対策計画、医療救護計画、防疫計画、廃棄物等処理計画、家庭動物等対策計画、文教対策計画、住宅対策計画、被災建築物安全対策計画、被災宅地安全対策計画、行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画、障害物除去計画、広域応援・受援計画、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画、災害ボランティアとの連携計画、災害救助法の適用と実施

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(8) むかわ町強靱化計画

本計画は、自然災害や感染症に対する脆弱さを見つめ直し、町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため令和 3 年 7 月に策定されました。

本計画の概要を以下に整理します。



図 7-65 むかわ町強靱化計画

1) 強靱化の目標

○大規模自然災害から町民の生命・財産とむかわ町の社会経済システムを守り、創造的復興に向けた体制の構築を図ります。

○まちの将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向けて、むかわ町の持続的な成長を促進します。

2) 対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、国計画が首都直下地震や南海トラフ地震、太平洋沖における海溝型地震や火山噴火など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とします。

3) リスクシナリオ

国計画や道計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性などを踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、5 つのカテゴリーと 18 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

4) 脆弱性評価結果及び施策プログラム

18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、脆弱性評価及び事態回避に向け推進する施策プログラムを掲載しています。

表 7-15 リスクシナリオと施策プログラム

リスクシナリオ	施策プログラム	関連計画
地震などによる建築物などの大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	・住宅・建築物などの耐震化 ・建築物などの老朽化対策 ・避難場所などの指定・整備 ・緊急輸送道路などの整備 ・防災知識・火災予防に関する啓発活動など	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	・警戒避難体制の整備	①、②
大規模津波などによる多数の死傷者の発生	・津波避難体制の整備	①、②
突発的または広域かつ長期的な市街地などの浸水	・洪水避難体制の整備 ・河川改修などの治水対策	①、②
暴風雪及び豪雪による交通途絶などに伴う死傷者の発生	・暴風雪時における道路管理体制の強化 ・除雪体制の確保	①、②
積雪寒冷を想定した避難体制などの未整備による被害の拡大	・積雪寒冷を想定した避難所などの対策	①、②

表 1-15 リスクシナリオと施策プログラム

リスクシナリオ	施策プログラム	関連計画
情報収集・伝達の不備・途絶などによる死傷者の拡大	・関係機関の情報共有化 ・住民などへの情報伝達体制の強化 ・観光客、高齢者などの要配慮者対策 ・地域防災活動、防災教育の推進	①、②、⑧
被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	・物資供給などに係る連携体制の整備 ・非常用物資の備蓄促進	①、②、⑨
消防、自衛隊などの被災などによる救助・救急活動の停滞	・防災訓練などによる関係機関の連携強化 ・自衛隊体制の維持・拡充 ・救急活動などに要する情報基盤、資機材の整備	①、②
被災地における保健・医療・福祉機能などの麻痺	・災害時における医療支援体制の強化 ・災害時における福祉的支援 ・防疫対策 ・避難所などの生活環境の改善、健康への配慮	①、②、⑨、⑩
町内外における行政機能の大幅な低下	・災害対策本部機能などの強化 ・業務継続体制の整備 ・広域応援・受援体制の整備	①、②、⑥
長期的または広範囲なエネルギー供給の停止	・再生可能エネルギーの導入拡大 ・電力基盤などの整備 ・石油燃料供給の確保	①、②
食料の安定供給の停滞	・食料生産基盤の整備 ・地場農産物の付加価値向上と販路拡大	①、⑪、⑫、⑬
上下水道などの長期間にわたる機能停止	・水道施設などの防災対策 ・下水道施設などの防災対策	①、②、④、⑭、⑮
町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	・道路交通ネットワークの整備 ・道路施設の防災対策 ・広域的な公共交通の維持・確保	①、②、④、⑯、⑰、⑱、⑲
農地・森林などの荒廃による被害の拡大	・森林の整備・保全 ・農地・農業水利施設などの保全管理	①、②、⑪、⑫、⑳
災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	・災害廃棄物の処理体制の確立	①、②、㉑
復旧・復興などを担う人材の絶対的不足	・災害対応に不可欠な建設業、ボランティアなどとの連携 ・行政職員による応援・受援体制の強化	①、②

- ①第2次むかわ町まちづくり計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略、復興計画）
- ②むかわ町地域防災計画
- ③むかわ町空家等対策計画
- ④むかわ町公共施設等総合管理計画
- ⑤むかわ町公営住宅等長寿命化計画
- ⑥むかわ町耐震改修促進計画
- ⑦むかわ町公園施設長寿命化計画
- ⑧むかわ町高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画
- ⑨地域福祉実践計画
- ⑩むかわ町保健事業計画
- ⑪むかわ町農業・農村振興計画
- ⑫むかわ町農業振興地域整備計画
- ⑬浜の活力再生プラン
- ⑭むかわ町水道事業経営戦略
- ⑮むかわ町下水道事業経営戦略
- ⑯むかわ町橋梁長寿命化修繕計画
- ⑰むかわ町道路ストック修繕計画
- ⑱むかわ町農道橋個別施設計画
- ⑲むかわ町林道橋個別施設計画
- ⑳むかわ町森林整備計画
- ㉑災害廃棄物処理計画

(9) むかわ町耐震改修促進計画

本計画は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・身体・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性向上を図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とし、令和5年3月に策定されました。

本計画の概要を以下に整理します。

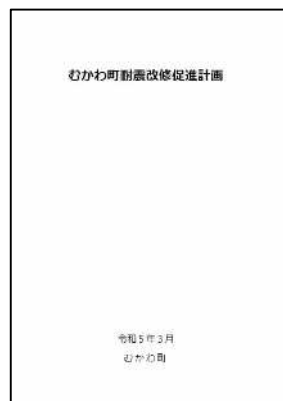


図 7-66 むかわ町耐震改修促進計画

1) 想定地震の揺れによる被害想定

想定地震と揺れによる被害想定を以下に示します。

表 7-16 震度が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度 階級	全半壊棟数 (棟)			全半壊率 (%)	死者数	負傷者数
				全壊棟数	半壊棟数				
石狩低地東縁断層帯 南部	深さ 3km30_2	7.0	7	2,880	1,736	1,144	39.1%	14	81
石狩低地東縁断層帯 主部	(南) 深さ 3km45_5	5.8	6 弱	87	10	77	1.2%	0	6
(参考)北海道胆振東部地震 (H30.9.6)		6.7	6 強	589	224	365	-	1	277

2) 想定地震の揺れによる被害想定

耐震化の目標を以下に示します。

表 7-17 耐震化率目標の設定

	区分	前計画 策定当初	(年)	現状	(年)	R7年度 目標	R12年度 目標
国	住宅	約 79%	(H20)	約 87%	(H30)	—	概ね解消
	多数利用建築物	約 80%	(H20)	約 89%	(H30)	—	
	耐震診断義務付け対象建築物※	—		約 74%	(R2)	概ね解消	
道	住宅	76.2%	(H18)	90.6%	(R2)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	78.0%	(H18)	93.7%	(R2)	概ね解消	
	耐震診断義務付け対象建築物※	—		80.7%	(R2)	概ね解消	
むかわ町	住宅	62.5%	(H19)	70.2%	(R4)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	11.1%	(H19)	95.2%	(R4)	概ね解消	概ね解消
	耐震診断義務付け対象建築物※	—		100.0%	(R4)	100%	100%

※耐震診断義務付け対象建築物の現状及び目標は旧耐震基準建築物のみ対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。

避難施設の耐震化の目標を以下に示します。

(鶴川地区)		(穂別地区)	
名称	建築年	名称	建築年
川東第2集落センター	1981 (S56)	旧仁和小学校	1964 (S39)
旭岡生活館	1972 (S47)	仁和下生活館	1973 (S48)
有明集会所	1975 (S50)	栄生活館	1970 (S45)
		和泉上生活館	1977 (S52)
		豊田生活館	1965 (S40)
		安住生活館	1967 (S42)
		稲里生活館	1969 (S44)

(10) むかわ町公共施設等総合管理計画、むかわ町個別施設計画

本計画は、平成 29 年度に策定されましたが、震災からの復旧状況を考慮管理方針の再検討を行いつつ、建築系公共施設の個別施設計画の策定を進内容を反映し、令和 4 年度に改訂したものです。

本計画の概要を以下に整理します。

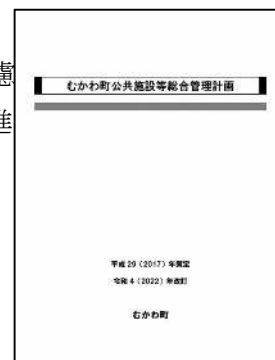


図 7-67 むかわ町公共施設等総合管理計画

1) 基本方針

表 7-18 公共施設等総合管理計画の基本方針

方針①施設保有量の最適化	・既存施設の有効活用と新規整備の抑制 ・統合や廃止の推進 ・利用者等との合意形成
方針②適切な維持管理の推進	・施設の長寿命化 ・定期的な点検・診断等の実施 ・安全性の確保 ・災害時への備え・耐震性の向上
方針③民間等との連携・協働	・民間・団体との協働 ・広域連携・行政間連携
方針④ユニバーサルデザイン化の推進	多様な人々が施設を利用しやすい環境を整える
方針⑤脱炭素化の推進	脱炭素化に向けた取組を推進する

2) 施設類型ごとの基本方針

表 7-19 施設類型ごとの基本方針

学校教育系施設	・穂別地区の義務教育学校施設改修の考え方と連動した運動施設の複合化 ・廃校全体の利活用検討課題の庁内全体化 ・住宅需要に対応した総量の適正化
町民集会系施設	・人口減少の背景、施設配置地区や需要実態のバランスを鑑みた集約の実現性の検証 ・避難所機能、利用頻度、維持管理費用、建替費用等を踏まえた整備計画と施設配置 ・譲渡前提とした場合においても、必要最小限のケア（維持）の必要性を考慮
社会教育系施設	・既存施設の長寿命化工事による耐用年数の延長 ・穂別地区の義務教育学校施設改修の考え方と連動した運動施設の複合化 ・穂別高校の高校配置計画に応じた穂星寮の用途調整 ・博物館周辺エリア再整備基本計画に基づく施設管理
産業・観光・交流施設	・主要観光施設の資産更新及び長寿命化工事による耐用年数の延長 ・用途変更、民間譲渡等により、財政制約下における総量適正化 ・博物館周辺エリア再整備基本計画に基づく施設管理（再掲）
子育て支援施設	・主要施設の長寿命化と、児童数減少に応じた削減 ・さくら認定こども園の民間譲渡による総量適正化と地域保育所の将来的な利活用検証
保健・福祉施設	・既存施設の予防保全的長寿命化と、遊休施設除却による総量削減
医療施設	・施設機能重要度の高い鶴川厚生病院及び穂別診療所の計画的整備による維持 ・医師・看護師住宅の需要を見極めた上で、施設除却による総量削減
行政系施設	・基幹行政施設である本庁舎及び穂別総合支所の計画的整備 ・人口減少に伴う職員数変容に応じ、住宅必要量の維持、不要量の見極めによる総量適正化
公営住宅	・むかわ町公営住宅長寿命化計画に基づく総量管理
公園施設	・基本方針と同様、また、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに応じた計画的対応
その他施設	・遊休施設の譲渡、除却の着実な推進 ・普通財産化されている廃校利活用検討の全体化 ・策定予定の地域公共交通計画に応じたバス停管理
道路	・基本方針と同様、また、むかわ町道路ストック修繕計画の見直しに応じた計画的対応
橋梁	・基本方針と同様、また、むかわ町橋梁長寿命化修繕計画の見直しに応じた計画的対応
上水道	・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理
下水道	・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理
公園	・基本方針と同様、また、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに応じた計画的対応

(11) むかわ町過疎地域持続的発展計画

本計画は、町内全域が過疎地域として指定されており、持続的発展を図るため、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標、実施すべき施策、他の市町村との連携などについてとりまとめ、令和3年度に策定（令和4年度軽微な変更）したものです。



図 7-68 むかわ町過疎地域持続的発展計画

地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や実施すべき対策を以下に示します。

表 7-20 公持続的発展の基本的方針と実施すべき施策

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材確保・育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業ほか
	(2) 地域交流	関係人口創出・拡大事業ほか
	(3) 人材育成	介護職員人材確保・育成支援対策事業
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業・移住・定住	空き家・空き地等対策事業ほか
2. 産業の振興	(1) 基盤整備	国営かんがい排水事業ほか
	(2) 漁港施設	水産業供給基盤機能促進事業
	(3) 経営近代化施設	ししゃもふ化場整備事業ほか
	(7) 商業	中小企業振興融資事業ほか
	(9) 観光又はレクリエーション	広域観光推進事業ほか
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業労働力確保対策事業ほか
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	高度無線環境整備推進事業
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業・情報	地域情報告知端末等整備事業
	その他	防災無線整備事業
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	各道路、橋梁整備事業
	(2) 農道	各農道整備事業
	(3) 林道	各林道整備事業
	その他	町営バス（路線バス）運行事業ほか
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設	水道整備事業ほか
	(2) 下水処理施設	公共下水道整備事業ほか
	(3) 廃棄物処理施設	ごみ処理対策事業ほか
	(4) 火葬場	火葬場維持整備事業
	(5) 消防施設	防災情報発信事業ほか
	(6) 公営住宅	公営住宅解体事業ほか
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設除却事業
	その他	都市公園整備事業ほか
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	児童福祉施設維持管理事業ほか
	(2) 認定こども園	認定こども園改修事業ほか
	(3) 高齢者福祉施設	介護施設等改修事業ほか
	(6) 母子福祉施設	子育て支援センター運営事業
	(7) 市町村保健センター	ふれあい健康C管理運営事業ほか
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	生活支援体制整備事業ほか
7. 医療の確保	(1) 診療施設	医療機器等更新事業ほか
	(4) その他	医療従事者人材確保事業ほか
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	義務教育施設改修事業ほか
	(3) 集会施設、体育施設等	生活館改修整備事業ほか
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ICT活用推進事業ほか
	(5) その他	学習支援員・介助員配置事業ほか
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域集会施設改修等支援事業ほか
10. 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	博物館整備運営事業
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	恐竜ワールド構想事業ほか
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギーの導入推進事業ほか

